

桐生市障害者計画
第7期桐生市障害福祉計画
第3期桐生市障害児福祉計画

令和6年3月

桐生市

はじめに

桐生市では、平成24年3月に前「桐生市障害者計画」、令和3年3月に「第6期桐生市障害福祉計画・第2期桐生市障害児福祉計画」を作成し、障害を持った方が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して施策を推進してまいりました。

国では、障害者差別解消法、成年後見制度利用促進法など障害者の権利擁護のための法整備とともに、近年では障害者文化芸術活動推進法や読書バリアフリー法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法などに基づいた、障害者の社会参加を促進するための取組も着々と進められてきています。

共生社会の実現に向け、地域での生活を支援する体制の構築がより強く求められている中、前計画が終期を迎えることを受け、国の障害者基本計画や基本指針の見直しに沿った形で内容を見直し、新たな計画を作成いたしました。本計画では、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体的なものとして計画間の整合性を図るとともに、社会状況やニーズの変化に対応するため、基本的な施策である障害者計画の期間の見直しを行っております。

今後も、障害を持った方の自立と社会参加を促進するための取組、相談支援体制の充実、必要なサービスを提供するための体制整備、障害への正しい理解を深めるための啓発等を行い、障害の有無にかかわらず全ての人が共生する社会の実現に向けて努めてまいります。皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の作成にあたり、ご協力をいただきました桐生市地域自立支援協議会委員の皆様、アンケート調査にご回答をいただいた市民の皆様をはじめ、関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月



桐生市長 荒木 恵司

目次

第1章 計画の作成にあたって	1
第1節 計画の位置付け	1
第2節 背景	1
1 国・県の動き	1
2 桐生市の動き	2
第3節 計画の期間	2
1 障害者計画	2
2 障害福祉計画・障害児福祉計画	2
第2章 障害者(児)を取り巻く現状	4
第1節 人口と障害者の動向	4
1 本市の人口に占める障害者(手帳所持者等)の割合	4
2 国・群馬県の状況(手帳所持者数・令和3年度末現在)	4
3 身体障害者の動向	5
4 知的障害者の動向	7
5 精神障害者の動向	8
第2節 障害児等の就学等の状況	10
1 特別支援学校及び特別支援学級等の状況	10
2 幼稚園・保育園・認定こども園の状況	11
第3節 障害者の雇用・就業の状況	12
1 職業紹介及び登録状況	12
2 民間企業における障害者の雇用状況	12
第3章 障害者計画	13
第1節 基本的な考え方	13
第2節 前計画の取組状況	13
第3節 各種施策の具体的方策について	38
1 「心のバリアフリー」の推進	39

2 障害の発生予防と軽減のために	40
3 生活の質の向上のために.....	41
4 一人ひとりの特性に応じた教育・育成のために.....	43
5 働きやすい職場・就業の場の確保のために	44
6 社会参加の促進のために.....	45
7 住みよいまちにするために	46
第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画.....	49
第1節 基本的事項	49
第2節 障害者総合支援法によるサービスの全体像と取組の体制	53
1 障害福祉サービスの体系	53
2 取組の体制	54
第3節 障害福祉サービス等の利用状況と課題.....	55
1 障害福祉サービスの利用実績(令和3年度～令和5年度).....	55
2 地域生活支援事業利用者数等の実績(令和3年度～令和5年度)	56
3 児童福祉法に基づくサービスの利用実績(令和3年度～令和5年度).....	58
4 第6期計画における達成状況と今後の取組	58
第4節 成果目標	62
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	62
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	62
3 地域生活支援の充実.....	63
4 福祉施設から一般就労への移行等	64
5 障害児支援の提供体制の整備等.....	66
6 相談支援体制の充実・強化等.....	68
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	69
第5節 障害福祉サービスの必要量の見込みと確保のための方策	70
1 訪問系サービス.....	70
2 日中活動系サービス	72
3 居住系サービス.....	78
4 相談支援	80
5 障害福祉サービス見込量集計表	82
第6節 地域生活支援事業	85

1 実施する事業の概要	85
2 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保のための方策	85
3 地域生活支援事業見込量集計表	95
第7節 障害児支援の必要量の見込みと確保のための方策	97
1 障害児通所・入所支援	97
2 相談支援	100
3 障害児支援の見込量集計表	101
第5章 計画の推進	102
第1節 計画の点検及び評価	102
第2節 国・県との連携	102
資料編	103

第1章 計画の作成にあたって

第1節 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第88条に定める「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に定める「障害児福祉計画」を一体として作成するものです。

本市の障害者の状況を踏まえた上で、国・県の計画、本市の最も基本となる計画である桐生市総合計画、桐生市地域福祉計画等の関連計画との整合性も保ちながら、本市の障害者施策の基本的な考え方と総合的な推進体制について定めています。

第2節 背景

1 国・県の動き

心身障害者対策基本法(昭和45(1970)年)に端を発する国の障害者施策は、行政の主体的判断に基づきサービスの利用を決定する「措置制度」から、利用者と事業者との契約に基づきサービスを利用する「支援費制度」への移行(平成15(2003)年)などの転換点を経ながら、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25(2013)年)、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28(2016)年)、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30(2018)年。以下「障害者文化芸術活動推進法」という。)、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元(2019)年。以下「読書バリアフリー法」という。)、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(令和4(2022)年。以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)など、共生社会の実現に向け、障害者の権利擁護や社会参加促進のための取組が着々と進められてきています。

都道府県においても、市町村と同様に障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画の策定が義務付けられており、定期的な見直しが図られています。群馬県では、平成5(1993)年度開始の「群馬県障害者施策行動計画～バリアフリーぐんま障害者プラン～」に始まり、現在は工賃向上計画を含めた4つの計画を一体とした「バリアフリーぐんま障害者プラン8」(令和3(2021)年度～8(2026)年度)が策定され、障害のある人のための施策が総合的に推進されています。

2 桐生市の動き

本市では、平成12(2000)年3月に、障害者を取り巻く状況や環境の変化に対応した総合的、体系的な施策の推進を図るために「桐生市障害者計画」(平成12(2000)年度～21(2009)年度)を策定しました。この計画では「ノーマライゼーション」の理念の実現に向けて、社会にある様々なバリアを取り除き、障害のある人が地域で自立して生活し、自分らしい生き方ができる社会の実現を目指してきました。

平成17(2005)年の1市2村での合併により、社会資源の変化や施策の相違が生じたこと、また、平成18(2006)年の障害者自立支援法施行によって市町村障害福祉計画作成が義務となったことなどを受け、平成18年度に前計画の見直しを図り、総合的な計画として新たな桐生市障害者計画(平成19(2007)年度～23(2011)年度)を作成しました。

その後も障害福祉計画・障害児福祉計画(※障害児福祉計画については平成30(2018)年度から。)については3年毎、障害者計画については平成23(2011)年度に新たな計画(平成24(2012)年～)を作成し、障害者を取り巻く社会環境の変化や障害者福祉の現状と課題を踏まえながら障害者施策を推進してきました。

前障害者計画は当初令和3(2021)年度までとなっておりましたが、国の障害者基本計画(第5次)及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画との整合を図り、一体的な計画とするため2年間延長し、令和5(2023)年度までを期間としております。本計画は、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画がいずれも終期を迎えることを受け、令和6(2024)年度からの計画を一体的に作成するものです。

第3節 計画の期間

1 障害者計画

計画期間は令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化に対応するため、障害福祉計画・障害児福祉計画の見直しに合わせ、中間年に見直しを行うこととします。

2 障害福祉計画・障害児福祉計画

障害福祉計画は、平成18(2006)年10月に施行された障害者自立支援法の規定(※現在は障害者総合支援法の規定)により、3年毎に計画を作成してきました。今回は第7期となり、第3期障害児福祉計画と併せた計画は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間が期間となります。また、前計画の実績を勘案しながら障害福祉計画及び障害児福祉計画(以下「障害福祉計画等」という。)を作成し、成果目標及び活動指標について、1年間毎に実績を把握し、分析・評価を行います。

なお、桐生市地域自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。)から意見聴取し、必要があると認めるときには、計画の変更、事業の見直し等を行います。

年度	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
障害者計画	前障害者計画 (2年間延長)												本障害者計画 (6年間)					
障害福祉計画	第3期 計画			第4期 計画			第5期 計画			第6期 計画			第7期 計画			第8期 計画		
障害児福祉計画							第1期 計画			第2期 計画			第3期 計画			第4期 計画		

第2章 障害者(児)を取り巻く現状

第1節 人口と障害者の動向

1 本市の人口に占める障害者(手帳所持者等)の割合

区分\年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
人 口	112,032人	110,122人	108,330人	106,379人	104,647人
対人口比率	5.85%	6.03%	6.19%	6.21%	6.33%
合 計	6,555人	6,641人	6,706人	6,604人	6,629人
身体障害者	4,202人	4,181人	4,089人	4,039人	3,951人
知的障害者	1,066人	1,100人	1,128人	1,133人	1,153人
精神障害者 (自立支援医療受給者数)	1,287人	1,360人	1,489人	1,432人	1,525人

※1 人口は、各年12月末現在の住民基本台帳人口

※2 身体障害者数は、各年度とも年度末現在の身体障害者手帳所持者数

※3 知的障害者数は、各年度とも年度末現在の療育手帳所持者数

※4 精神障害者数は、各年度とも年度末現在の自立支援医療受給者数（入院者数は把握困難なため未調査）

2 国・群馬県の状況(手帳所持者数・令和3年度末現在)

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	計	人口	構成比
国全体	4,910,098人	1,213,063人	1,263,460人	7,386,621人	125,927,902人 (R4.1.1時点)	5.87%
県全体	67,791人	16,236人	15,980人	100,007人	1,943,667人 (R4.1.1時点)	5.15%
桐生市	4,039人	1,133人	844人	6,016人	106,379人	5.66%

3 身体障害者の動向

(1)障害児・者別

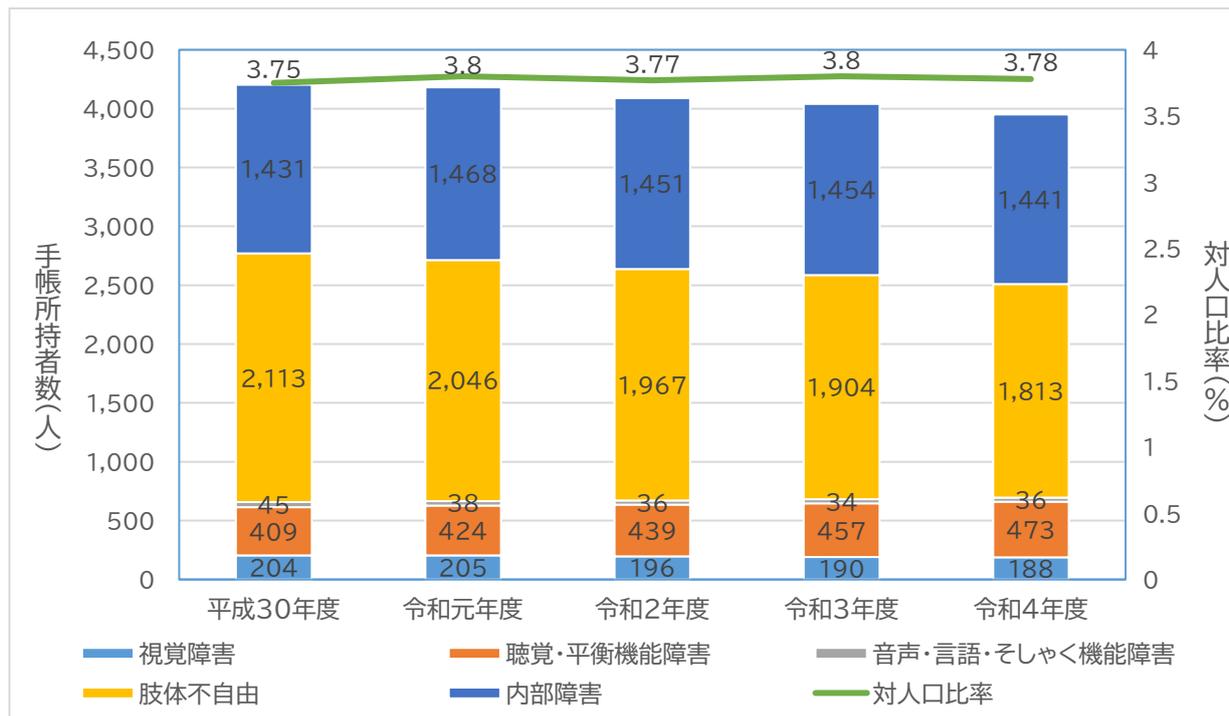
身体障害者手帳所持者数は、令和5(2023)年3月31日現在3,951人で、毎年緩やかに減少しているものの、人口減少に伴い、人口比率では増加傾向となっています。

区分\年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
人口	112,032人	110,122人	108,330人	106,379人	104,647人
対人口比率	3.75%	3.80%	3.77%	3.80%	3.78%
合計	4,202人	4,181人	4,089人	4,039人	3,951人
18歳未満	58人	52人	49人	50人	52人
18歳以上	4,144人	4,129人	4,040人	3,989人	3,899人

(2)障害部位別

区分\年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
合計	4,202人	4,181人	4,089人	4,039人	3,951人
視覚障害	204人	205人	196人	190人	188人
聴覚・平衡 機能障害	409人	424人	439人	457人	473人
音声・言語 そしゃく 機能障害	45人	38人	36人	34人	36人
肢体不自由	2,113人	2,046人	1,967人	1,904人	1,813人
内部障害	1,431人	1,468人	1,451人	1,454人	1,441人

障害部位別の身体障害者手帳所持者数及び所持者全体の対人口比率



(3)等級別

区分\年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
合計	4,202人	4,181人	4,089人	4,039人	3,951人
1級	1,603人	1,591人	1,567人	1,549人	1,504人
2級	664人	647人	610人	587人	573人
3級	559人	557人	524人	522人	499人
4級	892人	912人	910人	913人	920人
5級	227人	224人	219人	204人	194人
6級	257人	250人	259人	264人	261人

4 知的障害者の動向

(1)障害児・者別

療育手帳所持者数は、令和5(2023)年3月31日現在1,153人で、市人口の1.1%を占めており、人口比率は増加傾向にあります。

区分\年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
人 口	112,032人	110,122人	108,330人	106,379人	104,647人
対人口比率	0.95%	0.99%	1.04%	1.07%	1.10%
合 計	1,066人	1,100人	1,128人	1,133人	1,153人
18歳未満	222人	213人	208人	211人	207人
18歳以上	844人	887人	920人	922人	946人

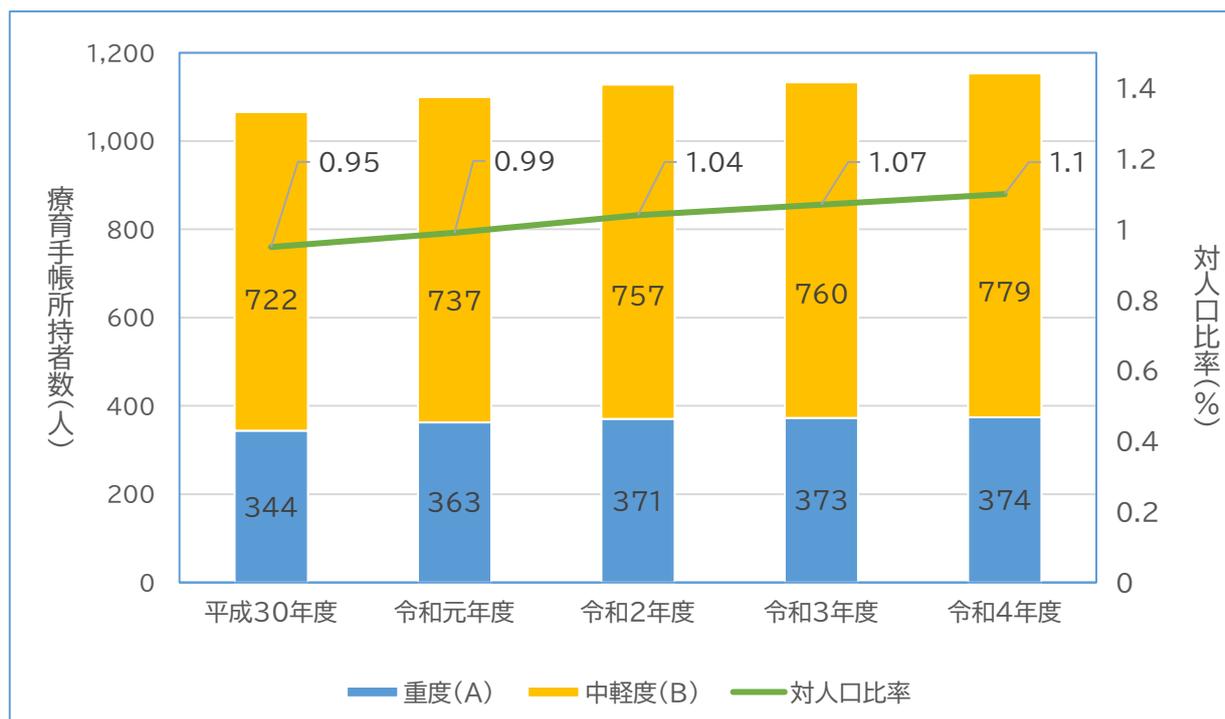
(2)障害程度別

程度別では、重度(A)・中軽度(B)ともに増加傾向が見受けられます。

区分\年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
合 計	1,066人 (222人)	1,100人 (213人)	1,128人 (208人)	1,133人 (211人)	1,153人 (207人)
重 度(A)	344人 (52人)	363人 (48人)	371人 (48人)	373人 (51人)	374人 (49人)
中軽度(B)	722人 (170人)	737人 (165人)	757人 (160人)	760人 (160人)	779人 (158人)

※()内は内数で18歳未満

程度別の療育手帳所持者数及び所持者全体の対人口比率



5 精神障害者の動向

(1)精神保健法第29条による措置入院者数

精神障害者の措置入院(県知事の権限で行われる)者数は、令和元(2019)年度に4人減少していますが、令和2(2020)年度に9人増加し、全体の流れとしては、ゆるやかな増加傾向にあります。

区分\年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
措置数	9人	5人	14人	9人	11人
解除数	5人	8人	12人	9人	8人

(2)精神障害者保健福祉手帳交付状況

精神障害者保健福祉手帳制度は、精神障害者の社会復帰の促進と自立及び社会参加の促進を図ることを目的に創出され、平成14(2002)年度以降は市区町村が申請受付窓口となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5(2023)年3月31日現在923人で、毎年増加しています。なお、身体障害者手帳及び療育手帳と異なり、有効期限が2年間と定められているため、2年毎の更新手続きが必要となります。

区分\年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
人 口	112,032人	110,122人	108,330人	106,379人	104,647人
対人口比率	0.65%	0.73%	0.74%	0.79%	0.88%
合 計	723人	803人	800人	844人	923人
1 級	270人	264人	239人	235人	216人
2 級	350人	402人	417人	427人	447人
3 級	103人	137人	144人	182人	260人

(3) 自立支援医療(精神通院医療)受給者状況

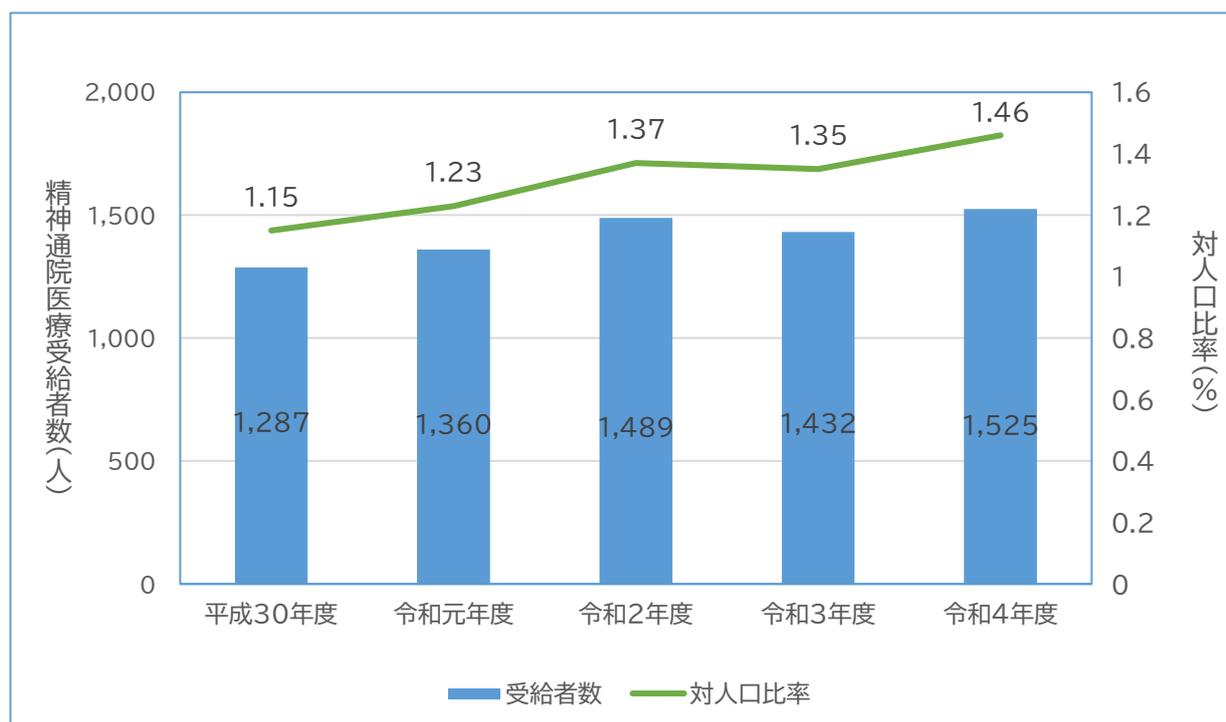
精神医学の発達、向精神薬の開発、地域精神保健活動の進展等により、通院医療の重要性は著しく高まり、早期治療、早期退院、再発防止において相当の効果が期待できるようになりました。このため、通院医療を積極的に進めていくことが重要であり、本制度はそれを支えるものとなっています。

自立支援医療受給者は、医療費の自己負担が総額の10%となり、さらに、所得に応じて1か月の上限額が設定されます。受給者証の有効期間は1年間で、更新を希望する方は有効期限の3か月前から更新申請をすることができます。所得や保険証の確認も毎年必要です。

また、2年に1回、診断書の添付が必要となります。

区分\年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
人 口	112,032人	110,122人	108,330人	106,379人	104,647人
対人口比率	1.15%	1.23%	1.37%	1.35%	1.46%
合 計	1,287人	1,360人	1,489人	1,432人	1,525人
18歳未満	19人	14人	16人	12人	22人
18歳以上	1,268人	1,346人	1,473人	1,420人	1,503人

自立支援医療(精神通院医療)受給者数と対人口比率



第2節 障害児等の就学等の状況

1 特別支援学校及び特別支援学級等の状況

各年度5月1日現在、市内在住者の状況です。特別支援学級の就学者に増加傾向が見られます。

(単位:人)

区分\年度		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
市内	県立あさひ特別支援学校	104	101	97	99	85
	小学部	37	37	36	35	33
	中学部	36	28	20	22	22
	高等部	31	36	41	42	30
	県立桐生特別支援学校	40	42	43	45	40
	小学部	27	31	29	26	23
	中学部	13	11	14	19	17
	特別支援学級	129	130	149	164	191
	小学校※1	89	90	93	106	127
	中学校※2	40	40	56	58	64
通級指導教室	118	112	86	94	106	
市内計	391	385	375	402	422	
市外	県立渡良瀬特別支援学校	42	47	46	50	47
	小学部	11	12	9	5	3
	中学部	2	1	4	5	8
	高等部	29	34	33	40	36
	県立太田高等特別支援学校	4	2	1	0	1

区分\年度		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
市 外	県立盲学校	2	1	1	1	1
	小学部	1	1	1	1	0
	中学部	0	0	0	0	1
	高等部	1	0	0	0	0
	県立聾学校	2	2	3	3	2
	幼稚部	1	0	1	1	1
	小学部	0	1	1	1	1
	中学部	1	0	0	0	0
	高等部	0	1	1	1	0
	市外計	50	52	51	54	51
合計	441	437	426	456	473	

※1 義務教育学校前期課程を含む

※2 義務教育学校後期課程を含む

2 幼稚園・保育園・認定こども園の状況

各年度5月1日現在、市内在住者の状況です。少子化に加え、認定こども園への移行が進んだことで幼稚園及び保育園の園児数は大きく減少しているものの、障害児数に大きな変化は見られません。

(単位:人)

区分\年度		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
幼稚園	総数	168 (1)	132 (0)	120 (0)	102 (0)	83 (0)
	障害児	2 (0)	4 (0)	4 (0)	4 (0)	2 (0)
保育園	総数	912 (50)	835 (43)	726 (40)	532 (29)	377 (27)
	障害児	5 (0)	7 (0)	7 (0)	7 (0)	5 (0)
認定こども園	総数	1,648 (65)	1,651 (65)	1,652 (65)	1,719 (58)	1,828 (53)
	障害児	9 (0)	9 (0)	9 (0)	14 (0)	13 (0)
園児数計		2,728 (116)	2,618 (108)	2,498 (105)	2,353 (87)	2,288 (80)
障害児計		16 (0)	20 (0)	20 (0)	25 (0)	20 (0)

※()内は内数で市外の園への入園者数

第3節 障害者の雇用・就業の状況

1 職業紹介及び登録状況

桐生公共職業安定所管内における、令和5(2023)年6月1日現在の障害者の登録者は1,881人、そのうち職業紹介件数は364件となっており、登録者数・紹介件数とも増加傾向にあります。

(各年6月1日現在)

区分\年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
登録者数	1,387	1,492	1,624	1,742	1,881
職業紹介件数	216	200	340	301	364

2 民間企業における障害者の雇用状況

群馬労働局管内において、障害者雇用率が適用される従業員数43.5人以上規模の民間企業に雇用されている障害者数は、令和4(2022)年6月1日現在6,313.0人で、前年から177人増加しました。実雇用率は2.21%となり、前年比で0.02ポイント上昇しましたが、法定雇用率の2.3%には達していない状況です。

なお、法定雇用率達成企業の割合は、54.3%となり、前年に比べて0.8ポイント下落しました。

(各年6月1日現在)

区分\年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
対象企業数	1,544社	1,552社	1,567社	1,672社	1,703社
算定基礎労働者数	271,499.5人	274,123.5人	273,931.0人	280,205.0人	285,942.5人
障害者数	5,591.5人	5,859.0人	5,920.0人	6,136.0人	6,313.0人
実雇用率	2.06%	2.14%	2.16%	2.19%	2.21%
雇用率達成企業割合	53.4%	56.0%	56.6%	55.1%	54.3%

※算定基礎労働者数とは、職員総数から除外職員数等を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数。

※障害者数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(令和元(2019)年6月2日以降に採用された者または令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。なお、令和5年4月以降、週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者については、当分の間、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントして算定できる扱いとなっている。

第3章 障害者計画

第1節 基本的な考え方

本計画は、障害者基本法第11条の規定に基づき、全ての市民が障害の有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しながら共生するまちの実現に向けた基本的な施策の方向を定めるものです。

前計画に引き続き、長年障害者施策の基本的な考え方となっている“障害のある人もない人も、共に社会の一員として、同等に生活し、自立し、社会活動及び参加ができる社会”を目指す「ノーマライゼーション」を基本理念とします。

第2節 前計画の取組状況

前計画期間(平成24(2012)年度から令和5(2023)年度まで)における取組状況は別表のとおりです。取組実績のほか、障害者を取り巻く環境・ニーズの変化等を踏まえ、本計画では施策の見直しを図っております。

表の記載について

計画施策・内容

前計画における施策分類とその内容

実施状況

前計画の期間(平成 24～令和 5 年度)に実施した事柄

達成度(A から E までの 5 段階で評価)

A: 予定以上に進んだ

B: 予定どおり進んだ

C: 予定より遅れている

D: 未実施

E: 事業を廃止

今後の対応予定

新計画での予定等について記載

計画頁

前計画における施策内容の記載箇所

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
1	啓発と広報活動	障害者に対する「心の壁」をとりのぞくための広報・啓発活動は、障害者施策の重要な柱であり、障害者や特別支援教育への理解を深め、障害者雇用の促進を図るため、「広報きりゅう」などの広報媒体や各種行事等を活用した積極的な広報・啓発活動を進めるとともに、視覚障害者に対しては、点字図書館が点訳文化会や朗読奉仕会の協力を得ながら、「点字の広報」や「声の広報」等の充実に努めます。	視覚障害者に対しては、点字図書館、点訳文化会、朗読奉仕会の協力を得ながら、「点字の広報」や「声の広報」等を作成している。	B	積極的な啓発・広報に引き続き取り組んでいくとともに、点字図書館との連携の下、ボランティア団体の協力を得ながら点字・声の広報等の発行を継続していく。	福祉課	28
2	啓発と広報活動	「障害者週間(12月3日～9日)」、「知的障害福祉月間(9月)」、「障害者雇用支援月間(9月)」、「人権週間(12月4日～10日)」などの障害者福祉に関する各種行事の周知を図り、障害に対する市民の理解を深めます。	県が実施する障害者雇用に関する啓発事業について、リーフレットを窓口に設置するなど、周知に努めている。	B	引き続き、広報やホームページ等を活用して周知に努めてまいりたい。	商工振興課	28
			「知的障害者福祉月間」については、毎年市広報に記事を掲載し周知を図っている。福祉月間中に行われる福祉パレードに関しても、令和2(2020)年～4(2022)年はコロナ禍で中止となったためポスター掲示のみだったが、毎年実施に協力している。	B	・福祉パレードの実施協力は継続 ・関係機関と連携し、広報等を利用して機会あるごとに周知を図る。	福祉課	28
3	啓発と広報活動	各種啓発事業への参加や福祉情報誌の発行など、社会福祉協議会及び桐生市地域自立支援協議会と連携して、障害及び障害者に対する正しい理解を深めます。	平成25(2013)年度、桐生市・みどり市社会資源マップを自立支援協議会において作成し、関係者へ配布。自立支援協議会において、地元新聞紙へ障害者理解の啓発を7回シリーズで平成27(2015)年～28(2016)年度で寄稿による啓発を行った。	B	協力、支援を継続して行う。	福祉課	28

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
4	啓発と広報活動	障害者問題に対する理解を促進するため、地域住民等の理解を深める福祉講座や講演会・障害体験学習会の開催など、その充実に努めます。	生き生き市役所出前講座で「障害者（児）福祉制度の概要」、「障害者特性と障害者等へのマナー・障害者差別解消法などについて」のメニューを設定し講話を実施した。 また、発達障害を理解するための講演会等を開催した。	B	障害者問題に対する理解を地域住民へ深めるための有効な啓発、広報活動方法を関係機関と連携を図り、検討したい。	福祉課	28
5	地域福祉活動等の充実	福祉活動を中心としたボランティア組織づくりが活発になるよう、ボランティア養成講座などへの参加を呼びかけ、支援していきます。あわせて、住民が主体となって組織したボランティア団体に、地域住民さらには障害者自身が気軽に参加できるよう、その活動支援策を社会福祉協議会と連携して推進します。	精神保健福祉ボランティア養成講座をみどり市と連携して実施。翌年講座修了者へのステップアップ研修を実施し、ボランティアの養成を支援した。	B	精神保健福祉ボランティア養成講座は今後も継続実施し、ボランティアの養成を支援していく。また、社会福祉協議会と連携し、福祉活動を中心としたボランティア組織づくりを支援する。	福祉課	29
6	地域福祉活動等の充実	手話通訳、要約筆記、点訳、朗読奉仕など、視覚・聴覚障害者のコミュニケーション支援等、情報を仲介する専門的ボランティアの養成・確保に努めます。	初心者向けの手話講習会、要約筆記講習会、点訳講習会、朗読講習会を毎年実施	B	各講習会を継続し、ボランティアの養成・確保に努める。	福祉課	29
7	地域福祉活動等の充実	地域福祉を支えるボランティア活動の振興を図るため、情報及び活動拠点としての市民活動推進センターや総合福祉センターなど市有施設の機能充実を図り、ボランティア団体の自主的・自立的活動を支援するとともに、社会福祉協議会・ボランティアセンターとの連携を強化し、ボランティア実践者の裾野拡大に努めます。	市、社会福祉協議会及びきりゅう市民活動推進ネットワークの3者で、ボランティア活動がしたい人とボランティアでのお手伝いを求める団体等を結びつけるマッチングサイト「桐生市民活動応援サイト“ゆいねっと”」を平成28(2016)年度に構築。令和4(2022)年度からLINEを用いた情報発信へ切り替え、さらに令和5(2023)年度からより多くの発信が可能な有料プランへ変更し、情報の周知に努めている。	B	より多くの登録者を確保し、さらに広く情報を周知できるよう、市、社会福祉協議会及びきりゅう市民活動推進ネットワークの3者で定期的にワーキンググループを開催していく。	地域づくり課	29

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
			地域福祉活動計画に基づき、社会福祉協議会が実施。必要に応じて協力を行っている。	B	社会福祉協議会と連携し、支援を継続する。	福祉課	29
8	地域福祉活動等の充実	地域福祉活動を行う非営利組織(NPO)の積極的な活用と支援できる体制の確立に努めます。	地域福祉活動計画に基づき、社会福祉協議会が実施。必要に応じて協力を行っている。	B	社会福祉協議会と連携し、支援を継続する。	福祉課	29
9	相談体制と情報収集・提供の充実	障害者の種別や年齢を問わず、障害者自身やその家族に対する保健・医療・福祉その他各般にわたる相談支援体制を確立し地域で自立した生活ができるよう支援します。	障害の有無を問わず、0歳から18歳までの子どもに関する多様な相談に応じ、自立に向けた支援を行いました。	B	様々な相談に対応できるように、各般の情報収集に努めます。	子育て相談課	29
			健康に関する相談を常時受け付ける中で、障害に関する相談にも対応し、健康長寿課業務に関するものを中心に、関係部署と連携を図りながら、障害者本人・家族への情報提供等の充実に努めた。	B	窓口相談事業や電話相談事業を通じた、保健・医療に関する相談を受け付ける中で、障害に関する相談にも対応し、関係部署との連携を図りながら、相談支援体制の充実に努める。	健康長寿課	29
			平成26(2014)年度までは4事業所に相談支援事業を委託していたが、平成27(2015)年度から市直営の障害者基幹型相談室を立ち上げ、障害者の種別や年齢を問わず、相談できる体制を整備し、障害者やその家族の支援を行った。	A	基幹型機能の充実に図り、地域の相談支援事業の拠点として事業を行っていく。	福祉課	29
10	相談体制と情報収集・提供の充実	都道府県及び国の地方機関等と連携し、各種諸制度の利用・活用のための資料コーナーの設置等により、情報の提供窓口の充実に図るとともに、総合福祉センター・点字図書館等の活用を進め、視覚・聴覚障害者等に対する的確な情報提供に努めます。	総合福祉センターを中心に、市内にある国や県の施設窓口で資料等を据え置き、情報提供に努めている。	B	公的な施設のみではなく、民間施設等も含め、情報提供窓口の拡大を図る。	福祉課	29

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
11	相談体制と情報収集・提供の充実	情報化社会の進展に伴い、インターネット環境を活用する障害者や福祉関係者も増えており、情報の収集・提供について、ホームページ等の活用の充実に努めます。	ホームページにおいて、障害福祉に関わる各種制度等の情報を掲載している。	B	ホームページの内容をより充実していきたい。	福祉課	29
12	相談体制と情報収集・提供の充実	自らの判断で福祉サービスを選択し、契約を結ぶことが困難な障害者に対し、地域で安心して生活ができるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行等を行う「福祉サービス利用援助事業」の活用の周知に努めます。	社会福祉協議会が実施しており、必要に応じて福祉サービス利用の手続き援助や代行を行っている。	B	社会福祉協議会と連携を密にして、より一層の周知・支援に努めていきたい。	福祉課	29
13	相談体制と情報収集・提供の充実	3障害の専門的な相談等に対応できるよう、市の事業としての相談支援事業の充実を図ります。	障害者が地域において自立した生活を送ることができるよう必要な援助を行うため、障害者基幹型相談室に社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的知識を有する相談員を配置し、専門的な相談支援等を要する困難ケースへの対応を実施している。	B	今後も継続し、時代の流れにより変わっていく障害者のニーズに対応できるような体制を確保していく。	福祉課	29
14	障害の発生予防と早期発見・早期治療	先天性障害の発生予防・早期発見のために、妊産婦に対する健康教育・健康診査等の保健対策について一層の充実を図ります。	妊娠届出時に、しあわせ妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、新生児聴覚検査、産婦健康診査の受診票を交付し、異常の早期発見のため勧奨を行った。また、保健師による全数面談を実施し、その後ママ&パパ教室や家庭訪問、電話相談等、個々に応じた継続的支援を行った。	B	今後も母子保健コーディネーター・地区担当保健師が中心となり、関係機関と連携し、早期発見、早期対応に努めます。	子育て相談課	30
15	障害の発生予防と早期発見・早期治療	県及び医療機関等と連携して乳幼児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等による早期発見体制及び訪問指導体制を充実いたします。	3か月・10か月・1歳6か月・2歳児歯科・3歳児健康診査をはじめとする、各種乳幼児健診及び教室などの機会を通じて、障害の早期発見体制を整え、保護者に対する親子教室・育児相談・家庭訪問などによる相談体制の充実を図った。	B	今後も母子保健コーディネーター・地区担当保健師が中心となり、関係機関と連携し、早期発見、早期対応に努めます。	子育て相談課	30

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
16	障害の発生予防と早期発見・早期治療	障害を受けた初期の段階で、本人及び家族に対して、障害に係る各種サービスの紹介、心身の支援等を行う相談支援体制の充実を図ります。	発達相談会や専門職巡回相談を実施し、障害の早期発見・早期対応に努めた。必要に応じて関係機関との連携を行ったり、保護者や支援者に対して相談や情報提供を行ったりし、相談支援体制の充実に努めた。	B	今後も関係機関と連携し、早期発見、早期対応に努めます。	子育て相談課	30
			本人及び家族に対して、把握している各種サービス等の紹介に努めるとともに、より専門的な障害の相談に対応できる関係部署や関係機関へつないだ。	B	障害を受けた初期段階での相談に対応できるよう、各種サービスの把握に努めるとともに、マネジメント機能の強化を図る。	健康長寿課	30
			公立幼稚園・保育園長会、私立保育園長会において療育相談部会つばさクラブや、幼児相談支援室たんぽぽルームの紹介を行い、園からの参加を勧めていただいている。また、市福祉課・子育て相談課とも連携し、当該保護者に対する各種サービスについての情報提供を行った。	A	引き続き、啓発と療育相談活動を行うとともに、関係機関との連携を一層拡充していく。	学校教育課	30
			障害者手帳の交付を受けた方に対して、窓口で冊子を配布するなど各種サービスの案内を行い、相談機関として相談支援事業所の紹介を行っている。	A	新制度に対応して冊子など案内方法も見直し、相談支援事業所の紹介も積極的に行いたい。	福祉課	30
17	障害の発生予防と早期発見・早期治療	生活習慣病予防のため、各種健康診査を実施し、健康状態の確認を行うとともに生活習慣病を改善することで障害発生を未然にくい止められるよう各種保健事業の充実を図ります。	各種健康診査の受診率向上のため、SNSの利用や再勧奨はがきの送付により、受診勧奨を徹底するなど、その対策を強化した。また、生活習慣病の改善が必要な者に対しては、保健指導の充実を図った。	B	受診勧奨の徹底を図るとともに、申し込みや検診会場など受けやすい検診体制の整備を図り、受診率向上に努める。 さらに、保健指導においても勧奨について検討し、生活習慣病予防対策を強化する。	健康長寿課	30

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
18	障害の軽減、補完、治療	障害を軽減し自立を促進するためには、療育及びリハビリテーション医療が重要な役割を果たしており、各種医療機関における療育・リハビリテーション医療実施体制の整備など、その一層の促進について働きかけます。	特に行っていない。	D	医療機関との連携を図っていききたい。	福祉課	31
19	障害の軽減、補完、治療	障害の軽減及び補完のため、自立支援医療費の給付、訪問審査、更生相談、補装具の交付及び修理、日常生活用具の給付等の充実を図ります。	訪問診査(巡回相談)の日程を広報で周知。相談支援事業所との連携により、情報提供が向上した。	B	今後も障害者(児)のため、障害者制度を周知していききたい。相談支援事業所との情報交換も深めていききたい。	福祉課	31
20	障害の軽減、補完、治療	精神疾患や精神障害については、誤解や偏見を取り除き、市民の精神障害に対する正しい理解と協力を求めるため、精神障害についての知識の普及に努めます。	窓口等で精神保健に関する正しい知識の普及に努めるほか、専門医師によるこころの健康相談を実施し、精神障害に悩んでいる市民に対して適切な対応に努めた。	B	窓口等で精神保健に関する正しい知識の普及に努めるほか、こころの健康相談を実施し、精神障害に悩んでいる市民に対して適切な対応に努める。	健康長寿課	31
			精神疾患や精神障害者に対する理解を深めるため、精神保健福祉ボランティア養成講座を毎年実施している。	B	今後も引き続き実施し、地域で生活する精神障害者が抱える生活のしづらさを理解し、障害とともに生きる社会・地域づくりを目指す。	福祉課	31
21	障害の軽減、補完、治療	精神障害者に対する相談機能の充実を図るため、専門相談員の確保に努めます。	障害者基幹型相談室に精神保健福祉士を配置し、専門性が求められる相談内容への体制の充実を図った。	A	継続して対応していききたい。	福祉課	31
22	障害の軽減、補完、治療	精神保健福祉に関する専門的な知識や相談能力の向上が図れるよう、各種研修等の受講により、相談員の資質向上に努めます。	各種精神保健の研修会に参加し、正しい知識や相談技術の習得を図った。	B	各種精神保健の研修会等の受講により、正しい知識や相談技術の習得を図るなど資質の向上に努める。	健康長寿課	31
			自立支援協議会の相談支援ワーキングにおいて、各相談支援事業所の相談員と情報・意見交換と資質向上に向けた研修会を実施。	B	引き続き障害者基幹型相談室を中心に相談員の質の向上を目指す。	福祉課	31

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
23	在宅福祉サービスの充実	重度の障害者が、地域社会の中で主体的な生活が送れるよう、ホームヘルプサービスや重度訪問介護、短期入所や日中一時支援事業などの施設整備の促進を図り、障害支援区分に応じたサービスを提供します。	主体的な在宅生活が可能になるよう複数のサービスや事業所を組み合わせた利用について、相談支援事業所と連携して進めている。	B	様々なサービスと事業所を組み合わせながら本人に最適な支援ができるよう相談支援事業所との連携を強化していきたい。	福祉課	32
24	在宅福祉サービスの充実	障害者の日常生活の利便性を確保するため、障害の程度・種別に合わせた補装具、日常生活用具などを給付し、その活用を促進します。	個別の相談に応じ、適切な補装具、日常生活用具を給付している。平成25(2013)年の法改正以降は難病者に対応した品目を追加した。	B	適切な補装具、日常生活用具の給付を継続し、日常生活の利便性が向上するようにする。	福祉課	32
25	在宅福祉サービスの充実	障害者の所得保障の制度として、特別障害給付金の充実及び特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当や心身障害者扶養共済制度等の充実並びに医療費の軽減は、障害者の生活の質や経済的自立に欠かせないものであり、制度の充実及び改善を国や県へ要望していきます。	障害児を監護している人を対象に国が支給している特別児童扶養手当について、認定請求の受付等の事務を実施(群馬県からの受託)する中で、適切な制度周知などに努めました。	B	今後も引き続き、関係法令等に則って、適正な事務執行を図ります。	子育て支援課	32
			重度心身障害者に対し、医療費個人負担分について助成を行っている(福祉医療費)。	B	持続可能な制度の構築のため県と調整し、実施していく。	医療保険課	32
			県内市町村担当者会議などの際、より多くの対象者把握や適正な給付を目指して、積極的に意見交換を行っている。	B	対象者の把握と合わせて、制度を利用している障害者の意見を聞き、国や県に伝えることができるよう努めていく。	福祉課	32
26	在宅福祉サービスの充実	障害者の生活支援の一環として、各種助成や税の減免及び控除、交通運賃料金の割引等の制度の活用について周知します。	定期的な広報への掲載、ホームページへの掲載のほかに、窓口来庁者に「障害者福祉制度の案内」の冊子をもとに説明している。	B	手続き漏れが生じないように、きめ細かな周知に努めていく。	福祉課	32

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
27	在宅福祉サービスの充実	県内では唯一の「市立点字図書館」の機能強化を図ります。点字図書及び録音図書のデジタル化を推進するとともに、全国ネットワークによる相互貸貸の活用及び生活情報等を積極的に点訳、音訳し、視覚障害者の情報環境の向上に努めます。	点字図書・録音図書は、点訳文化会・朗読奉仕会の協力により、現在も毎月新作を作成している。録音図書については市内利用者の録音図書再生機のデジタル化(CD図書)を平成26(2014)年度で完了し、テープ図書のCD化を進めている。	A	今後も引き続き継続し、点字図書・録音図書を作成していく。 今後は、デイジーシネマの研究をしていく。	福祉課	32
28	在宅福祉サービスの充実	市が実施主体である「地域生活支援事業」に定めた必須事業の、「相談支援」「意思疎通支援」「地域活動支援センター」「移動支援」「日常生活用具給付」「成年後見人制度利用支援」とその他事業の充実を図ります。	必須事業の適正実施を図った。	B	・地域活動支援センターの活用 ・移動支援事業の充実のため、支給基準について検討する。 ・意思疎通支援のため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を充実させていく。	福祉課	32
29	施設福祉サービスの充実	施設から地域への移行について障害福祉計画に定めた目標達成に努めます。	地域移行が可能かどうか、施設または相談員から状況を確認している。地域移行した方については、施設の地域支援担当者や相談支援事業所等に繋いで支援している。	B	今後も施設等と連携を図り、地域への移行が可能な方に対して支援していく。	福祉課	33
30	施設福祉サービスの充実	在宅サービスを基本としつつ、施設サービスが望ましいと考えられる障害者については、障害の程度や希望に応じて、適切な施設への入所指導を進めます。	相談支援事業所、本人・保護者と協議し、障害の状況や本人及び家族の希望を考慮して、施設利用へと繋いでいる。	B	相談支援事業所等と連携を密にして、対応していく。	福祉課	33
31	施設福祉サービスの充実	社会福祉施設の円滑な運営と利用者の処遇向上を図るため、体制の充実や社会福祉法人が設置・運営する施設の育成及び指導に努めます。	自立支援協議会定例会で施設利用者の問題点や処遇困難事例等を検討する機会を設け、関係者で情報を共有し解決策を協議した。	B	今後も自立支援協議会定例会を利用し施設利用者の問題点や処遇困難事例等から「地域の課題」として解決策等の協議を行う。	福祉課	33

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
32	生活の場及び就労訓練の場の整備	生活の場としての、身体、知的及び精神障害者のためのグループホームなどの整備促進を図ります。	自立支援協議会において、必要性等に応じて、情報共有を図り社会資源の整備を検討。	B	今後もグループホームへの利用増が見込まれる。施設の協力が得られるよう情報提供をすることにより、連携を図っていく。	福祉課	33
33	生活の場及び就労訓練の場の整備	障害者が自らの意思で働き・活動できるよう、自立に向けて訓練する場として、自立訓練や就労継続支援・就労移行支援等の通所施設の整備促進・支援を行います。また、福祉的就労から一般就労・在宅就労への移行が効果的に進むよう、福祉と雇用施策の連携強化を図ります。	県が実施する就労に向けた職業訓練について、ホームページを活用するなど、周知に努めている。	B	県などが実施する施策の周知を図り、障害者の就労を推進してまいりたい。	商工振興課	33
			自立支援協議会の就労支援部会において企業見学等を開催し、障害者の一般就労に向けた雇用拡大への取組を図った。	B	今後も関係機関と連携を密にして指導・支援をしていく。また、就労についても、施設や障害者就業・生活支援センターと連携してより一層の支援をしていく。	福祉課	33
34	早期支援と保育の充実	0歳からの早期対応の充実を図る観点から、幼稚園・保育所において、受入可能な心身障害児については、その受け入れの推進並びに促進に努めます。また、その受け入れにあたっては、社会への適応力を伸ばし、望ましい発達を促進するため、関係機関の協力を得ながら、保育士等の研修の充実、保育所・幼稚園機能の強化、障害をもたない園児・子どもとの交流を図りながら早期支援と保育の充実を図ります。	市立幼稚園において障害の有無にかかわらず、幅広く入園を受け入れている。幼児相談支援室たんぽぽルーム、県立桐生特別支援学校、県立あさひ特別支援学校、子育て相談課と連携し、巡回相談や幼児への支援方法の職員研修を行っている。	A	引き続き、職員の研修を行い、障害のある幼児とない幼児の双方にとって有意義な交流活動が行われるようにしていく。また、医療的ケアを必要とする幼児の受け入れ態勢についてガイドラインを作成し、広く利用者に周知していく。	学校教育課	34
			入園の相談に来た際は、状況を十分に聞き取り、適切な施設を案内し、円滑な入園に努めました。	B	今後も継続して受け入れの推進並びに促進を図ります。	子育て支援課	34

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
35	早期支援と保育の充実	地域と保健・医療・福祉・教育など各分野との連携を深め、未就学児について早期から相談や支援が受けられる体制を整備するとともに、適切な療育方法や福祉的支援についての情報提供・療育相談体制の強化・支援体制の充実などを図り、日常生活の向上を図ります。	子育て世代包括支援センターを中心として情報収集に努め、子ども家庭総合支援拠点とともに毎月開催される連携会議にて情報を共有し、障害(疑い)を把握した未就学児に対して、早期から相談や療育支援が受けられるよう体制を整え、生活の向上を図った。	B	今後も子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点、関係機関等が互いに連携し、早期対応・支援に努めます	子育て相談課	34
			療育相談事業つばさクラブにおいては、幼児相談支援室や県立桐生特別支援学校、県立あさひ特別支援学校、子育て相談課と連携して、発達の気になる幼児の保護者とともによりよい支援方法について考えたり、福祉サービスにかかる情報提供を行ったりしている。	A	引き続き、啓発と療育相談活動を行うとともに、関係機関との連携を一層拡充していく。	学校教育課	34
			平成27(2015)年度に子ども発達相談室を開設し、障害のある子どもについての相談窓口となるとともに、保健・医療・福祉・教育の各分野との連携を図った。 平成28(2016)年度に障害児等へ切れ目のない支援を行うため、情報共有としてのシステムを導入した。	A	平成29(2017)年度には子ども発達相談室の業務が子育て相談係に移管となったが、今後も各関係機関と情報の共有を図り、日常生活の向上に向けた支援をしていく。	福祉課	34
36	早期支援と保育の充実	在宅の心身障害児に対して、集団療育の充実を図るとともに、地域子育て支援センターとの連携を強化し、就学前の子育て支援の充実を図ります。	子育て世代包括支援センターと地域子育て支援センターと連携し、未就園児に対する支援に努めました。	B	子育て世代包括支援センターと地域子育て支援センターと引き続き連携し、未就園児に対する支援の充実を図ります。	子育て相談課	34

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
			子育て世代包括支援センターと連携し、集団療育の必要な子どもを把握、親子教室を定期的に行い、在宅の心身障害児への療育の充実に努めた。	B	引き続き、在宅の心身障害児(疑い)に対して、集団療育一端を担う親子教室の充実を図る。		34
			他課と連携し、発達の気になる幼児をもつ保護者に対して療育相談事業つばさクラブへの参加や就学相談を勧めることで、未就園の幼児が就学前に集団生活を体験するきっかけを作ることができる。	A	引き続き、他課と連携し、在宅の発達の気になる幼児を把握し、つばさクラブへの参加や就学相談を促していく。	学校教育課	34
			子育て相談課と連携し、支援が必要な子どもへの福祉サービス等の利用を促進した。	A	今後も継続して関係各課と連携していきたい。	福祉課	34
37	学校における福祉教育等の充実	障害をもたない児童・生徒のやさしい思いやりと福祉の心を育むために、学校教育のあらゆる場において福祉教育を取り入れるとともに、小・中・高等学校の社会福祉協力校の実践を参考に、障害をもった人たちに対する思いやりの心を育てる教育の推進に努めます。	各校の総合的な学習の時間においては、介護等体験や車椅子体験、ポッチャ体験等の体験活動を通して障害のある人への気持ちやバリアフリーについて考える学習を行っている。また、市内小・中・義務教育学校が社会福祉協力校として積極的な取組を行っている。	B	引き続き実施していく。	学校教育課	34
38	学校における福祉教育等の充実	小・中・高校生に対して、市社会福祉協議会が主催し、夏休みに実施するボランティアスクールを始め、福祉体験学習の充実を図ります。	社会福祉協議会において、夏休みに高校生を対象にしたボランティアスクールを実施している。社会福祉協議会が福祉体験学習の依頼を学校から受け、ボランティア団体の協力を得ながら実施している。	B	継続的实施	福祉課	35

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
39	学校における福祉教育等の充実	各種研修会を充実させ、専門的な知識や指導力の向上が図れるよう、教員の資質向上に努めます。	幼保小連携推進地区別会議、教育研究所において研修会を行い、障害に対する教職員の理解を促す取組を行っている。	B	引き続き、児童生徒への指導のヒントとなるよう、より具体的な内容を含む研修にしていく。	学校教育課	35
40	学校における福祉教育等の充実	特別支援学校・特別支援学級と通常の学級・地域社会との様々な交流活動を行い、相互理解を深め、思いやりの心を育てるよう、啓発運動や交流教育をさらに進めます。	市内全ての小・中・義務教育学校において、障害のある児童生徒との交流及び共同学習や障害者との交流が行われている。また、コロナ禍を経て特別支援学校児童生徒との居住地校交流が再開された。	A	特別支援学校児童生徒と小中学校児童生徒との居住地校交流がより積極的に行われるよう、啓発を行っていく。	学校教育課	35
41	特別支援教育の充実	一人ひとりの障害の内容や特性、教育的ニーズに対応した就学・進路指導を進めるとともに、それらに応じた教育課程の編成や個別の指導計画作成を進め、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力を育て、障害児の社会的自立を図ります。	各校からの相談に応じている。また、東部教育事務所や県立桐生特別支援学校、県立あさひ特別支援学校、県立盲学校・県立聾学校と連携して、園小中学校等サポート事業訪問相談を実施し、各校園に対して継続的な相談活動を行っている。	A	引き続き、東部教育事務所や県立桐生特別支援学校などと連携を図り、具体的なアドバイスを伝えるようにしていく。	学校教育課	35
42	特別支援教育の充実	特別支援コーディネーターを中心に、校内支援委員会の機能の充実を図り、関係諸機関との連携を深めて、障害の早期把握や支援体制の整備に努めます。	教育研究所において研修会(教育支援担当者講座、特別支援教育講座、心理テストテスター研修)を行い、障害の早期把握や支援体制の整備に関する研修を行っている。	B	より教員のニーズに応じた研修内容となるよう、充実を図っていく。	学校教育課	35
43	特別支援教育の充実	特別支援教育に関する専門的な知識や指導力の向上が図れるよう、各種研修会を充実させ、職員の資質向上を図ります。	教育研究所において研修会を行ったり、子育て相談課主催の研修会への参加を奨励したりして、職員の資質向上に関する研修を実施している。また、教育研究所にて特別支援教育充実班を組織し、通常の学級の支援充実を研究している。	A	より教員のニーズに応じた研修内容となるよう、充実を図っていく。	学校教育課	35

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
44	特別支援教育の充実	通常の学級と特別支援学級の児童生徒並びに特別支援学校の児童生徒と居住地にある学校との交流及び共同学習をさらに進めます。	市内全ての小・中・義務教育学校の学校において、障害のある児童生徒との交流及び共同学習や障害者との交流が行われている。	A	特別支援学校児童生徒と小中学校児童生徒との居住地校交流がより積極的に行われるよう、啓発を行っていく。	学校教育課	35
45	特別支援教育の充実	障害をもつ生徒が義務教育終了後も将来の目標や生きがいを持ち、自立した社会生活を営むことができるよう、福祉機関や教育機関・労働機関などとの連携強化に努めます。また、障害を持つ生徒やその保護者に対し、継続的に支援が行えるよう、長期的な展望に立った指導の充実に努めます。	自立支援協議会こども療育支援部会にて、県立渡良瀬特別支援学校の担当と生徒の情報交換を行ったり、就労支援する機関との連携を図ったりしている。	B	引き続き、市民及び各校への啓発を行っていく。	学校教育課	35
			県が実施する障害者の就労に向けた訓練等について、ホームページなどを活用して周知に努めている。	B	関係機関と連携を図りながら、障害者就労に関する事業をサポートしてまいりたい。	商工振興課	35
			相談支援事務所と連携し、適正な福祉サービス支援の決定、給付を行った。	B	これからもより一層、適切な支援ができるよう関係機関と連携を図っていく。	福祉課	35
46	特別支援教育の充実	市立特別支援学校や小中学校に設置している特別支援学級において、障害の程度や発達段階、個別の教育ニーズに応じた適切な教育が受けられるよう、教材教具の充実と指導方法の工夫・改善、施設・設備の整備及び必要に応じた改善に努めます。 ※平成29(2017)年度から特別支援学校は県へ移管	指導主事訪問や県立桐生特別支援学校の専門アドバイザーが地域支援として市内各校を訪問し、障害のある子が適切な教育を受けられるよう、よりよい支援やアセスメントについて具体的な助言を行っている。	B	引き続き、児童生徒の実態に合わせた指導について助言を行っていく。	学校教育課	35

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
			次のとおり施設・設備の整備を実施し、教育環境の改善に努めた。平成24(2012)年度は、西小学校のトイレ改修、神明小学校のトイレ改修とエレベーター改修、相生中学校のエレベーター改修、川内中学校のエレベーター改修を実施。平成26(2014)年度は、桜木中学校のスロープ、手摺等設置、境野小学校のトイレ改修、新里中央小学校のエレベーター改修を実施。平成28(2016)年度は、川内小学校の車椅子用スロープ設置、神明小学校の階段室に手摺を設置、新里中学校のエレベーター改修とコンテナ室スロープ設置を実施。	B	就学前の児童・生徒の状況を確認するうえで、必要に応じた対応を図っていきたい。	教育総務課	35
47	特別支援教育の充実	特別支援学校等の放課後、学齢期にある心身障害児に対し、集団活動や社会適応訓練を行い、家庭・学校・企業等、地域社会が一体となってその主体性・社会性を育成し自立の促進を図ることを目的とした集団療育を推進するとともに、小学校区ごとに実施している放課後児童クラブについても、障害児の受け入れを促進します。	<p>国の障害児受入推進事業を活用する中で、障害の有無に関わらず保育を必要とする全ての放課後児童を受け入れることができる体制を確保した。</p> <p>平成24(2012)年度の児童福祉法の改正により放課後等デイサービスができ、サービスの利用の促進を図った。</p>	B	今後も引き続き、住む地域、学年及び障害の有無等にかかわらずあらゆる放課後児童を受け入れることができる体制を確保します。	子育て支援課	35
				B	これからも、満足のいく利用ができるよう努力していく。	福祉課	35
48	障害者の職業的自立の促進	公共職業安定所、県障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等との連携の強化と、障害者雇用連絡会議等への積極的な参加・協力を行い、障害者の特別相談・巡回職業相談や就業訓練を活用できるよう支援体制を整えます。	県や労働機関等と連携を図る中で、県が実施する就業訓練などの事業について、ホームページ等を活用して周知に努めている。	B	関係機関と連携を図る中で、県の施策等について周知するなどし、障害者の就業訓練を推進してまいりたい。	商工振興課	36

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
			年1回、ハローワーク主催の障害者雇用連絡会議が開催されているので参加し、支援体制について検討してきた。	B	今後もハローワークや障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所等と連携を図り、支援体制を整える。	福祉課	36
49	障害者の職業的自立の促進	障害の内容や程度により、一般企業で働くことができない障害者や、作業能率などにかかわらず生活訓練の一環として福祉的な就業を希望する障害者、人間関係を育みながら継続して通うことができる場所を求めている障害者などに対し、地域活動支援センターの活用に努めます。	必要と思われる方に、福祉課の窓口や相談支援事業所で、地域活動支援センターの情報を伝え、相談に応じ、より多くの障害者が利用できるように努める。	B	障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所と連携を図り、福祉的な就業を希望する障害者が円滑に地域活動支援センターを利用できるよう支援を継続する。	福祉課	36
50	障害者の職業的自立の促進	「就労移行支援」や「就労継続支援」等、目的に沿ったサービスの利用を進めます。	相談支援事業所と連携を図り「就労移行支援」「就労継続支援」等のサービス利用を促進した。	B	今後も継続していきたい。	福祉課	36
51	障害者雇用機会増大の促進	障害者の採用について、企業に法定雇用率達成の指導を進め、雇用機会の拡大を図ります。	障害者雇用率について、ホームページを活用するなどし、事業主に対して国制度の周知を図っている。	B	引き続き広報やホームページを活用し、ハローワークと連携しながら制度の周知を図ってまいりたい。	商工振興課	36
			自立支援協議会就労支援部会で、企業訪問及び見学会を実施。雇用に関する情報交換を行い、雇用拡大を依頼している。	B	自立支援協議会就労支援部会での活動を継続する。	福祉課	36
52	障害者雇用機会増大の促進	自立のための就労を促進し、公共職業安定所等関係機関との連携を図り、地域自立支援協議会を活用し、障害者の雇用機会の拡大を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会就労支援部会ではハローワーク、障害者就業・生活支援センターの担当者がメンバーとなり雇用機会の拡大について協議、検討を行っている。 事業主に、障害者雇用に関する相談窓口のパンフレットを配布し周知をした。 	B	相談支援事業所、障害者就業・生活支援センターと連携を密にし、就労に関する支援を行う。	福祉課	36

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
53	障害者雇用機会増大の促進	就職を希望する障害者に対しては、公共職業安定所への紹介を推進します。	障害者就業・生活支援センターへの相談を勧め、その後、ハローワークへの登録を行っている。	B	相談支援事業所、障害者就業・生活支援センターと連携を密にし、就労に関する支援を行う。	福祉課	36
54	雇用促進の啓発活動の充実	障害者の雇用については、国や県の関係機関と連携して、「障害者雇用支援月間(9月)」を中心に、広報紙などを利用して雇用支援活動に努めます。	障害者雇用について、ホームページを活用するなどし、雇用促進を図っている。また、県が実施する障害者雇用に関する事業についても周知に努めている。	B	広報やホームページを活用するとともにハローワーク等と連携を図り、周知してまいりたい。	商工振興課	37
55	雇用促進の啓発活動の充実	事業主に対して、障害者の採用における、優遇措置や各種助成制度の活用について周知し、雇用の促進を図ります。	ハローワークと連携して制度の周知に努めている。	B	引き続きハローワークと連携して、制度の周知に努めてまいりたい。	商工振興課	37
56	雇用促進の啓発活動の充実	知的障害者を自己のもとに預かり、または自己のもとに通わせて保護し、その性格・能力に応じ、独立生活に必要な知識や技術の指導・教育を行う「知的障害者職親委託制度」については、新たな職親の開拓や職親との関係強化等、制度充実を図るとともに、制度の活用について周知に努めます。	平成28(2016)年度に1者、職親登録したが利用はない。	B	障害者就業・生活支援センター等と連携を図り、制度の周知を図っていく。	福祉課	37
57	文化・スポーツ活動の充実	地域社会との交流や理解を深めるため、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動への障害者への参加を促進します。	心身障害者関係団体連絡協議会主催で開催される障害者作品展を広報に掲載し、市民への周知を行っている。	B	地域住民との交流が図れるよう支援を行う。	福祉課	38
58	文化・スポーツ活動の充実	参加者の年齢・障害の程度に応じたスポーツ・レクリエーション教室の開催等、障害者がスポーツに親しむ機会の提供に努めます。	・県等で開催されるスポーツ・レクリエーションに関する情報提供を社会福祉協議会を通じ実施している。 ・社会福祉協議会で、障害者のスポーツ体験学習を開催。	B	継続実施	福祉課	38

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
59	文化・スポーツ活動の充実	障害者が文化活動やスポーツ活動に積極的に参加できるよう、コミュニケーションの手段の確保と指導員の確保に努めます。特にスポーツ指導者を養成・確保する場合は、障害者の特性に応じた指導方法の促進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が地域の文化活動に参加できるよう、文化関連施設に思いやり駐車場を増設した。また、施設内案内表示などをわかりやすいものに変更した。 ・市民文化会館4階女子トイレの修繕に伴い2か所和式から洋式に交換した。市民文化会館主催事業の中で、年齢、障害の有無にかかわらず誰もが楽しめるコンサートを実施した。障害者施設利用者の作品の展示、販売を実施した。 	B	引き続き、障害者が作品を鑑賞したり、発表したりする環境を整えることに努め文化活動を支援する。	スポーツ・文化振興課	38
			<ul style="list-style-type: none"> ・障害者団体の依頼により「生き生き出前講座」を活用し、「スマイルボウリング」や「ポッチャ」の講座を実施した。参加者のルールに対する理解や技能の差により、ルールを変更するなど、臨機応変に対応しながら、全てを補助するのではなく、係分担し、各自ができることに取り組み、楽しく活動できるよう工夫した。【スポーツ・文化振興課】 ・県労働政策課主催の障害者雇用セミナーに定期的(年9回)に参加し、スポーツ施設として障害者と共に働ける環境作りに取り組んでいる。 ・資格取得者によるスポーツ指導実績(※～平成28(2016)年度) <ol style="list-style-type: none"> 1. 桐生みやま園(体力測定等) 2. 特別養護老人ホーム(筋力トレーニング等) 3. 社会福祉協議会(水泳指導) 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツイベントや出前講座等の周知を図り、健常者も障害者も、ともに楽しむことのできるスポーツ環境の整備に努める。【スポーツ・文化振興課】 ・昨年度と同様に障害者雇用セミナーを中心として、障害者についての認識を深め、障害者への合理的配慮を徹底していく。【スポーツ・文化事業団】 	スポーツ・文化振興課	38

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
			指導員の確保は未実施	C	指導員、スポーツ指導者の養成、確保については、県と連携を図り、情報提供や、支援を受ける。	福祉課	38
60	文化・スポーツ活動の充実	各種スポーツ施設・設備の整備改修を進め、障害者のスポーツ推進のための諸条件整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民体育館の改築においては、障害者対応トイレや車椅子用観覧席の設置を行うほか、誘導用ブロックの設置を行った。また、施設全体をバリアフリー設計とし、エレベーターの設置を行った。 ・陸上競技場の改修においては、障害者対応トイレや車椅子用観覧席の設置を行うほか、誘導用ブロックの設置を行った。【スポーツ・文化振興課】 	B	・必要に応じて各種スポーツ施設・設備の整備改修を行う。【スポーツ・文化振興課】	スポーツ・文化振興課	38
61	社会参加支援の充実	障害者が様々な社会活動に参加しやすいよう、意思疎通支援事業の充実や、介護給付における行動援護・重度訪問介護及び同行援護、また、地域生活支援事業における移動支援事業等の効果的運用に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者への意思疎通支援事業として手話通訳、要訳筆記派遣事業を実施している。 ・社会参加のためのサービス利用について、個々のニーズに対応したサービス支給決定及び給付費の支給をしている。 	B	聴覚障害者へ意思疎通支援事業の周知を図り、社会参加を促進する。社会参加のための移動支援事業について、適正利用を推進する。	福祉課	39
62	社会参加支援の充実	障害者の文化活動や芸術活動を支援し、活動の場を充実するように努め、社会参加の促進を図ります。	市障害者作品展開催の支援、県障害者作品展の周知を行うなど、参加の支援を行った。	B	継続実施	福祉課	39
63	社会参加支援の充実	地域住民の障害者に対する理解と協働意識を育む啓発に努め、それらの活動に障害者が地域住民の一員として共に参加できるよう働きかけを行います。	障害者が地域住民の理解を得て地域住民の一員として活動に参加できるよう、障害者を受け入れる側として働きかけを行いました。	B	今後も障害者が利用者の一員として地域住民とともに活動に参加できるよう、対応を続けていきます。	生涯学習課	39
			広報において障害への理解啓発を図った。	B	広報において障害への理解啓発を図った。	福祉課	39

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
64	社会参加支援の充実	各公民館事業、ボランティア養成講座等の実施にあたっては、生涯学習的観点のみにしぼられず、福祉学習の機会としての充実にも努めます。また、ボランティア団体等との連携を強化し、学習の成果を生かせる場の確保に努めます。	公民館では、講座等において多くのテーマを選んで実施していますが、令和2(2020)年～4(2022)年はコロナ禍で多くの事業が中止となりました。また、公民館を中心として、地域のボランティア団体との連携を図り、利用者の学習の成果を生かせる場の確保・提供に努めました。	C	公民館事業において、講座等に福祉の学習もテーマの一つとして検討し、他の利用者との調整も行いながら学習の成果を生かせる発表の場所の確保・提供を行います。	生涯学習課	39
			社会福祉協議会において、学校等へのボランティア教室活動の派遣を行っている。	B	ボランティア団体等との連携を図り、活動内容を周知し、学習の成果を生かせる場の確保に努めたい。	福祉課	39
65	基盤整備	障害者や高齢者、子どもまで誰もが安心して快適に歩けるよう、ユニバーサルデザインを導入し、歩道の広歩道化とグリーンベルト設置、電線の地中埋設化など、景観にも配慮したゆとりある道づくりを進めます。	都市計画道路「幸橋線・赤岩線・本町線(新桐生駅駅前広場整備)」において、群馬県と連携し道路整備を進めるなかで、歩道空間の確保、電線地中化を実施している。なお、本町線・幸橋線の事業は完了し、赤岩線の事業は進行中である。	B	道路整備は群馬県が事業主体として実施し、連携しながら事業を推進しているため、誰もが安心して快適に歩けるような整備を実施していきたいと考えている。	都市計画課	40
			歩道空間の確保については、公共施設等を中心として、事業を実施中です。	B	歩道空間の確保につきましては、引き続き公共施設等を中心として、事業を実施していきたいと考えております。また、電線の地中化については、緊急輸送路線を中心に今後、検討していきたいと考えております。	土木課	40
66	基盤整備	歩行者及び自転車等の動線に即した歩道・自転車道やコミュニティ道路を整備し、生活環境の向上と安全性の確保に努めます。	錦琴平線の整備を実施し、歩行空間の確保を実施している。	C	錦琴平線整備では、安全性の確保に努めていきたい。	都市計画課	40

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
			区画線設置工事、防護柵設置工事等にて生活環境の向上、安全性の確保を行っています。	B	施工箇所の検討を行う中で、安全性の確保に努めていきたいと考えております。	土木課	40
67	基盤整備	視覚障害者のため、誘導ブロックの整備を計画的に拡大するとともに、歩行の安全確保や標識の整備を図り、目的地へ安心して行ける道の整備に努めます。	都市計画道路「幸橋線・赤岩線・本町線(新桐生駅前広場整備)」及び錦琴平線の道路整備を進めるなかで、誘導ブロック等の整備を実施している。なお、本町線・幸橋線の事業は完了し、赤岩線・錦琴平線の事業は進行中である。	B	道路整備の進捗に合わせ計画的に誘導ブロックの整備を行い、歩行の安全確保に努めていきたいと考えている。	都市計画課	40
			宮本町一丁目地内 中島接骨院付近点字ブロック 5.4㎡(60枚) 等要望箇所を随時実施しています。	B	設置要望あった際に現地調査を行い検討していきたいと考えております。	土木課	40
68	基盤整備	各種公園・緑地の整備にあたっては、障害者や高齢者、子どもまで誰もが安全に利用できるデザインで行い、市民の心身の健康増進や憩いと交流の場の確保に努めます。	桐生が岡公園内にある動物園及び遊園地のトイレをバリアフリートイレとして改修した。動物園レッサーパンダ舎の新築、吾妻公園展望デッキの改修では、一部バリアフリー化としたことにより、誰もが快適に利用できる公園の確保に努めた。	B	公園・緑地の老朽化した施設の改修や更新の際は、より多くの障害者や高齢者・子どもが安全に利用できるよう整備を進めていく。	公園緑地課	40
69	基盤整備	新設店舗や施設の建設・建替にあたっては、バリアフリー化とユニバーサルデザイン化について指導・促進します。	建築確認申請の際、主として高齢者・障害者が利用する一定規模以上の施設については、バリアフリー法に基づき基準への適合を指導している。また、人にやさしい福祉のまちづくり条例については、周知を行い、届出を促している。	B	主として高齢者・障害者が利用する一定規模以上の施設については、バリアフリー法への基準適合義務があり、今後も建築確認申請の際には指導を行い、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の促進につなげていく。	建築指導課	40

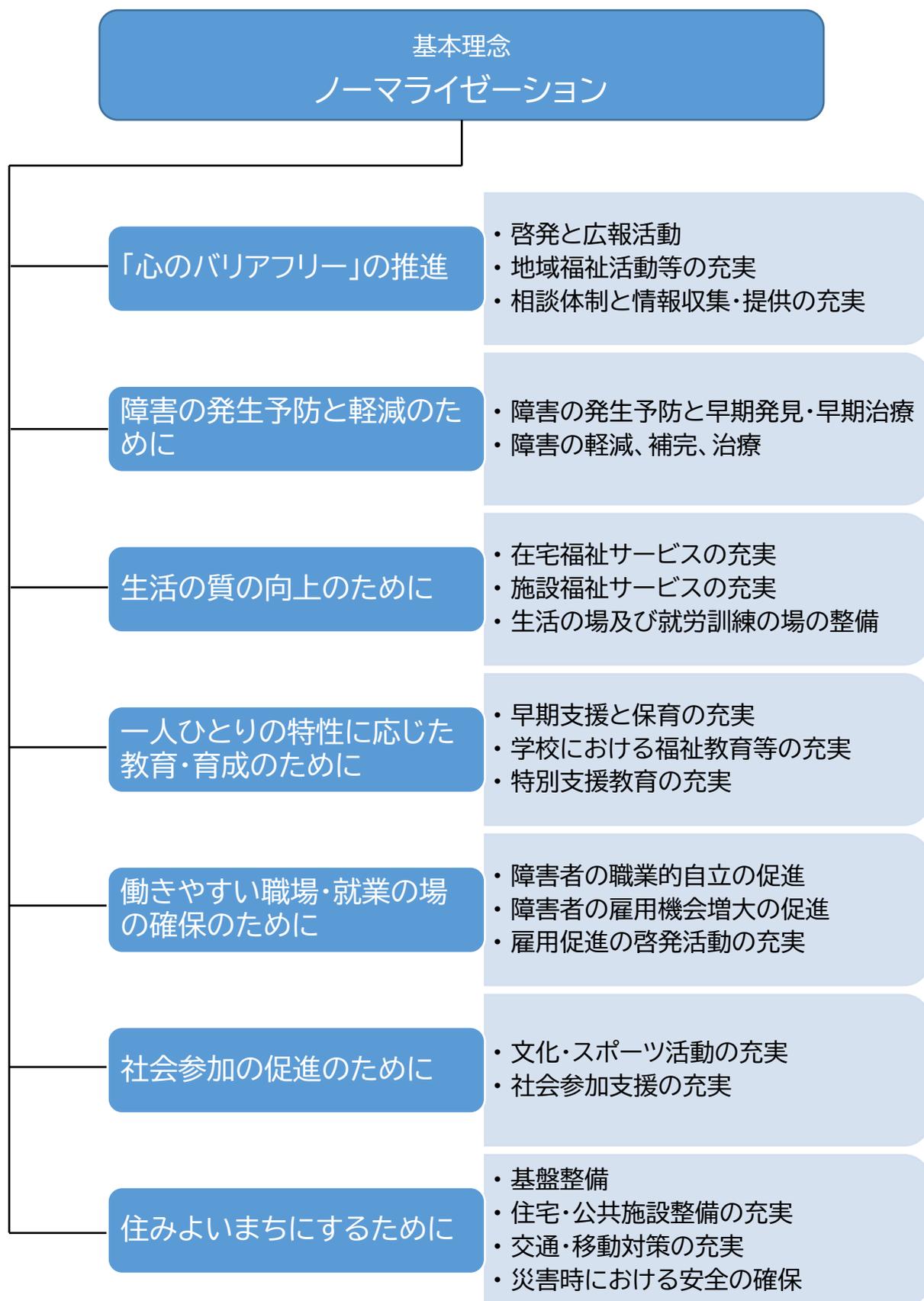
No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
70	住宅・公共施設整備の充実	新規に建設する市営住宅については、住宅内の段差解消、便所・浴室・玄関への手すりの取り付け、共有部分の階段・廊下への手すりの取り付け、屋外通路の段差解消を行います。	平成30(2018)年に建設した水沼定住促進住宅については、玄関部分へのスロープの設置や便所・浴室・玄関へ手すりの取り付けなど、障害者や高齢者等の利便性や安全性に配慮した。	B	今後も建設を実施する際には、障害者や高齢者等の利便性や安全性に配慮したい。	建築住宅課	41
71	住宅・公共施設整備の充実	公共施設の建設にあたっては、出入り口や廊下の幅を広くとり、エレベーターや便所については、障害者や高齢者・子どもの誰もが円滑に利用できる形態にするなど、ユニバーサルデザイン化等について、可能な限り配慮します。	事業期間内に建設した各施設、また、現在建設中の新本庁舎についても、障害者計画施策で示すユニバーサルデザイン化等に可能な限り配慮している。	B	今後も、公共施設の建設にあたっては、ユニバーサルデザイン化等について可能な限り配慮したい。	建築住宅課	41
72	住宅・公共施設整備の充実	地域で自立した社会生活を送りたいと希望している障害者に対する住宅確保のため、グループホーム等の整備促進と、住宅改造費用の助成に関する周知に努めます。	グループホーム等整備促進については、事業所に働きかけを行っている。住宅改造費用については、ホームページや「障害者福祉制度の案内」の冊子等で周知を行っている。	B	継続して周知を図りたい。	福祉課	41
73	交通・移動対策の充実	障害者や高齢者に配慮した公共交通施設の整備について、設備改善に努めるよう関係機関に働きかけるとともに、停留所の整備や路線バスのより利便性と効率性の高い運行体系を目指します。	・令和5(2023)年9月現在、全13台中11台(予備車2台以外の全車両)がノンステップ車両となっている。(路線バス) ・令和4(2022)年3月19日に東武新桐生駅のバリアフリー化設備が供用開始となった。	A	令和5年度中にノンステップ車両1台を導入し、全13台中12台がノンステップ車両となる。引き続きノンステップ車両への更新を行っていく。	交通ビジョン推進室	41
74	交通・移動対策の充実	公共施設及び民間施設における障害者用駐車場の確保と、思いやり駐車場の周知及び適正利用についての啓発活動を行います。	事業期間内に建設した各施設、また、現在建設中の新本庁舎の駐車場についても、障害者用駐車場の確保等に努めている。	B	今後も、公共施設の駐車場整備にあたっては、障害者用駐車場の確保等に努めたい。	建築住宅課	41

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
			建築確認申請の際、主として高齢者・障害者が利用する一定規模以上の施設については、バリアフリー法に基づき、障害者用駐車場の基準適合を確認している。	B	主として高齢者・障害者が利用する一定規模以上の施設については、バリアフリー法への基準適合義務があり、今後も建築確認申請の際には、障害者用駐車場の確保について、指導をしていく。	建築指導課	41
			思いやり駐車場利用証制度の案内をホームページ・広報や障害者手帳交付時に「福祉制度の案内」で周知を行っている。	B	継続して周知を図りたい。	福祉課	41
75	交通・移動対策の充実	視覚障害者や車椅子を使用する人にとって、歩道上などの放置自転車は大きな障害物であるため、放置自転車防止のための啓発活動を積極的に推進します。	市道上に放置自転車を確認した際には、2週間程度で撤去する旨の周知期間を設けた後に撤去処分をしました。	A	放置自転車の台数減少に向けて、パトロールの実施やホームページ上での啓発をしていきたいと考えております。	土木課	41
			平成28(2016)年、障害者差別解消法制定により庁内職員へ理解啓発を図った。合理的配慮として、環境課による放置自転車防止についても協力を依頼。	C	継続的に行う。	福祉課	41
76	災害時における安全の確保	聴覚・言語障害者用緊急ファクシミリを受信した場合には、即座に的確な対応が取れるよう、体制強化に努めます。	従来のファクシミリでの受信のほか、メールと比較し、より簡単に緊急通報を行えるよう、NET119(登録制)を導入し、システム強化を図っています。 また、ホームページや広報紙に利用方法について掲載する等、周知を図っています。	A	特にNET119を主とした広報を継続するとともに、確実かつ迅速な緊急車両出動を行えるよう、工夫、研究をしていく。	消防本部	41

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
77	災害時における安全の確保	地域防災計画に基づき、障害者のために災害発生時に迅速な避難誘導が行われる防災ボランティアの体制強化に努めます。	要配慮者の避難誘導等について、地域ぐるみで活動できるように、自主防災組織や自治会等に対して、出前講座等で防災に関する啓発を実施している。 また、指定避難所ごとに避難所運営委員会の設置を促し、要配慮者の避難生活支援体制について整備を図っている。	B	災害時に特に配慮を要する方々の避難誘導や避難生活の支援について、地域ぐるみで活動できるように、自主防災組織や自治会、避難所運営委員会等に対して防災に関する啓発を実施していく。	防災・危機管理課	41
			民生委員の協力を得て、避難行動要支援者名簿を作成し、区長、町会長、民生委員に配付している。	B	避難行動要支援者名簿を地域で有効活用し、避難誘導できるように関係課、関係機関と連携を図っていく。	福祉課	41
78	災害時における安全の確保	障害者自身が事故などを未然に防ぐことも重要であることから、防災訓練などへの積極的な参加を促し、事故回避力と防災意識が向上するように努めます。	新型コロナウイルス感染拡大に伴い自衛消防訓練等の出向は行っていなかったが、5類に移行した後は、福祉施設等の自衛消防訓練において、防災講話を行うとともに、避難訓練などへの積極的な参加を通じ、事故回避力と防災意識が向上するよう努めている。	C	福祉施設等の自衛消防訓練において、防災講話を行うとともに、避難訓練などへの積極的な参加を通じ、事故回避力と防災意識が向上するよう努める。	消防本部	41
			総合福祉センターの避難訓練に利用者として参加していただき、防災意識の向上を図っている。	B	障害者の防災意識向上を図るため、関係機関と連携を図り、普及啓発を行う。	福祉課	41
79	災害時における安全の確保	災害時等の聴覚・言語障害者のコミュニケーション支援のため、消防署・警察署に手話通訳者・要約筆記者の登録者名簿を備えます。	手話通訳者・要約筆記者の緊急名簿を消防・警察署・病院・市・各支所へ配置。	B	毎年度名簿の更新を行い、緊急名簿の配置先に名簿の有効活用について指導していきたい。	福祉課	41

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
80	災害時における安全の確保	障害者等が災害時等における支援を地域中で受けられるようにするための制度を整備することにより、障害者等が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ります。	避難行動要支援者名簿の作成及び整備を行い、自治会や民生委員、消防団等に名簿を提供した。	B	避難行動要支援者名簿の整備とともに、災害対策基本法改正により市町村の努力義務となった「個別避難計画」について、要支援者ごとの作成を進めていく。	福祉課	42

第3節 各種施策の具体的方策について



1 「心のバリアフリー」の推進

(1)課題

障害を持つ人も持たない人も、全ての人々が互いに理解し合い、助け合い、平等に生活する社会を築くためには、行政側が施策を実施してだけでなく、全ての住民が、障害を取り巻く問題を自分自身の問題として捉え、障害及び障害者に対して正しく理解し、“心の壁”を取り除くことが必要です。

近年では、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合う「心のバリアフリー」(「ユニバーサルデザイン2020行動計画」よりの)概念が提唱されています。そのポイントとしては、①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること、②障害のある人及びその家族への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること、③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、全ての人々が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うことの3つが挙げられています。

これまで、社会福祉協議会や障害者団体等との連携を図り、相互理解を深めるための広報・啓発活動を推進してまいりましたが、引き続き、障害に関するイベントや体験学習などを通じ、障害に対する理解を深めるための機会を提供することや、障害者と健常者との交流を促進していくことが重要と考えられます。

(2)具体的方策

※かっこ内は市における関係部署

① 啓発と広報活動

◇障害者に対する正しい理解を身に着けるための広報・啓発活動は、障害者施策の重要な柱であり、障害者や特別支援教育への理解を深め、障害者雇用の促進を図るため、「広報きりゅう」などの広報媒体や各種行事等を活用した積極的な広報・啓発活動を進めるとともに、視覚障害者に対しては、点訳文化会や朗読奉仕会の協力を得ながら、点字図書館と連携し、「点字の広報」や「声の広報」等の充実に努めます。(福祉課)

◇「障害者週間(12月3日～9日)」、「知的障害者福祉月間(9月)」、「障害者雇用支援月間(9月)」、「人権週間(12月4日～10日)」などの障害者福祉に関する各種活動の周知を図り、障害に対する市民の理解を深めます。(福祉課・商工振興課)

◇各種啓発事業への参加や福祉情報誌の発行など、社会福祉協議会及び桐生市地域自立支援協議会と連携して、障害及び障害者に対する正しい理解を深めます。(福祉課)

◇障害者問題に対する理解を促進するため、地域住民等の理解を深める福祉講座や講演・障害体験学習会の開催など、その充実に努めます。(福祉課)

② 地域福祉活動等の充実

◇福祉活動を中心としたボランティア組織づくりが活発になるよう、ボランティア養成講座などへの参加を呼びかけ、支援していきます。併せて、住民が主体となって組織したボランティア団体に、地域住民、さらには障害者自身が気軽に参加できるよう、その活動支援策を社会福祉協議会と連携して推進します。(福祉課)

◇手話通訳、要約筆記、点訳、朗読奉仕といった、視覚・聴覚障害者のコミュニケーション支援等、情報を仲介する専門的ボランティアの養成・確保に努めます。(福祉課)

◇地域福祉を支えるボランティア活動の振興を図るため、情報及び活動拠点としての市民活動推進センターや総合福祉センターなど市有施設の機能充実を図り、ボランティア団体の自主的・自立的活動を支援するとともに、社会福祉協議会・ボランティアセンターとの連携を強化し、ボランティア実践者の裾野拡大に努めます。(福祉課・地域づくり課)

◇地域福祉活動を行う非営利組織(NPO)の積極的な活用と支援できる体制の確立に努めます。(福祉課)

③ 相談体制と情報収集・提供の充実

◇障害者の種別や年齢を問わず、障害者自身やその家族に対する保健・医療・福祉その他各般に渡る相談支援体制を確立し地域で自立した生活ができるよう支援します。
(福祉課・健康長寿課・子育て相談課・学校教育課)

◇市ホームページや総合福祉センター・点字図書館等の活用、群馬県及び国の地方機関等と連携した各種制度の資料コーナー設置等を進めることにより、情報提供の充実を図り、障害者に対する情報アクセシビリティの向上に努めます。(福祉課)

◇自らの判断で福祉サービスを選択し、契約を結ぶことが困難な障害者に対し、地域で安心して生活ができるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行等を行う「福祉サービス利用援助事業」の活用の周知に努めます。(福祉課)

◇多様な障害に関する専門的な相談等に対応できるよう、市の事業としての相談支援事業の充実を図ります。(福祉課)

2 障害の発生予防と軽減のために

(1)課題

障害対策は障害の発生を予防することが基本的な施策の一つとなります。したがって、障害の直接的な発生原因となる交通事故の防止対策や薬害、生活習慣病等に関する知識を周知することと同時に、健康教育事業や健康診査等を通じて将来的に発生が予想される疾病を未然に防ぐことが重要です。また、障害をできるだけ早期に発見し、必要な治療と指導訓練を行うことで、障害を軽減し基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要があります。

このため、障害の早期発見と早期療育体制、自立訓練事業等の充実が求められており、保健・医療・福祉・教育が連携した一体的なサービスを提供できる体制をつくることが課題となります。

(2) 具体的方策

① 障害の発生予防と早期発見・早期治療

◇先天性障害の早期発見・早期対応のため、妊産婦に対する健康教育・健康診査等の保健対策について一層の充実を図ります。(子育て相談課)

◇県及び医療機関等と連携して乳幼児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等による早期発見体制及び訪問指導体制を充実します。(子育て相談課)

◇障害を受けた初期の段階で、本人及び家族に対して、障害に係る各種サービスの紹介、心身の支援等を行う相談支援体制の充実を図ります。
(福祉課・子育て相談課・健康長寿課・学校教育課)

◇生活習慣病予防のため、各種健康診査を実施し、健康状態の確認を行うとともに生活習慣病を改善することで障害発生を未然にくい止められるよう各種保健事業の充実を図ります。(健康長寿課)

② 障害の軽減、補完、治療

◇障害の軽減及び補完のため、自立支援医療費の給付、訪問審査、更生相談、補装具の交付及び修理、日常生活用具の給付等の充実を図ります。(福祉課)

◇精神疾患や精神障害については、誤解や偏見を取り除き、市民の精神障害に対する正しい理解と協力を求めるため、精神障害についての知識の普及に努めます。
(福祉課・健康長寿課)

◇精神障害者に対する相談機能の充実を図るため、専門相談員の確保に努めます。
(福祉課)

◇精神保健福祉に関する専門的な知識や相談能力の向上が図れるよう、各種研修等の受講により、相談員の資質向上に努めます。(福祉課・健康長寿課)

3 生活の質の向上のために

(1) 課題

障害者福祉の目標である「ノーマライゼーション」の実現を図るためには、障害者が生まれ育った家庭や地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、生活の質の向上に向けた多様な障害福祉サービスの提供が必要です。

自立支援と地域移行の観点から、在宅生活や社会参加のためのサービスや就労の場の充実、障害者向けの住宅や共同生活できる場所の充実などが一層求められてきており、障害

福祉計画に掲げる目標に向けて、サービスの提供体制を確保していくことが重要となっています。

(2) 具体的方策

① 在宅福祉サービスの充実

◇重度の障害者が、地域社会の中で主体的な生活を送ることができるよう、居宅介護や重度訪問介護、短期入所、日中一時支援事業などの提供体制の整備促進を図り、障害支援区分に応じたサービスを提供します。(福祉課)

◇障害者の日常生活の利便性を確保するため、障害の程度・種別に合わせた補装具、日常生活用具等を給付し、その活用を促進します。(福祉課)

◇障害者の所得保障の制度として、特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当や心身障害者扶養共済制度等の充実及び医療費の軽減は、障害者の生活の質や経済的自立に欠かせないものであり、制度の充実及び改善を国や県へ要望していきます。(福祉課・医療保険課)

◇障害者の生活支援の一環として、各種助成や税の減免及び控除、交通運賃料金の割引等の制度の活用について周知します。(福祉課)

◇県内では唯一の「市立点字図書館」の機能強化を図ります。点字図書及び録音図書のデジタル化を推進するとともに、全国ネットワークによる相互貸借の活用及び生活情報等を積極的に点訳、音訳し、視覚障害者の情報環境の向上に努めます。(福祉課)

◇障害者の意思決定支援のため、判断能力が不十分な障害者に対し、成年後見制度の周知と適切な利用を推進します。(福祉課)

② 施設福祉サービスの充実

◇施設から地域への移行について障害福祉計画に定めた目標達成に努めます。(福祉課)

◇在宅サービスを基本としつつ、施設サービスが望ましいと考えられる障害者については、障害の程度や希望に応じて、適切な施設への入所を勧奨します。(福祉課)

◇社会福祉施設の円滑な運営と利用者の処遇向上を図るため、体制の充実や社会福祉法人が設置・運営する施設の育成及び指導に努めます。(福祉課)

③ 生活の場及び就労訓練の場の整備

◇生活の場としてのグループホームや、自立に向けた訓練の場としての自立訓練、就労継続支援・就労移行支援等の施設について、施設への情報提供や連携を図り、整備促進に努めていきます。また、福祉的就労から一般就労への移行が効果的に進むよう、福祉と雇用施策の連携強化を図ります。(福祉課・商工振興課)

4 一人ひとりの特性に応じた教育・育成のために

(1)課題

障害を持つ子ども一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、将来、社会的に自立して生活していくことができるようにするためには、個々の障害の状態や能力・適性等に応じた教育の場や学習機会を提供し、適切な教育を進めるとともに、保健・医療・福祉・教育など関係機関が連携し、子どもたちの成長過程において配慮や必要な支援を行っていくことが求められます。

また、併せて、障害を持つ子どもと持たない子どもが活動をともにすることにより、相互理解が深められるよう、福祉教育や交流教育を推進することが重要です。

(2)具体的方策

① 早期支援と保育の充実

◇0歳からの早期対応の充実を図る観点から、保育所・幼稚園(認定こども園含む)において受け入れ可能な心身障害児については、その受け入れの推進及び促進に努めます。また、その受け入れにあたっては、社会への適応力を伸ばし、望ましい発達を促進するため、関係機関の協力を得ながら、保育士等の研修の充実、保育所・幼稚園機能の強化、障害を持たない園児・子どもとの交流に努め、早期支援と保育の充実を図ります。

(子育て支援課・学校教育課)

◇地域と保健・医療・福祉・教育など各分野との連携を深め、未就学児について早期から相談や支援が受けられる体制を整備するとともに、適切な療育方法や福祉的支援についての情報提供・療育相談体制の強化・支援体制の充実などにより、日常生活の向上を図ります。(福祉課・子育て支援課・学校教育課)

◇在宅の心身障害児に対して、集団療育の充実を図るとともに、子育て世代包括支援センター及び地域子育て支援センターとの連携を強化し、障害児通所支援等の適切な利用を含めた就学前の子育て支援の充実を図ります。(福祉課・子育て相談課・学校教育課)

② 学校における福祉教育等の充実

◇学校教育のあらゆる場において福祉教育を取り入れるとともに、特別支援学校・特別支援学級の児童生徒との交流などを通じ、障害を持った人たちに対する思いやりの心を育む教育の推進に努めます。(学校教育課)

◇小・中・高校生に対して、市社会福祉協議会が主催し、夏休みに実施するボランティアスクールを始めとした福祉体験学習の充実を図ります。

(福祉課)

◇各種研修会を充実させ、専門的な知識や指導力の向上が図れるよう、教員の資質向上に努めます。(学校教育課)

③ 特別支援教育の充実

- ◇一人ひとりの障害の内容や特性、教育的ニーズに対応した就学・進路指導を進めるとともに、それらに応じた教育課程の編成や個別の指導計画作成を進め、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力を育て、障害児の社会的自立を図ります。
(学校教育課)
- ◇特別支援教育コーディネーターを中心に、校内支援委員会の機能の充実を図り、関係諸機関との連携を深めて、障害の早期把握や支援体制の整備に努めます。(学校教育課)
- ◇特別支援教育に関する専門的な知識や指導力の向上が図れるよう、各種研修会を充実させ、職員の資質向上を図ります。(学校教育課)
- ◇通常の学級と特別支援学級の児童生徒並びに特別支援学校の児童生徒と居住地にある学校との交流及び共同学習をさらに進めます。(学校教育課)
- ◇障害を持つ生徒が義務教育終了後も将来の目標や生きがいを持ち、自立した社会生活を営むことができるよう、福祉機関や教育機関・労働機関などとの連携強化に努めます。また、障害を持つ生徒やその保護者に対し、継続的に支援が行えるよう、長期的な展望に立った指導の充実に努めます。(福祉課・商工振興課・学校教育課)
- ◇市内各校において、障害のある子が障害の程度、発達段階、個別の教育的ニーズに応じた適切な教育を受けられるよう、指導方法の工夫・改善、施設・設備の整備及び必要に応じた改善に努めます。(学校教育課・教育総務課)
- ◇学齢期にある心身障害児に対し、放課後等に集団活動や社会適応訓練を行い、家庭・学校・企業等、地域社会が一体となってその主体性・社会性を育成し自立の促進を図ることを目的とした集団療育を推進するとともに、小学校区ごとに実施している放課後児童クラブについても、障害の有無にかかわらず受け入れることができる体制確保に努めます。
(福祉課・子育て支援課)

5 働きやすい職場・就業の場の確保のために

(1)課題

障害者がその能力や適性に応じた職場へ就労することは、自立した社会生活を営む上での経済基盤となるとともに、社会参加の促進、生きがいの確立にも大きな効果があります。

そのため、働く意思と職業能力のある全ての障害者のために、それぞれの能力に応じた職業訓練や、就労に向けての技術を習得するための環境の充実を図り、その能力・適性が十分に発揮できる就業の場を確保することが求められます。また、併せて障害者が一般企業で就労する上では、事業主や一緒に働く同僚の理解は欠かせない要素であることから、行政と企業・関係機関が協力しながら継続的に支援していく必要があります。

(2) 具体的方策

① 障害者の職業的自立の促進

◇ハローワーク、群馬障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等との連携強化と、障害者雇用連絡会議等への積極的な参加・協力をを行い、障害者の特別相談・巡回職業相談や就業訓練を活用できるよう支援体制を整えます。(福祉課・商工振興課)

◇障害の内容や程度、本人の希望に応じ、就労移行支援・就労継続支援事業所のほか、地域活動支援センター等の活用も含めたサービスの提供に努めます。(福祉課)

② 障害者の雇用機会増大の促進

◇障害者の法定雇用率の周知を図り、障害者の雇用機会の拡大に努めます。
(福祉課・商工振興課)

◇自立に向けた就労を促進するため、地域自立支援協議会を活用しながら、ハローワーク等関係機関と連携し、障害者の雇用機会の拡大を図ります。(福祉課)

③ 雇用促進の啓発活動の充実

◇障害者の雇用については、国や県の関係機関と連携し、「障害者雇用支援月間(9月)」を中心に、広報紙などを利用して支援活動に努めます。(商工振興課)

◇事業主に対して、障害者の採用における優遇措置や各種助成制度の活用について周知し、雇用の促進を図ります。(商工振興課)

6 社会参加の促進のために

(1) 課題

社会が豊かになり、物質的に満たされた生活の中で、ゆとりや生きがい求められています。特に文化芸術活動やスポーツへの参加は、障害者にとって生活を豊かにし、生きがいを生むことにつながると同時に、自身の健康増進、自立や社会参加にもつながるものです。

また、障害者がこうした活動に参加することにより、地域住民の障害への理解と認識を深めることにも寄与すると考えられます。

本市では、住民一人ひとりが生涯にわたり文化芸術活動・スポーツ等に親しみ、健康で明るい生活が送れるよう、学習機会の提供、スポーツ活動の振興を図っていますが、自身の障害や物理的な障害等の問題から、障害者の参加が少ないのが現状です。

障害者の参加を促進するため、参加しやすい環境整備と、生きがいの創造に向けた社会参加への施策をより一層推進していくことが必要となっています。

(2) 具体的方策

① 文化・スポーツ活動の充実

◇地域社会との交流や理解を深めるため、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動への障害者への参加を促進します。(福祉課)

◇参加者の年齢・障害の程度に応じたスポーツ・レクリエーション教室の開催等、障害者がスポーツに親しむ機会の提供に努めます。(福祉課)

◇障害者が文化活動やスポーツ活動に積極的に参加できるよう、コミュニケーションの手段の確保と指導員の確保に努めます。特にスポーツ指導者を養成・確保する場合は、障害者の特性に応じた指導方法の促進に努めます。(スポーツ・文化振興課)

◇各種スポーツ施設・設備の整備改修を進め、障害者のスポーツ推進のための諸条件整備に努めます。(スポーツ・文化振興課)

② 社会参加支援の充実

◇障害者が様々な活動に参加しやすくなるよう、意思疎通支援事業の充実や、介護給付における行動援護、重度訪問介護及び同行援護、また、地域生活支援事業における移動支援事業等の効果的運用に努めます。(福祉課)

◇障害者の文化活動や芸術活動を支援し、活動の場を充実させるように努め、社会参加の促進を図ります。(福祉課)

◇地域住民の障害者に対する理解と協働意識を育む啓発に努め、障害者が地域住民の一員として共に活動へ参加できるよう働きかけを行います。(福祉課・生涯学習課)

◇各公民館事業、ボランティア養成講座等の実施にあたっては、生涯学習的観点のみにとらわれず、福祉学習の機会としての充実にも努めます。また、ボランティア団体等との連携を強化し、学習の成果を生かせる場の確保に努めます。(福祉課・生涯学習課)

7 住みよいまちにするために

(1)課題

障害の有無にかかわらず、全ての市民がお互いの個性を認め、支え合うまちを実現するためには、道路・建築物・公共交通機関等を誰もが安全で安心して利用できるよう整備する必要があります。

障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の改正や「ユニバーサルデザイン」化の進展により、建築物の新設時や改修時には配慮がなされるようになっていますが、既存の建築物や道路の段差、階段があること等を理由に外出をためらう障害者が多くいる状況は変わらず、今後も、「道路や建築物、駅などの段差解消」、「利便性の高いトイレの設置」、「歩道上の障害物の撤去」等、障害者や高齢者等の利便性や安全性を考慮したまちづくりに向けた取組を続けていくことが重要となります。

(2) 具体的方策

① 基盤整備

◇障害者や高齢者、子どもまで誰もが安心して快適に歩くことができるよう、ユニバーサルデザインに配慮したゆとりある道づくりを進めます。(都市計画課・土木課)

◇歩行者及び自転車等の動線に即した歩道・自転車道やコミュニティ道路を整備し、生活環境の向上と安全性の確保に努めます。(都市計画課・土木課)

◇視覚障害者のため、誘導ブロックの整備を計画的に拡大するとともに、歩行の安全確保や標識の整備を図り、目的地へ安心して行くことのできる道路の整備に努めます。
(都市計画課・土木課)

◇各種公園・緑地の整備にあたっては、障害者や高齢者、子どもまで誰もが安全に利用できるデザインで実施し、市民の心身の健康増進や憩いと交流の場の確保に努めます。
(公園緑地課)

◇新設店舗や施設の建設・建替にあたっては、バリアフリー化とユニバーサルデザイン化について指導・促進します。(建築指導課)

② 住宅・公共施設整備の充実

◇新規に建設する市営住宅については、住宅内の段差解消、トイレ・浴室・玄関への手すりの取り付け、共有部分の階段・廊下への手すりの取り付け、屋外通路の段差解消を行います。
(建築住宅課)

◇公共施設の建設にあたっては、出入口や廊下の幅を広く取り、エレベーターやトイレについては、障害者や高齢者・子どもまで誰もが円滑に利用できる形態にするなど、ユニバーサルデザイン化について可能な限り配慮します。(建築住宅課)

◇地域での自立した社会生活を希望している障害者に対する住宅確保のため、グループホーム等の整備促進と、住宅改造費用の助成に関する周知に努めます。(福祉課)

③ 交通・移動対策の充実

◇障害者や高齢者に配慮した公共交通の整備について、関係機関と連携して設備改善に努めるとともに、バス交通のより利便性・効率性の高い運行体系を目指します。
(交通ビジョン推進室)

◇公共施設及び民間施設における障害者用駐車場の確保と、思いやり駐車場の周知及び適正利用についての啓発活動を行います。(福祉課・建築住宅課・建築指導課)

◇視覚障害者や車椅子を使用する人にとって、歩道上などの放置自転車は大きな障害物であるため、放置自転車防止のための啓発活動を積極的に推進します。(福祉課・土木課)

④ 災害時における安全の確保

- ◇聴覚・言語障害者等が容易に119番緊急通報を行えるよう、NET119やファクシミリ等、通報受信体制の強化に努めます。(消防本部)

- ◇避難行動要支援者名簿を整備するとともに、個別避難計画の作成に努め、障害者等が災害時における支援を地域の中で受けられるようにするための制度を整備することにより、安心して暮らすことができる地域づくりの推進を図ります。(福祉課)

- ◇要配慮者の避難誘導等について、地域ぐるみでの活動が可能となるよう、自主防災組織や自治会等に対して防災に関する啓発を行います。(防災・危機管理課)

- ◇障害者自身が事故などを未然に防ぐことも重要であることから、防災訓練などへの積極的な参加を促し、事故回避力と防災意識が向上するように努めます。(福祉課・消防本部)

- ◇災害時等の聴覚・言語障害者のコミュニケーション支援のため、消防署・警察署に手話通訳者・要約筆記者の登録者名簿を備えます。(福祉課)

第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画

第1節 基本的事項

障害福祉計画等は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づく基本指針(本計画作成にあたって基本となる理念、サービス見込み量の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取組などを国が定めたもの)及び県の基本的な考え方に即し、各年度における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業並びに障害児支援、障害児相談支援の必要な見込み量を種類ごとに定めています。また、計画対象者のニーズ把握のため令和5(2023)年5月に障害児者2,000人(無作為抽出)を対象に「桐生市障害者計画のためのアンケート調査」(以下「障害者アンケート」という。)を実施し、966人から回答を得ました。その障害者アンケートの結果も踏まえ、計画に反映させています。

障害児福祉計画の作成が児童福祉法の改正(平成28(2016)年6月3日公布、平成30(2018)年4月1日施行)により規定されたため、平成30年度以降、3年間の障害福祉計画と障害児福祉計画を併せて作成しています。

○基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法、国の基本指針における基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画等を作成します。

(1)障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会を実現するため、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)並びにその保護者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2)市を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービス等を受けられることができるよう市を実施主体の基本とします。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者(発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。)並びに障害者総合支援法施行令第1条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病(平成27年厚生労働省告示第292号)に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける程度である者(以下「難病患者等」という。)であって18歳以上の者並びに障害児とし、障害種別を問わずサービスの充実を図ります。

なお、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、難病患者等とともに引き続きその旨の周知を図ります。

(3)入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、福祉施設への入所または病院への入院(以下「入所等」という。)から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス(法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。)の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があります。

また、地域生活支援の拠点等の整備にあたっては、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後の、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。こうした拠点等の整備に併せ、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要があります。

さらに、精神科病院等における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4)地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。その際は次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業も活用しながら、体制整備を進めます。

- ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ② ①の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ③ ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

(5)障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市を、障害児入所支援については県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(以下「医療的ケア児」という。)が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障害者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、障害福祉計画等に位置付け、計画的に推進します。

(6)障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。人材の確保・定着に向け、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等について、関係者と協力して取り組んでいきます。

(7)障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきであり、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域で生き生きと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要です。

障害者文化芸術活動推進法の内容も踏まえ、関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図っていきます。

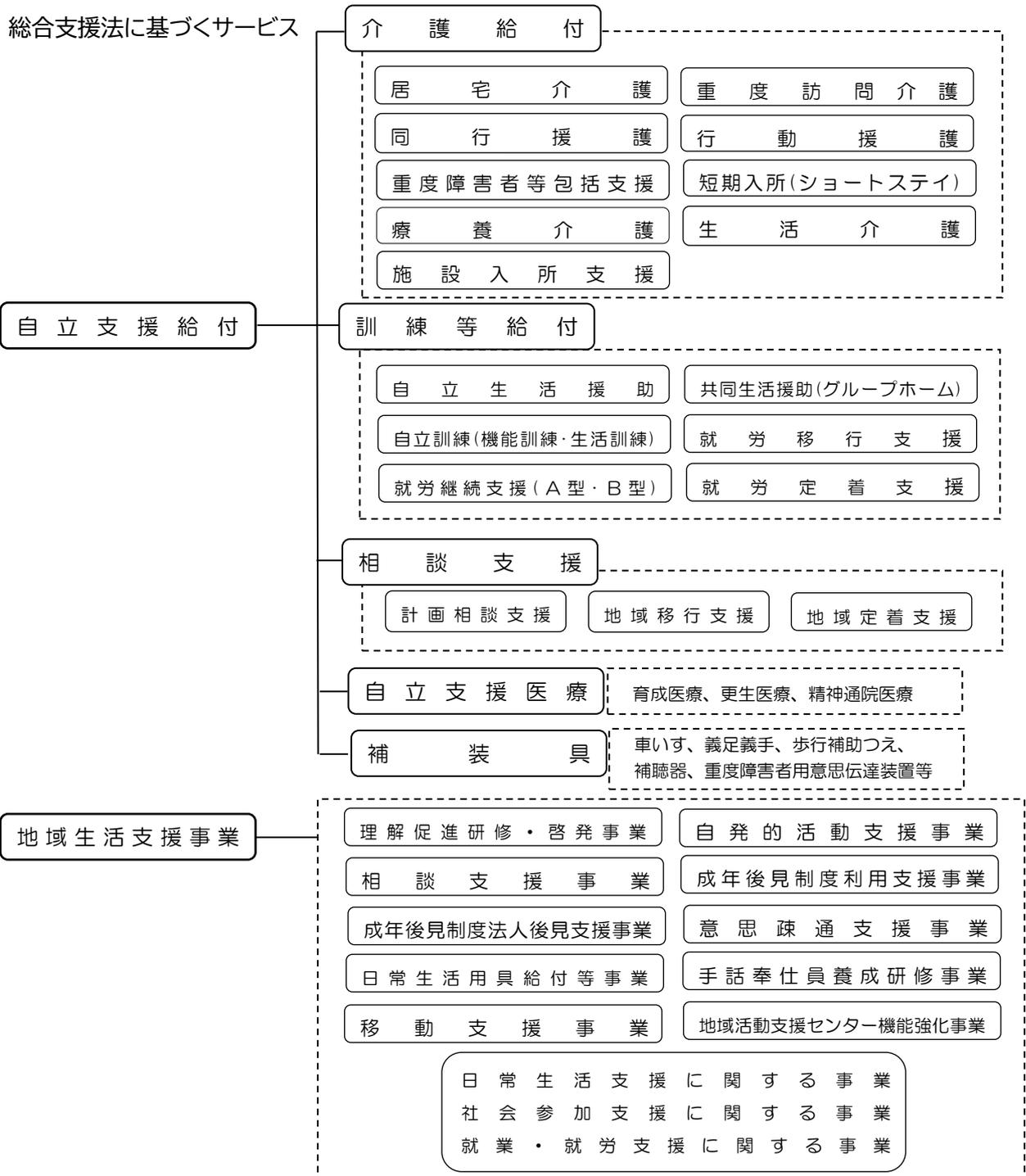
また、読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現のため、読書バリアフリー法を踏まえ、桐生市立点字図書館と連携しながら、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進していきます。

さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図ります。

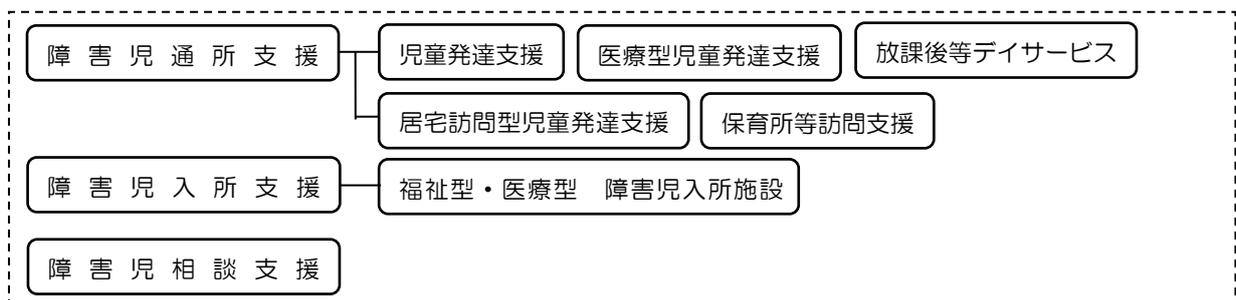
第2節 障害者総合支援法によるサービスの全体像と取組の体制

1 障害福祉サービスの体系

総合支援法に基づくサービス



児童福祉法に基づくサービス



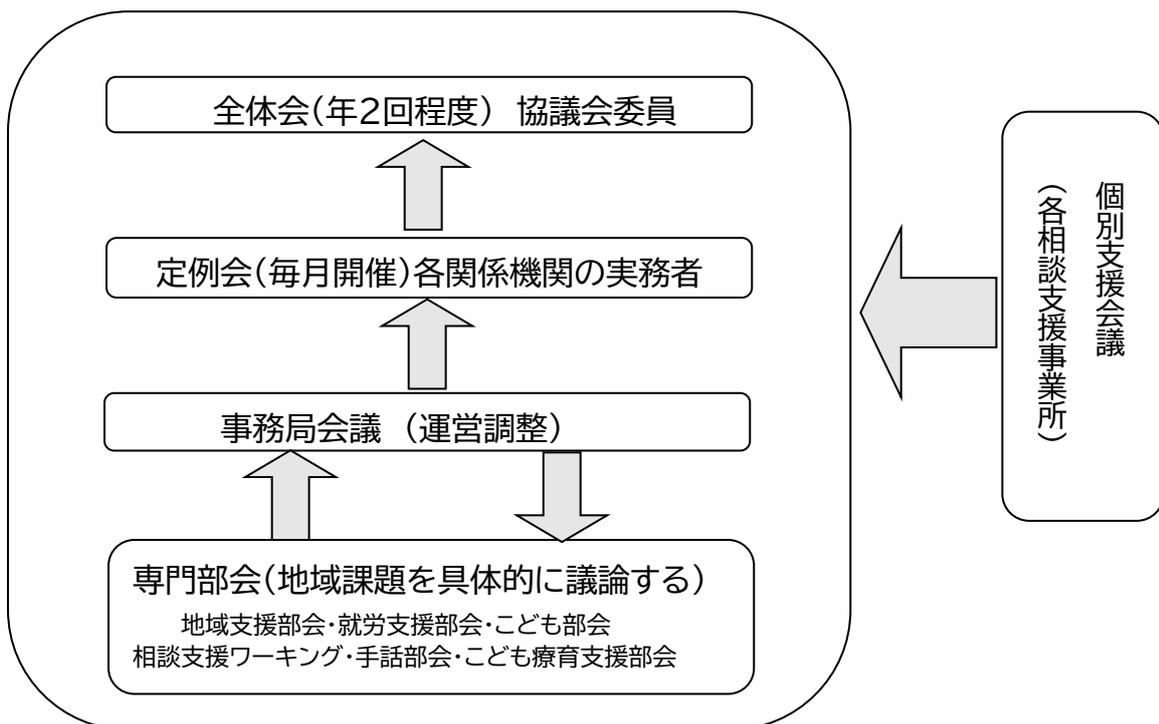
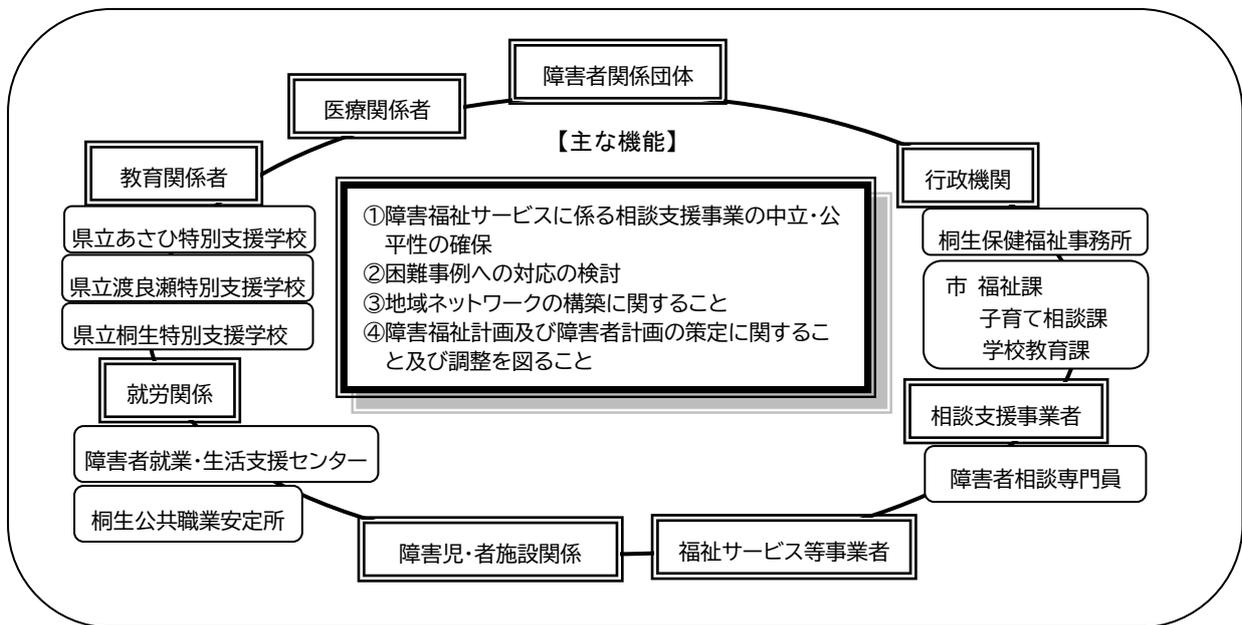
2 取組の体制

〔桐生市地域自立支援協議会〕

桐生市では障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づく協議会を平成18(2006)年度に設置しており、全体会議は年2回程度、定例会及び事務局会議は毎月開催しています。

また、特定の課題を検討する専門部会も必要に応じて設置しており、令和5(2023)年度時点で地域支援部会、就労支援部会、相談支援ワーキング、こども部会、手話部会、こども療育支援部会を設けて活動しています。

図表 桐生市地域自立支援協議会の組織図



第3節 障害福祉サービス等の利用状況と課題

1 障害福祉サービスの利用実績(令和3年度～令和5年度)

	サービス名		単 位	第6期計画						
				令和3年度		4年度		5年度		
				見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	実績量	
訪問系サービス	居宅介護	利用者数	人/月	191	202	187	195	180	198	
	重度訪問介護	利用量	時間/月	2,731	3,150	2,748	3,127	2,754	2,928	
	行動援護・同行援護									
	重度障害者等包括支援									
日中活動系サービス	生活介護	利用者数	人/月	376	361	381	367	386	368	
		利用量	人日/月	7,632	7,508	7,734	7,662	7,835	7,454	
	自立訓練(機能訓練)	利用者数	人/月	2	2	1	0	1	0	
		利用量	人日/月	20	33	10	0	10	0	
	自立訓練(生活訓練)	利用者数	人/月	1	4	2	3	1	4	
		利用量	人日/月	20	58	40	51	20	71	
	就労移行支援	利用者数	人/月	27	20	28	15	29	17	
		利用量	人日/月	459	381	476	294	493	274	
	就労継続支援(A型)	利用者数	人/月	49	60	52	67	55	70	
		利用量	人日/月	882	1,131	936	1,289	990	1,282	
	就労継続支援(B型)	利用者数	人/月	215	226	227	236	232	236	
		利用量	人日/月	4,042	4,454	4,268	4,528	4,362	4,424	
	就労定着支援	利用者数	人/月	4	5	4	7	5	7	
	療養介護	利用者数	人/月	31	33	31	32	31	33	
	短期入所	利用者数	人/月	54	10	59	10	64	14	
		利用量	人日/月	309	105	342	107	375	85	
	居住系サービス	自立生活援助	利用者数	人/月	1	0	1	0	1	0
		共同生活援助(グループホーム)	利用者数	人/月	117	139	122	155	127	161
施設入所支援		利用者数	人/月	186	182	185	178	184	178	
宿泊型自立訓練		利用者数	人/月	1	2	2	2	2	3	
相談支援	計画相談支援	利用者数	人/月	206	243	224	212	242	184	
	地域移行支援	利用者数	人/月	0	0	1	0	0	0	
	地域定着支援	利用者数	人/月	1	1	1	0	1	0	

* 人日=1月あたりの実利用者数×1人1月あたりの平均利用日数

* 令和5年度実績=令和5年6月サービス提供実績

2 地域生活支援事業利用者数等の実績(令和3年度～令和5年度)

事業名	単位	令和3年度		4年度		5年度	
		見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	実績見込
(1)理解促進研修啓発事業	実施の有無	実施	中止	実施	中止	実施	実施
(2)自発的活動支援事業	実施の有無	実施	中止	実施	中止	実施	実施
(3)相談支援事業							
①障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	無
(4)成年後見制度利用支援事業	利用者数/年	1	0	1	1	1	1
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	無
(6)意思疎通支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者/年	40	31	40	27	40	40
②手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1	1	1	1
(7)日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	給付件数/年	5	1	5	12	5	5
②自立生活支援用具	給付件数/年	6	4	6	5	6	6
③在宅療養等支援用具	給付件数/年	7	5	7	11	7	7
④情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	10	10	10	4	10	10
⑤排泄管理支援用具	給付件数/年	2,877	2,967	2,907	3,188	2,937	3,250
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数/年	1	0	1	2	1	1
(8)手話奉仕員養成研修事業	修了者数	25	中止	25	中止	25	15
(9)移動支援事業							
移動支援事業	実利用者数/年	220	134	222	119	224	150
	延利用時間数/年	18,517	10,966	18,959	9,170	19,251	12,000
重度身体障害者移動支援事業	実利用者数/年	42	29	43	27	44	27
	延利用時間数/年	1,361	774	1,393	527	1,425	738
(10)地域活動支援センター 自市(他市)	箇所数	4(6)	4(7)	4(6)	4(6)	4(6)	4(6)
	実利用者/年	47 (16)	49 (13)	48 (16)	50 (13)	49 (16)	45 (12)

事業名	単位	令和3年度		4年度		5年度	
		見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	実績見込
(11)その他の事業							
①生活支援事業							
スポーツ体験学習	実施回数/年	3	1	3	3	3	3
	延利用者数/年	60	10	60	34	60	60
障害者のための教養講座	実施回数/年	3	1	3	3	3	3
	延利用者数/年	90	14	90	43	90	70
障害者情報機器操作体験学習	実施回数/年	50	0	50	0	50	20
	延利用者数/年	100	0	100	0	100	40
障害者ふれあいサロン	実施回数/年	49	26	49	50	49	49
	延利用者数/年	113	46	118	98	123	123
障害者本人活動支援	実施回数/年	12	7	12	12	12	12
	延利用者数/年	360	104	360	166	360	240
機能訓練事業	実施日数/年	235	124	235	228	235	235
	延利用者数/年	2,585	959	2,585	1,857	2,585	2,585
②日中一時支援事業							
福祉施設実施分	実利用者数/年	47	13	53	17	56	25
	延利用回数/年	1,354	312	1,654	529	1,747	794
登録介護者事業	実利用者数/年	5	3	6	2	7	3
	延利用回数/年	8	11	9	12	11	10
サービスステーション事業	実利用者数/年	1	1	0	0	0	1
	延利用回数/年	1	1	0	0	0	1
訪問入浴サービス	実利用者数/年	2	0	2	0	3	0
	延利用回数/年	80	0	80	0	120	0
③社会参加促進事業							
奉仕員養成研修							
要約筆記奉仕員養成	修了者数	10	中止	10	中止	10	10
朗読奉仕員養成	修了者数	10	中止	10	4	10	10
点訳奉仕員養成	修了者数	8	中止	8	6	8	6
④施設入所者就職支度金給付事業	給付件数/年	0	0	0	0	1	0
⑤知的障害者職親委託制度	利用者数/年	0	0	0	0	0	0

* 令和5年度実績 = 令和5年9月時点でのサービス提供実績を基にした見込み数

3 児童福祉法に基づくサービスの利用実績(令和3年度～令和5年度)

種類	単位	令和3年度		4年度		5年度	
		見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	実績量
児童発達支援	利用児童数 人/月	15	23	16	32	16	30
	利用量 人日/月	150	241	160	357	176	327
放課後等 デイサービス	利用児童数 人/月	110	122	113	121	117	136
	利用量 人日/月	1,904	1,967	2,040	2,034	2,108	2,134
保育所等 訪問支援	利用児童数 人/月	3	0	5	0	5	0
	利用量 人日/月	14	0	16	0	18	0
居宅訪問型 児童発達支援	利用児童数 人/月	1	0	1	0	1	0
	利用量 人日/月	10	0	10	0	10	0
福祉型児童 入所支援	利用児童数 人/月	8	6	8	7	9	7
医療型児童 入所支援	利用児童数 人/月	5	5	5	5	5	5
障害児 相談支援	利用児童数 人/月	30	35	32	37	34	40
コーディネーター	配置人数 人/月	3	3	3	2	3	2

*人日＝1月あたりの実利用者数×1人1月あたりの平均利用日数

*令和5年度実績＝令和5年6月サービス提供実績

4 第6期計画における達成状況と今後の取組

第6期計画では、基本目標として次の7つの事項について目標値を設定することが国の基本指針で示されており、それに基づき目標設定を行い、事業を実施しました。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

第6期計画期間の中で、施設を退所し地域生活に移行した入所者は3人(令和5(2023)年6月末現在)となり、目標値の1.06%を上回りました。

【今後の取組】

- ・施設入所者のサービス等利用計画を通して状況の把握を行い、相談支援専門員と連携し地域生活への移行のための支援に係るニーズの顕在化を図ります。
- ・施設入所者が、地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

・地域での受け皿となる共同生活援助(グループホーム)や日中活動の拡充について、サービス提供の方法や施設整備の研究を進めます。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和3(2021)年度に、保健、医療、福祉関係者が集まり、圏域で情報共有する協議の場を設けて以降、定期的を開催し、情報共有による連携を図っています。

【今後の取組】

- ・病院や保健所と情報共有し、福祉サービスの利用について研究を進めます。
- ・精神障害者が地域で生活できるよう地域定着支援や地域移行支援、自立生活援助に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

親亡き後を見据え、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、障害者の生活を地域全体で支えられる体制を整備するため、専門部会等で検討を行ってきました。その中でも「緊急時の受け入れ・対応」については地域の社会資源を活用し、事業所等が分担して機能を担う面的整備を行うこととなりました。

【今後の取組】

- ・緊急時を作らないため、サービス等利用計画を通して状況の把握を行い、相談支援専門員と連携を図ります。
- ・他地域の事例等も参考としながら、地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的に機能の充実に努めます。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、施設を退所して一般就労へ移行した人は、第6期計画期間においては令和3(2021)年度5人、令和4(2022)年度7人、令和5(2023)年度2人(令和5年9月現在)で、目標の11人を達成できませんでした。就労移行支援事業の利用者数についても、令和3年度20人、令和4年度15人、令和5年度17人(令和5年6月サービス提供者)で目標の29人を達成できませんでした。

【今後の取組】

- ・就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。
- ・就労支援関係機関との連携の強化を図り、障害者を受け入れる職場の開拓や就労後の定着のため、支援体制の強化に努めます。

- ・一般就労への移行をさらに進めるため、就労移行支援・就労継続支援事業所の拡充を図ることができるよう事業者へ情報提供を行うとともに、施設整備の研究を進めます。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置を目指しましたが、設置することはできませんでした。また、在宅での医療的ニーズに対応するため、こども部会において保健、医療、保育、教育、障害福祉等の関係機関が集まり、医療的ケア児支援のための情報交換をいたしました。

【今後の取組】

- ・自立支援協議会のこども部会において、引き続き障害児支援体制についての検討、研究をしていきます。
- ・障害児の在宅における医療的ケアについて、医療機関、訪問看護事業所等の関係機関との連携を図り、支援について協議していきます。また、医療的ケア児を受け入れる事業所の開拓や支援体制の強化を図ります。
- ・相談支援事業所への医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に努めます。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援体制について、障害者基幹型相談室を中心とし、関係機関と連携しながら充実に努めてきました。また、地域の相談支援事業者への訪問による指導・助言や研修の実施等により、地域の相談支援体制の強化を図っています。

【今後の取組】

- ・障害者アンケートの結果によると、困りごとの相談先は家族など身近な人のほか、病院・施設関係者、ケアマネジャーなど多岐に渡っています。今後も関係機関と連携を強化し、障害者を包括的に支援していく体制整備に努めます。
- ・自立支援協議会の相談支援ワーキンググループ等において、市内の相談支援専門員との情報交換及び資質向上のための研修等を行い、相談支援専門員のスキルアップに努めます。

⑦ 障害福祉サービスの質の向上

自治体職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組として、基本指針には、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への参加人数が指標として掲げられており、本市でも当該研修への積極的な参加を図っています。

その他の指標である障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有や、事業者等に対する指導監査結果を関係自治体と共有することに関しては、体制が整備できていない状況です。

【今後の取組】

- ・制度理解を深めた上で、障害福祉サービスの利用状況の把握や、真に必要な障害福祉サービス等が提供できているのか検証することに役立てられるよう、引き続き積極的な研修への参加を図ります。
- ・自立支援審査支払等システムなどの審査結果の分析・活用や、都道府県等が実施する事業所の指導監査結果の共有ができる体制の整備に努めます。

第4節 成果目標

障害福祉計画等を作成するにあたり、障害者等の自立支援の観点から地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、成果目標として、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援の充実、福祉施設から一般就労への移行等」、「障害児支援の提供体制の整備等」、「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」について目標数値を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針において、目標値設定にあたっては、令和4(2022)年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行するとともに、令和8(2026)年度末の施設入所者数を令和4年度末の施設入所者数から5%以上削減することとされています。しかし、本市における施設入所待機者の登録状況や過去の実績から、実情に応じた実現可能な目標値を設定します。

項目	数値	考え方
【実績】 令和4年度末時点の 施設入所者数(A)	178人	令和4年度末の施設入所者数
【目標①】 地域生活移行者数(B)	6人 (3.37%)	(A)のうち、令和8年度末までに施設入所からグループホームや一般住宅等に移行する人の見込数
令和8年度末における 施設入所者数(C)	171人	令和8年度末の施設入所者見込数
【目標②】 施設入所者数の削減(D)	7人 (3.93%)	差引減見込数(A-C)

地域での居住支援のため、グループホーム、公営住宅及び民間住宅の利用を含め社会資源の整備等の研究・検討を引き続き行うとともに、地域住民に対し、障害者に対する理解啓発を図ります。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、市が中心となり、当事者及び保健、医療、福祉に携わる人を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築し、桐生圏域で毎年1回以上、保健、医療、福祉関係者による協議の場を開催します。

項目	数値			考え方
	令和6年度	7年度	8年度	
【活動指標①】 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	4回	4回	4回	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込み
【活動指標②】 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人	10人	10人	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数見込み
【活動指標③】 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込み
【活動指標④】 精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人	地域移行支援の利用者のうち精神障害者
【活動指標⑤】 精神障害者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	1人	地域定着支援の利用者のうち精神障害者
【活動指標⑥】 精神障害者の共同生活援助の利用者数	53人	54人	56人	共同生活援助の利用者のうち精神障害者
【活動指標⑦】 精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	0人	1人	自立生活援助の利用者のうち精神障害者
【活動指標⑧】 精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	2人	2人	2人	自立訓練(生活訓練)の利用者のうち精神障害者

3 地域生活支援の充実

国の基本指針において、令和2(2020)年度末までに整備した地域生活支援拠点について、令和8(2026)年度末までの間に、その機能充実のため、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上運用状況を検証及び検討すると設定されています。自立支援協議会で年1回検証及び検討を行い、先進地区の事例を参考にしながら、今後も体制整備について研究していきます。

求められる機能・役割

- ① 緊急時の相談支援体制
- ② 体験機会の場の提供
- ③ 緊急時の受入対応
- ④ 専門性の高い人材の養成・確保
- ⑤ 地域の支援体制づくり

項目	数値			考え方
	令和6年度	7年度	8年度	
【目標①】 地域生活支援拠点等の設置	1か所	1か所	1か所	国の「基本指針」では、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可能)することを基本とする。
【目標②】 コーディネーターの配置人数	3人	3人	3人	コーディネーターの配置人数を設定する。
【目標③】 検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	1回	1回	1回	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。
【目標④】 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実	無	無	有	各市町村または圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。
【実績】 令和4年度末時点の施設入所待機者数	28人	令和4年度末時点の施設入所待機者数		
上記のうち、強度行動障害のある者(行動関連項目10点以上)	23人	上記のうち、強度行動障害のある者(行動関連項目10点以上)		

4 福祉施設から一般就労への移行等

令和8(2026)年度中に、福祉施設から一般就労に移行する人を令和3(2021)年度の一般就労への移行実績の5人から7人にすることを目指します。

※福祉施設とは、「日中活動系」サービス(就労移行支援、就労継続支援A型・B型、生活介護、自立訓練)を指します。

項目	数値	考え方	
【実績①】 令和3年度の一般就労への移行者数	5人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じて、令和3年度において一般就労した者の数	
【実績②】 令和3年度の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	2人	令和3年度における就労移行支援事業の一般就労への移行者数	
【実績③】 令和3年度の就労継続支援 A型事業の一般就労への移行者数	2人	令和3年度における就労継続支援 A型事業の一般就労への移行者数	
【実績④】 令和3年度の就労継続支援 B型事業の一般就労への移行者数	1人	令和3年度における就労継続支援 B型事業の一般就労への移行者数	
【実績⑤】 令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	8人	令和3年度における就労定着支援事業の利用者数	
令和8年度	【目標①-1】 令和8年度の一般就労移行者数	7人 (1.4倍)	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度に一般就労する者の数
	【目標①-2】 令和8年度の就労移行支援事業の一般就労移行者数	4人 (2倍)	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、令和8年度に一般就労する者の数
	【目標①-3】 令和8年度の就労継続支援 A型事業の一般就労移行者数	2人 (1倍)	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援 A型事業を通じて、令和8年度に一般就労する者の数
	【目標①-4】 令和8年度の就労継続支援 B型事業の一般就労移行者数	1人 (1倍)	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援 B型事業を通じて、令和8年度に一般就労する者の数
	【目標②】 令和8年度の就労移行支援事業所のうち一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	5割	就労移行支援事業所のうち、令和8年度に就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合
	【目標③】 就労定着支援事業の利用者数	9人 (1.125倍)	就労定着支援事業の令和8年度の利用者の数
	【目標④】 就労定着支援事業の就労定着率	2.5割	就労定着支援事業の令和8年度の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合

5 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を図るため、令和8(2026)年度末までに、児童発達支援センターの設置を目指します。

また、在宅での医療的ニーズに対応するため、主に重症心身障害児を対象とする障害児通所支援事業所の確保及び協議の場の設置に努めます。

項目	数値	考え方
【目標①】 児童発達支援センターの設置	1か所	国の基本指針では、令和8年度末までに各市町村または各圏域に1か所以上設置することを基本とする。
【目標②】 障害児の地域社会への参加・包容を推進するための体制の構築	有	国の基本指針では、令和8年度末までに、全ての市町村において、地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
【目標③-1】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	2か所	国の基本指針では、令和8年度末までに各市町村または各圏域において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
【目標③-2】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	3か所	国の基本指針では、令和8年度末までに各市町村または各圏域において、主に重度心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
【目標④-1】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	令和8年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。
【目標④-2】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2人	国の基本指針では、令和8年度末までに④-1の協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

<発達障害者等に対する支援>

項目	数値			考え方
	令和6年度	7年度	8年度	
【活動指標①】 ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講者数	40人	40人	40人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数(保護者)の見込みを設定する。
【活動指標②】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	11人	12人	13人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの実施者数(支援者)の見込みを設定する。
【活動指標③】 ペアレントメンターの人数	-	-	-	障害に関することを含め、子育てで様々な悩みや不安を経験したことのある「子育てメンター」が保護者に寄り添う事業を実施予定だが、ペアレントメンターの養成を図る研修の実施見込みはないため、指標は設定しない。
【活動指標④】 ピアサポートの活動への参加人数	20人	30人	40人	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

6 相談支援体制の充実・強化等

障害の種別にかかわらず、相談者からの各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制について、障害者基幹型相談室を中心とし、関係機関と連携しながら充実に努めていきます。また、地域の相談支援事業者の人材育成のため、情報交換や研修を通じ、連携強化と相談支援専門員のスキルアップを図っていきます。

項目	数値			考え方
	令和6年度	7年度	8年度	
【目標】 総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等を担う基幹相談支援センターの設置	有	有	有	国の「基本指針」では、令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置を含む。)することを基本とする。
【活動指標①】 地域の相談支援体制の強化①	40件	40件	40件	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
【活動指標②】 地域の相談支援体制の強化②	20件	20件	20件	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数の見込みを設定する。
【活動指標③】 地域の相談支援体制の強化③	12回	12回	12回	基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。
【活動指標④】 地域の相談支援体制の強化④	1回	1回	1回	基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込みを設定する。
【活動指標⑤】 地域の相談支援体制の強化⑤	1人	1人	1人	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。
【活動指標⑥】 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を行う取組	有	有	有	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討により、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行う体制を確保することを基本とする。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化し、事業者が多数参入する中、利用者が真に必要な障害福祉サービス等を提供していくため、市職員が障害者総合支援法の具体的内容に関する理解を深めること、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、真に必要な障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行うこと等を通じ、質の向上に資する取組を行う体制構築に努めていきます。

項目	数値			考え方
	令和6年度	7年度	8年度	
【活動指標①】 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	5人	5人	5人	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
【活動指標②】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	無	無	有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。
	0回	0回	1回	
【活動指標③】 指導監査結果の関係市町村との共有	無	無	有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。
	0回	0回	1回	

第5節 障害福祉サービスの必要量の見込みと確保のための方策

1 訪問系サービス

【現状】

令和5(2023)年6月の訪問系サービスの利用者は198人、利用時間は2,928時間であり、利用者数は横ばい、利用時間はやや減少傾向にあります。

【見込み量の算定方法】

直近のサービス利用状況を基礎として、過去5年間の利用者数の伸び率や平均利用時間、入所・入院から在宅生活への移行が見込まれる人数などを考慮して算出しました。なお、第6期までは訪問系サービスを一体として見込むこととなっていたましたが、第7期計画からは個別に見込むこととされたため、それぞれの数値を算出してあります。

(訪問系サービス全体の実績)

	令和3年度	4年度	5年度
見込み量			
利用者数 人/月	191	187	180
利用量 時間/月	2,731	2,748	2,754
実績量			
利用者数 人/月	202	195	198
利用量 時間/月	3,150	3,127	2,928
達成率(利用量) (実績量/見込量)	115.3%	113.8%	106.3%

① 居宅介護

自宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

	令和6年度	7年度	8年度
見込み量			
利用者数 人/月	178	180	183
利用量 時間/月	2,599	2,628	2,672

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、その他の障害者で、常に介護を必要とする障害者に、自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

	令和6年度	7年度	8年度
見込み量	4	4	4
利用者数 人/月	152	152	152
利用量 時間/月			

③ 同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障害者に、外出時に同行や移動に必要な情報を提供し、移動の援護その他の外出する際に必要な援助を行います。

	令和6年度	7年度	8年度
見込み量	23	22	21
利用者数 人/月	373	356	340
利用量 時間/月			

④ 行動援護

常に介護を必要とする知的障害者または精神障害者が、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時の移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の行動の際に必要な援助を行います。

	令和6年度	7年度	8年度
見込み量	0	0	0
利用者数 人/月	0	0	0
利用量 時間/月			

⑤ 重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする障害者であって、その介護の必要性がとて高い障害者に、居宅介護や療育支援等のサービスを包括的にを行います。

	令和6年度	7年度	8年度
見込み量	0	0	0
利用者数 人/月	0	0	0
利用量 時間/月			

《訪問系サービス事業の見込み量確保の方策》

相談支援事業所やサービス事業所などとの連携及び参入促進を図りながらニーズに応じたサービス提供体制の確保を目指します。

2 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする障害者に、主として日中に障害者支援施設などで行われる、入浴、排せつ、食事等の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供、家事並びに生活等に関する相談及び援助その他の日常生活上の支援を行います。

【現状】

新型コロナウイルス感染症の影響からか、見込みほどの増加とはならなかったものの、利用者数・利用時間の増加傾向が続いています。

【見込み量の算定方法】

直近の利用者数を基礎として、特別支援学校卒業生のうち利用が見込まれる人の数、利用者のニーズを勘案して算定し、過去5年間の利用実績における1人あたりの利用日数を乗じて算出しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量						
利用者数 人/月	376	381	386	372	378	384
利用量 人日/月	7,632	7,734	7,835	7,700	7,825	7,949
実績量						
利用者数 人/月	361	367	368	—	—	—
利用量 人日/月	7,508	7,662	7,454			
達成率(利用量) (実績量/見込み量)	98.4%	99.1%	95.1%			

② 自立訓練(機能訓練)

身体障害者が自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能・生活能力の向上のため必要な訓練を行います。

【現状】

令和5(2023)年6月の自立訓練(機能訓練)の利用者は0人です。

【見込み量の算定方法】

原則1年6か月間利用できるサービスです。現在の利用者は0人のため、過去の利用者数の実績やニーズ等から新規に見込まれる人の数を勘案し、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までに利用できる状況を見込み算定しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量	2	1	1	1	1	1
利用者数 人/月	20	10	10	17	17	17
利用量 人日/月						
実績量	2	0	0	—	—	—
利用者数 人/月	33	0	0			
利用量 人日/月						
達成率(利用量) (実績量/見込み量)	165%	0%	0%			

③ 自立訓練(生活訓練)

知的障害者または精神障害者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の維持・向上のため必要な訓練を行います。

【現状】

令和5(2023)年6月の利用者数は4人、利用日数は71日です。利用者増加に伴い、利用日数も増加しました。

【見込み量の算定方法】

原則2年間利用できるサービスです。現在の利用者が令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までに利用できる状況を見込み、過去の利用者数の実績やニーズ等から新規に利用が見込まれる人の数を勘案して算定し、過去5年間の利用実績における1人あたりの利用日数の平均を乗じて利用量を算出しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量	1	2	1	3	4	4
利用者数 人/月	20	40	20	48	64	64
利用量 人日/月						
実績量	4	3	4	—	—	—
利用者数 人/月	58	51	71			
利用量 人日/月						
達成率(利用量) (実績量/見込量)	290%	127.5%	355%			

④ 就労選択支援

今後、令和7(2025)年度までに創設される新たなサービスです。就労アセスメント(就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理)の手法を活用し、本人の希望、能力や適性に合った選択を支援します。

【見込み量の算定方法】

就労移行支援・就労継続支援の新規利用見込者数から算出しました。

	令和6年度	7年度	8年度
見込み量 利用者数 人/月	17	19	19

⑤ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動の支援、就職後の定着支援を行います(就労を希望する65歳未満の人に限る。)

【現状】

コロナ禍の影響か、いずれの年も見込みより少ない実績となっています。

【見込み量の算定方法】

原則2年間利用できるサービスです。現在の利用者が令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までに利用できる状況を見込み、特別支援学校卒業生のうち利用が見込まれる人の数や利用者のニーズを勘案して算定し、過去5年間の利用実績における1人あたりの利用日数の平均を乗じて利用量を算出しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量 利用者数 人/月 利用量 人日/月	27 459	28 476	29 493	20 376	23 432	19 357
実績量 利用者数 人/月 利用量 人日/月	20 381	15 294	17 274	—	—	—
達成率(利用量) (実績量/見込み量)	83.0%	61.8%	55.6%			

⑥ 就労継続支援(A型)

一般企業等での就労が困難な障害者に、事業所内で雇用契約に基づいて就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います(利用開始時、65歳未満の人に限る。)

【現状】

事業所の増加に伴い利用者数実績が見込みを超えて増加していますが、1人あたりの利用日数に大きな変化はありません。

【見込み量の算定方法】

現在の利用者数を基礎として、特別支援学校卒業生のうち利用が見込まれる人の数や利用者のニーズ等から利用が見込まれる人の数を勘案して算定し、過去5年間の利用実績における1人あたり利用日数を乗じて算出しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量	49	52	55	78	82	85
利用者数 人/月	882	936	990	1,466	1,542	1,598
利用量 人日/月						
実績量	60	67	70	—	—	—
利用者数 人/月	1,131	1,289	1,282			
利用量 人日/月						
達成率(利用量) (実績量/見込み量)	128.2%	137.7%	129.5%			

⑦ 就労継続支援(B型)

一般企業等での就労が困難な障害者に、事業所内で就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います(雇用契約に基づかない)。

【現状】

事業所の増加に伴い利用者数は年々増加していますが、1人あたりの利用日数に大きな変化はありません。

【見込み量の算定方法】

現在の利用者数を基礎として、特別支援学校卒業生のうち、利用が見込まれる人の数や利用者のニーズを勘案して算定し、過去5年間の利用実績における1人あたりの利用日数を乗じて算出しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量	215	227	232	245	251	257
利用者数 人/月	4,042	4,268	4,362	4,729	4,844	4,960
利用量 人日/月						
実績量	226	236	236	—	—	—
利用者数 人/月	4,454	4,528	4,424			
利用量 人日/月						
達成率(利用量) (実績量/見込み量)	110.2%	106.1%	101.4%			

⑧ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者に、就労に伴う生活面の課題に対して、就労の継続を図るために企業・事業所・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

【現状】

実績量として大幅な変化は見られませんが、緩やかに増加しています。

【見込み量の算定方法】

原則3年間利用できるサービスです。現在の利用者数を基礎として、現在就労移行支援等を利用している人の数や利用者のニーズを勘案して算定しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量 人/月	4	4	5	7	8	9
実績量 人/月	5	7	7	—	—	—
達成率 (実績量/見込み量)	125.0%	175.0%	140.0%			

⑨ 療養介護

医療と常時介護を必要とする障害者に、主として日中に病院などで機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います(障害児は対象外)。

【現状】

実績について大きな変化は生じていません。

【見込み量の算定方法】

現在、重症心身障害者等で新規の利用ニーズはないため、現在の利用者数を基礎として算定しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量 人/月	31	31	31	33	34	33
実績量 人/月	33	32	33	—	—	—
達成率 (実績量/見込み量)	106.5%	103.2%	106.5%			

⑩ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設において入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行います。障害者支援施設等が実施する福祉型と医療機関が実施する医療型があります。

【現状】

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から受け入れが制限され、見込みよりも利用者がかなり少なくなっています。

【見込み量の算定方法】

直近の利用者数を基礎として、コロナ禍で大きく利用者が減った状況を踏まえた上で、今後サービスの利用再開が見込まれる人の数を含めて算定し、直近の利用実績における一人あたりの利用日数を乗じて算出しました。

	福祉型					
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量						
利用者数 人/月	49	55	61	20	24	28
利用量 人日/月	294	330	366	230	276	322
実績量						
利用者数 人/月	9	9	12	—	—	—
利用量 人日/月	103	104	81			
達成率(利用量) (実績量/見込み量)	35.0%	31.5%	22.1%			

	医療型					
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量						
利用者数 人/月	5	4	3	2	2	2
利用量 人日/月	15	12	9	6	6	6
実績量						
利用者数 人/月	1	1	2	—	—	—
利用量 人日/月	2	3	4			
達成率(利用量) (実績量/見込み量)	13.3%	25.0%	44.4%			

《日中活動系サービス事業の見込量確保の方策》

短期入所や日中活動の場については、地域での生活を維持するために必要不可欠なサービスで、今後も利用量の増加が見込まれます。サービス事業者に対して必要な情報を提供していくとともに、新たなサービス事業者の参入が図れるように努めます。

就労移行支援事業や就労継続支援事業については、関係機関や団体と連携して、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設からの雇用の場の拡大も図ります。

また、特別支援学校等とも連携し、卒業者の一般就労も促進していきます。

3 居住系サービス

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等が、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

【現状】

利用実績がない状況が続いています。

【見込み量の算定方法】

障害者支援施設やグループホーム等を退所し、一人暮らしを希望するニーズを勘案して算定しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量 人/月	1	1	1	1	0	1
実績量 人/月	0	0	0	—	—	—
達成率 (実績量/見込み量)	0%	0%	0%			

② 共同生活援助(グループホーム)

主として夜間に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【現状】

事業所の増加に伴い利用者数は年々増加しています。精神障害者が、退院後に地域で生活するための受け皿としての役割も強くなっています。

【見込み量の算定方法】

施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう現在の利用者数を基礎として、過年度の利用者数の増加やニーズ、退院の予定がある精神障害者を含め新たにサービスの利用が見込まれる人の数を勘案し算定しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量 人/月	117	122	127	170	177	183
実績量 人/月	139	155	161	—	—	—
達成率 (実績量/見込み量)	118.8%	127.0%	126.8%			

③ 施設入所支援

施設に入所する障害者に、主として夜間に、入浴、排せつ及び食事等の介護、相談及び助言その他日常生活上の支援を行います(障害児は対象外)。

【現状】

利用者数は緩やかに減少傾向ですが、死亡等の自然減によるもので、利用を希望する入所待機者は多数いる状況が続いています。

【見込み量の算定方法】

現時点の利用者数を基礎として、待機者状況やニーズを勘案しました。また、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数及びその他減少見込数を控除して算定しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量 人/月	186	185	184	179	175	171
実績量 人/月	182	178	178	—	—	—
達成率 (実績量/見込み量)	97.8%	96.2%	96.7%			

④ 宿泊型自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

【現状】

令和5(2023)年6月の利用者は3人です。

【見込み量の算定方法】

原則2年間を利用限度とするサービスです。現在の利用者の令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の利用状況を見込んだ上で、過去の利用者数の実績やニーズ等から新規に利用が見込まれる人の数を勘案して算定しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量 人/月	1	2	2	1	1	2
実績量 人/月	2	2	3	—	—	—
達成率 (実績量/見込み量)	200.0%	100.0%	150.0%			

《居住系サービス事業の見込量確保の方策》

施設入所者の地域生活移行やグループホームの整備が促進されるよう関係機関へ働きかけます。精神障害者のグループホームについては、医療機関や社会復帰施設などを経営する医療法人や社会福祉法人などの運営主体となる法人組織への働きかけについて研究します。

4 相談支援

① 計画相談支援

障害福祉サービスを利用する全ての障害者、障害児について、サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成及び支給決定後のモニタリング(継続サービス利用支援)を行います。

② 地域移行支援

障害者施設等に入所している人が地域生活に移行するための活動に関する相談や同行しての支援などを行います。

③ 地域定着支援

地域移行した障害者に対して常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急の事態に対し、相談や訪問等の必要な支援を行います。

【現状】

計画相談支援について、令和3(2021)年度は見込みを上回りましたが、相談支援事業所の減少等によりセルフプラン率が上昇しており、令和4(2022)年度・5(2023)年度は見込みほどの利用がない状況です。また、地域移行支援の利用はなく、地域定着支援の利用も少ない状況が続いています。

【見込み量の算定方法】

計画相談支援については、各年度に更新が予定されている人数に新規利用者の支給決定数を見込んだ上で、近年のセルフプラン率も考慮して算定しました。

地域移行支援については、原則6か月以内の利用に限るサービスであり、利用実績がないため福祉施設入所者の地域移行の目標値をもとに算定しました。

地域定着支援については、1年間程度の利用を見込むサービスであり、過去の利用実績をもとに算定しました。

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画相談 支援	見込み量 人/月	206	224	242	202	216	230
	実績 人/月	243	212	184	—	—	—
	達成率 (実績量/見込み量)	118.0%	94.6%	76.0%			
地域移行 支援	見込み量 人/月	0	1	0	1	1	1
	実績 人/月	0	0	0	—	—	—
	達成率 (実績量/見込み量)	0%	0%	0%			
地域定着 支援	見込み量 人/月	1	1	1	0	0	1
	実績 人/月	1	0	0	—	—	—
	達成率 (実績量/見込み量)	100%	0%	0%			

《相談支援事業の見込量確保の方策》

サービス利用計画作成が必要な人の把握に努め、桐生市障害者基幹型相談室を中心に、サービス等利用計画の質の確保、相談支援専門員の技術向上に向けた取組を行うとともに、相談支援専門員が不足している状況を踏まえ、相談支援専門員の確保・定着策について、県の動向を注視しながら検討していきます。

また、地域移行に向けて、地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)利用者の相談支援が充実するよう体制整備に努めます。

5 障害福祉サービス見込量集計表

○訪問系サービス

種類	単位		令和6年度末	7年度末	8年度末
	居宅介護	利用者数	人/月	178	180
利用量		時間/月	2,599	2,628	2,672
重度訪問介護	利用者数	人/月	4	4	4
	利用量	時間/月	152	152	152
同行援護	利用者数	人/月	23	22	21
	利用量	時間/月	373	356	340
行動援護	利用者数	人/月	0	0	0
	利用量	時間/月	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用者数	人/月	0	0	0
	利用量	時間/月	0	0	0

○日中活動系サービス

種類	単位		令和6年度末	7年度末	8年度末
	生活介護	利用者数	人/月	372	378
利用量		人日/月	7,700	7,825	7,949
うち強度行動障害を有する者	利用者数	人/月	45	46	47
うち高次脳機能障害を有する者	利用者数	人/月	1	1	1
うち医療的ケアを必要とする者	利用者数	人/月	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	利用者数	人/月	1	1	1
	利用量	人日/月	17	17	17

種類	単位		令和6年度末	7年度末	8年度末
	自立訓練(生活訓練)	利用者数	人/月	3	4
利用量		人日/月	48	64	64
就労選択支援	利用者数	人/月	17	19	19
就労移行支援	利用者数	人/月	20	23	19
	利用量	人日/月	376	432	357
就労継続支援(A型)	利用者数	人/月	78	82	85
	利用量	人日/月	1,466	1,542	1,598
就労継続支援(B型)	利用者数	人/月	245	251	257
	利用量	人日/月	4,729	4,844	4,960
就労定着支援	利用者数	人/月	7	8	9
療養介護	利用者数	人/月	33	34	33
短期入所(福祉型)	利用者数	人/月	20	24	28
	利用量	人日/月	230	276	322
うち強度行動障害を有する者	利用者数	人/月	7	8	9
うち高次脳機能障害を有する者	利用者数	人/月	0	0	0
うち医療的ケアを必要とする者	利用者数	人/月	3	3	3
短期入所(医療型)	利用者数	人/月	2	2	2
	利用量	人日/月	6	6	6
うち強度行動障害を有する者	利用者数	人/月	0	0	0
うち高次脳機能障害を有する者	利用者数	人/月	0	0	0
うち医療的ケアを必要とする者	利用者数	人/月	2	2	2

○居住系サービス

種類	単位		令和6年度末	7年度末	8年度末
	利用者数	人/月			
自立生活援助	利用者数	人/月	1	0	1
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人/月	170	177	183
うち強度行動障害を有する者	利用者数	人/月	22	23	24
うち高次脳機能障害を有する者	利用者数	人/月	1	1	1
うち医療的ケアを必要とする者	利用者数	人/月	1	1	1
施設入所支援	利用者数	人/月	179	175	171
宿泊型自立訓練	利用者数	人/月	1	1	2

○相談支援

種類	単位		令和6年度末	7年度末	8年度末
	利用者数	人/月			
計画相談支援	利用者数	人/月	202	216	230
地域移行支援	利用者数	人/月	1	1	1
地域定着支援	利用者数	人/月	0	0	1

※「人日」＝「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で、利用者数、利用日数、近年の伸び等を勘案して算定しています。

第6節 地域生活支援事業

1 実施する事業の概要

(1)目的

障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、本市の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

(2)基本的な考え方

- ◎ 桐生市地域生活支援事業について、障害者総合支援法第77条第1項に基づき、「必須事業」を定めます。また、同条第3項に基づき、障害者等がより自立した日常生活または社会生活を営むために、「その他事業」を定めます。
- ◎ 障害者総合支援法における介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具及び児童福祉法における障害児通所サービスと組み合わせて効果的に本事業を実施いたします。

(3)事業実施の考え方

障害者等の地域生活を支援するために、本市の地理的条件や社会資源の状況を勘案し、個別給付では対応できない障害者等への支援等、柔軟に応じることができる事業形態を取り入れ、効果的・効率的に実施します。

2 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保のための方策

必須事業

(1)理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。

《今後の方策》

障害特性を分かりやすく解説する教室や障害者差別解消法に基づく合理的配慮の理解を深めるための教室を開催するなど、啓発のための活動を行います。

(2)自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

《今後の方策》

桐生市心身障害者関係団体連絡協議会等の活動支援を行います。

(3)相談支援事業

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう障害者(児)及び保護者や介護者の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障害者等に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行います。

【実績と見込み】

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
障害者相談支援事業 (箇所数)	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	-	-	-
基幹相談支援センター (設置の有無)	見込み	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	-	-	-
基幹相談支援センター 等機能強化事業 (実施の有無)	見込み	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	-	-	-
住宅入居等支援事業 (実施の有無)	見込み	無	無	有	無	無	有
	実績	無	無	無	-	-	-

《今後の方策》

桐生市障害者基幹型相談室には社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する障害者相談支援専門員を配置し、一般相談支援事業に加え、相談支援の中核的な役割を担う機関として、事業所との連携強化や相談支援従事者の資質向上のための研修等を行い、相談支援体制の充実に引き続き努めていきます。

(4)成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障害者を支援することにより、障害者の権利擁護を図ります。また、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制整備と、法人後見の活動を支援します。

【実績と見込み】

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
成年後見制度 利用支援事業 (実利用者数)	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	1	1	－	－	－
成年後見制度 法人後見 支援事業 (実施の有無)	見込み	無	無	有	無	無	有
	実績	無	無	無	－	－	－

《今後の方策》

成年後見制度については、成年後見制度利用促進法が施行され、市の地域福祉計画においても権利擁護の推進が求められています。高齢者に対する成年後見制度の利用支援事業と連携しながら整備を進めていきます。

(5)意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能の障害のため、意思の伝達に支援が必要な障害者等に対して手話通訳等を派遣する事業などを行います。また、手話通訳等を通じ、その他の者と意思疎通の円滑化を図り、聴覚障害者等の社会参加を促進します。

【実績と見込み】

実利用者は現時点での利用者数を基礎として、これまでの実績及びニーズを勘案して見込みました。

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
手話通訳・ 要約筆記者 派遣事業 (実利用者数)	見込み	40	40	40	40	40	40
	実績	31	27	40	－	－	－
手話通訳者 設置事業 (実設置者数)	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	－	－	－

《今後の方策》

サービス利用希望者のニーズ把握に努めるとともに適切な派遣ができるように努めます。また、市役所内で聴覚障害者等の意思疎通が円滑にできるよう、タブレット等を利用した遠隔手話通訳サービスも促進していきます。

(6)日常生活用具給付等事業

重度の障害者等に対し、自立した日常生活を支援するための用具の給付を行い、福祉の増進を図ります。

【実績と見込み】給付件数/年

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護・訓練支援用具	見込み	5	5	5	5	5	5
	実績	1	12	5	—	—	—
自立生活支援用具	見込み	6	6	6	6	6	6
	実績	4	5	6	—	—	—
在宅療養等支援用具	見込み	7	7	7	7	7	7
	実績	5	11	7	—	—	—
情報・意思疎通支援用具	見込み	10	10	10	10	10	10
	実績	10	4	10	—	—	—
排泄管理支援用具	見込み	2,877	2,907	2,937	3,350	3,450	3,550
	実績	2,967	3,188	3,250	—	—	—
居宅生活動作補助用具	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	2	1	—	—	—

《今後の方策》

事業の周知を図り、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。また、障害者のニーズ等を把握し、給付種目や価格基準額について今後研究していきます。

(7)手話奉仕員養成研修事業

手話で日常生活の意思疎通を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術習得者を養成し、意思疎通の支援を図ります。

【実績と見込み】

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
手話奉仕員養成登録者数*	見込み	25	25	25	15	15	20
	実績	0	0	15	—	—	—

*手話講習会(入門・基礎)受講修了者数

*令和3・4年度の講習会については新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止しました。

《今後の方策》

国の養成カリキュラムに従い研修を実施し、引き続き人材育成を行います。受講者増加、登録者数増加に向けて講習会の周知を様々な方法で行います。

(8)移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際、移動の支援をします。

【実績と見込み】

コロナ禍による外出控えもあり見込みを大きく下回っています。今後の利用再開を見込み、過去の実績から1人あたりの年間延べ利用時間を勘案して必要量を見込みました。

			令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
移動支援事業	実利用者数/年	見込み	220	222	224	170	190	210
		実績	134	119	150	—	—	—
	延利用時間数/年	見込み	18,517	18,959	19,251	15,300	17,100	18,900
		実績	10,966	9,170	12,000	—	—	—
重度身体障害者移動支援事業	実利用者数/年	見込み	42	43	44	30	32	34
		実績	29	27	27	—	—	—
	延利用時間数/年	見込み	1,361	1,393	1,425	900	960	1,020
		実績	774	527	738	—	—	—

《今後の方策》

事業の周知を図り、障害者が外出しやすい環境の整備に努めます。

(9)地域活動支援センター

創作的な活動や生産活動の機会の提供を行います。また、社会との交流促進など、地域生活支援の促進を図ります。

【実績と見込み】

利用者ニーズや実績から、第6期と同程度の利用を見込みました。

		令和3年度		4年度		5年度	
		箇所数	実利用者数	箇所数	実利用者数	箇所数	実利用者数
自 市	見込み	4	47	4	48	4	49
	実績	4	49	4	50	4	45
他市(高崎市、伊勢崎市、太田市、みどり市、足利市)	見込み	6	16	6	16	6	16
	実績	7	13	6	13	6	12
		6年度		7年度		8年度	
		実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
自 市		4	46	4	46	4	47
他 市		6	12	6	12	6	12

《今後の方策》

安定的な運営と活動の場の確保により更なるサービス充実のための支援を行います。

その他の事業

(1)生活訓練等事業

障害者の地域における生活を支援し、自立と社会参加の促進を図るため障害者に対して日常生活上必要な訓練・指導等を行い、生活の質的向上を図り社会復帰を促進します。

【実績と見込み】

スポーツ体験学習と障害者のための教養講座は、年に3回を継続します。コロナ禍で障害者情報機器操作体験学習は長期間休止となり、現在も講師の確保が困難な状態が続いております。また、障害者ふれあいサロン、障害者本人活動支援についても利用実績が少なくなっている状況にありますが、参加者を確保し、継続して実施していきます。

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
スポーツ体験学習 実施回数/年 (延べ利用者数/年)	見込み	3 (60)	3 (60)	3 (60)	3 (40)	3 (40)	3 (40)
	実績	1 (10)	3 (34)	3 (60)	—	—	—
障害者のための 教養講座 実施回数/年 (延べ利用者数/年)	見込み	3 (90)	3 (90)	3 (90)	3 (70)	3 (70)	3 (70)
	実績	1 (14)	3 (43)	3 (70)	—	—	—
障害者情報機器 操作体験学習 実施日数/年 (延べ利用者数/年)	見込み	50 (100)	50 (100)	50 (100)	25 (50)	25 (50)	25 (50)
	実績	0 (0)	0 (0)	20 (40)	—	—	—

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
障害者ふれあい サロン 実施日数/年 (延べ利用者数/ 年)	見込み	49 (113)	49 (118)	49 (123)	50 (120)	50 (120)	50 (120)
	実績	26 (46)	50 (98)	49 (123)	—	—	—
障害者本人活動 支援 実施日数/年 (延べ利用者数/ 年)	見込み	12 (360)	12 (360)	12 (360)	12 (200)	12 (200)	12 (200)
	実績	7 (104)	12 (166)	12 (240)	—	—	—
機能訓練事業 実施日数/年 (延べ利用者数/ 年)	見込み	235 (2,585)	235 (2,585)	235 (2,585)	230 (2,000)	230 (2,000)	230 (2,000)
	実績	124 (959)	228 (1,857)	235 (2,585)	—	—	—

《今後の方策》

障害者等へ事業の周知を行うとともに、障害者の自立に向けた支援のニーズ把握に努めます。

(2)日中一時支援事業

日中、障害者等の家族の就労支援及び一時的休息等の確保のため、障害福祉サービス事業所等において、一時的見守りの支援を行います。

福祉施設実施分	障害者等を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適應するための日常的な訓練等を行います。
登録介護者事業	在宅の心身障害児(者)を介護している保護者が、一時的に家庭での介護が困難となった場合、市へ登録した一定の資格を有する人により、介護の支援を行います。
サービスステーション 事業	在宅の心身障害児(者)を介護している保護者が、一時的に家庭での介護が困難となった場合、県が指定した団体(サービスステーション)において介護の支援を行います。

【実績と見込み】

ここ数年はコロナ禍による受け入れ制限の影響が強く、今後徐々に利用再開が進むものと見込み、以前の実績も参考に算定しました。

			令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
福祉施設 実施分	実利用者数/年	見込み	47	53	56	30	35	40
		実績	13	17	25	—	—	—
	延利用回数/年	見込み	1,354	1,654	1,747	750	875	1,000
		実績	312	529	794	—	—	—

			令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
登録 介護者	実利用者 数/年	見込み	5	6	7	5	5	6
		実績	3	2	3	—	—	—
	延利用 回数/年	見込み	8	9	11	12	12	14
		実績	11	12	10	—	—	—
サービス ステーシ ョン	実利用者 数/年	見込み	1	0	0	1	1	1
		実績	1	0	1	—	—	—
	延利用 回数/年	見込み	1	0	0	1	1	1
		実績	1	0	1	—	—	—

《今後の方策》

相談支援事業所と連携し、障害者やその家族に事業の周知を図ります。

(3)訪問入浴サービス

自宅で入浴が困難な重度障害者等に対して、訪問入浴介護事業者が身体障害者の自宅を訪問し、移動入浴車で入浴サービスを行います。

【実績と見込み】

令和5(2023)年9月現在の利用は0人です。過去の利用者実績を勘案し、年間40回の利用を見込み算出しました。

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実利用者数/年	見込み	2	2	3	1	1	1
	実績	0	0	0	—	—	—
延利用回数/年	見込み	80	80	120	40	40	40
	実績	0	0	0	—	—	—

《今後の方策》

事業の周知を図り、自宅で入浴が困難な重度障害者の支援に努めます。

(4)社会参加支援

障害者の能力や適性に応じた日常生活、社会生活を営むために必要な事業を行います。

要約筆記奉仕員養成	聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、要約筆記に関する講座を開き、聴覚障害者の福祉の向上を図ります。
点訳・朗読奉仕員養成	視覚障害者のために点訳者や朗読者の養成を行い、県や市等の定期刊行物の点訳や朗読などを行い、視覚障害者の福祉の向上を図ります。

※その他、桐生市立点字図書館との連携の下、点字・声の広報等の発行を行い、視覚障害者の社会参加の促進を図ります。

【実績と見込み】

令和3(2021)年度の各講習会及び令和4(2022)年度の要約筆記講習会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。コロナ禍前の実績も参考に、各講習会の定員を勘案した上で見込み数としてあります。

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
要約筆記奉仕員養成 修了者数	見込み	10	10	10	10	10	10
	実績	中止	中止	10	—	—	—
朗読奉仕員養成 修了者数	見込み	10	10	10	10	10	10
	実績	中止	4	10	—	—	—
点訳奉仕員養成 修了者数	見込み	8	8	8	8	8	8
	実績	中止	6	6	—	—	—

《今後の方策》

障害者の社会参加を促進するためにも支援者の人材育成は重要です。各講習会(講座)を継続実施し、支援者の確保に努めます。また、講座終了後のボランティア活動を支援します。

(5)施設入所者就職支度金給付事業

障害者が障害者支援施設等へ入所し、訓練終了後就職等により自立する人に、就職支度金を支給する事業です。

【実績と見込み】

近年、該当者がいない状況です。地域生活移行者のうち就職等により自立する人を見込みました。

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
施設入所者就職 支度金給付事業 給付件数/年	見込み	0	0	1	0	0	1
	実績	0	0	0	－	－	－

《今後の方策》

障害者施設、相談支援事業所等関係機関と連携を図って事業の周知に努め、地域生活移行者の支援策として事業を継続します。

(6)知的障害者職親委託制度

知的障害者の自立更生のため、事業経営者等(職親)に生活指導及び技能習得訓練等を委託します。

【実績と見込み】

令和5(2023)年9月現在の本市の職親登録は1件、委託の利用はされていない状況にあります。制度の維持を図ります。

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
知的障害者職親 委託制度 利用者数/年	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－

3 地域生活支援事業見込量集計表

事業名		令和6年度	7年度	8年度
(1)理解促進研修啓発事業	実施の有無	有	有	有
(2)自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
(3)相談支援事業				
① 障害者相談支援事業	箇所数	1か所	1か所	1か所
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有
(4)成年後見制度利用支援事業	実利用見込み/年	1	1	1
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有
(6)意思疎通支援事業				
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み件数/年	40	40	40
② 手話通訳者設置事業	実設置見込み者数/年	1	1	1
(7)日常生活用具給付等事業				
① 介護・訓練支援用具	給付等見込み件数/年	5	5	5
② 自立生活支援用具	給付等見込み件数/年	6	6	6
③ 在宅療養等支援用具	給付等見込み件数/年	7	7	7
④ 情報・意思疎通支援用具	給付等見込み件数/年	10	10	10
⑤ 排泄管理支援用具	給付等見込み件数/年	3,350	3,450	3,550
⑥ 居宅生活動作補助用具	給付等見込み件数/年	1	1	1
(8)手話奉仕員養成研修事業	修了見込み者数	15	15	20
(9)移動支援事業	実利用見込み者数/年	170	190	210
	利用見込み時間数/年	15,300	17,100	18,900
重度身体障害者移動支援事業	実利用回数見込/年	30	32	34
	利用見込み時間数/年	900	960	1,020
(10)地域活動支援センター 自市(他市)	実施見込み箇所数/年	4(6)	4(6)	4(6)
	実利用見込み人数/年	46(12)	46(12)	47(12)

事業名		令和6年度	7年度	8年度			
(11)その他の事業							
①生活訓練等事業		実施回数/ 年	延べ利用 者数/年	実施回数/ 年	延べ利用 者数/年	実施回数/ 年	延べ利用 者数/年
	スポーツ体験学習	3	40	3	40	3	40
	障害者のための教養講座	3	70	3	70	3	70
	障害者情報機器操作体験学習	25	50	25	50	25	50
	障害者ふれあいサロン	50	120	50	120	50	120
	障害者本人活動支援	12	200	12	200	12	200
	機能訓練事業	230	2,000	230	2,000	230	2,000
②日中一時支援事業		利用者数/ 年	延利用回 数/年	利用者数/ 年	延利用回 数/年	利用者数/ 年	延利用回 数/年
	福祉施設実施分	30	750	35	875	40	1,000
	登録介護者事業	5	12	5	12	6	14
	サービスステーション事業	1	1	1	1	1	1
③訪問入浴サービス	実利用見込み者数/年	1		1		1	
	延利用見込み回数/年	40		40		40	
④社会参加支援							
	奉仕員養成研修						
	要約筆記奉仕員養成	修了者数	10	10	10		
	朗読奉仕員養成	修了者数	10	10	10		
	点訳奉仕員養成	修了者数	8	8	8		
⑤ 施設入所者就職支度金給付事業	実施見込み件数/年	0	0	0	1		
⑥ 知的障害者職親委託制度	実施見込み件数/年	0	0	0	0		

第7節 障害児支援の必要量の見込みと確保のための方策

1 障害児通所・入所支援

① 児童発達支援

未就学児へ日常生活における基本的な動作の指導、知識技能、集団生活への適応訓練を行います。

【現状】

令和5(2023)年6月サービス提供において利用児童数は30人、一人あたり平均利用日数は、10.9日となっています。近年は特に著しい増加傾向にあります。

【見込み量の算定方法】

現在のサービス利用状況から、小学校へ入学する児童、新規の利用ニーズを勘案して利用児童数を算定し、過去の実績から一人あたり利用日数を算出してサービス量を算出しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量						
利用児童数 人/月	15	16	16	34	38	40
利用量 人日/月	150	160	176	466	521	548
実績量						
利用児童数 人/月	23	32	30	—	—	—
利用量 人日/月	241	357	327			
達成率(利用量) (実績量/見込み量)	160.7%	223.1%	185.8%			

② 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを推進します。

【現状】

令和5(2023)年8月現在、市内には15か所の放課後等デイサービスの事業所があります。利用児童数、一人あたり平均利用日数ともに増加となっています。

【見込み量の算定方法】

現在のサービスの利用児童で特別支援学校高等部の卒業予定者や新規利用のニーズを勘案して算定し、一人あたり利用日数が増加していることから年度ごとに伸び率を勘案し、利用児童数を乗じてサービス量を算出しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量	110	113	117	139	141	140
利用児童数 人/月	1,904	2,040	2,108	2,419	2,453	2,436
実績量	122	121	136	—	—	—
利用児童数 人/月	1,967	2,034	2,134			
利用量 人日/月						
達成率(利用量) (実績量/見込み量)	103.3%	99.7%	101.2%			

③ 保育所等訪問支援事業

保育所等を訪問し、障害児に対して障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【現状】

令和5(2023)年2月以降は利用者がいない状態です。

【見込み量の算定方法】

新規利用ニーズ、過去の利用実績を勘案して算定し、過去5年間の平均利用児童数を乗じて算出しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量	3	5	5	1	2	0
利用児童数 人/月	14	16	18	2	3	0
実績量	0	0	0	—	—	—
利用児童数 人/月	0	0	0			
利用量 人日/月						
達成率(利用量) (実績量/見込み量)	0%	0%	0%			

④ 居宅訪問型児童発達支援

外出することが困難な重度障害児に対し、障害児の自宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能、集団生活への適応訓練を行います。

【現状】

平成30(2018)年度のサービス開始から、令和5(2023)年6月まで利用はありません。

【見込み量の算定方法】

具体的な利用見込みがないことから、これまでと同様に利用がないものと見込みました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み量	1	1	1	0	0	0
利用児童数 人/月	10	10	10	0	0	0
実績量	0	0	0	—	—	—
利用児童数 人/月	0	0	0	—	—	—
達成率(利用率) (実績量/見込み量)	0%	0%	0%			

⑤ 福祉型・医療型児童入所支援

18歳未満の障害児を入所保護し、日常生活の指導や訓練、及び治療を行います。

【現状】

利用児童数に大きな変化はありません。

【見込み量の算定方法】

大きな変化は見られないため、過去の実績から算出しました。

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
福祉型 児童入所支援	見込み量	8	8	9	7	7	7
	実績量	6	7	7	—	—	—
	達成率	75.0%	87.5%	77.8%			
医療型 児童入所支援	見込み量	5	5	5	5	5	5
	実績量	5	5	5	—	—	—
	達成率	100%	100%	100%			

《今後の方策》

- ・市の関係部署及び関連機関と連携し、サービス利用が必要な児童を把握し、適切なサービス利用ができるよう努めます。
- ・保護者の事業所選択の手助けとして、サービス提供事業所の事業者情報や空き状況を保護者に提供していきます。

2 相談支援

① 障害児相談支援

障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用する全ての障害児について、障害児支援利用計画の作成及び支給決定後のモニタリング(継続サービス利用支援)を行います。

【見込み量の算定方法】

現在の利用計画作成者を基準とし、新規ニーズと特別支援学校等の卒業生を勘案し算出しました。

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
見込み	30	32	34	58	64	70
実績	35	37	40	—	—	—
達成率	116.7%	115.6%	117.6%			

② コーディネーターの配置

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるため、コーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

【現状】

令和5(2023)年9月現在2人の配置があります。

【見込み】

令和5年9月時点での医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者の人数から見込みました。

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
コーディネーター の人数	見込み	3	3	3	2	2	2
	実績	3	2	2	—	—	—

《今後の方策》

桐生市障害者基幹型相談室を中心に、障害児利用支援計画の質の確保、相談支援専門員の技術向上に向けた取組を行います。また、関係機関との連携により医療的ケア児を把握し、必要な支援を包括的に提供できるようコーディネーターの養成を推進します。

3 障害児支援の見込量集計表

種類	単位		令和6年度末	7年度末	8年度末
	児童発達支援	利用児童数	人/月	34	38
利用量		人日/月	466	521	548
放課後等デイサービス	利用児童数	人/月	139	141	140
	利用量	人日/月	2,419	2,453	2,436
保育所等訪問支援	利用児童数	人/月	1	2	0
	利用量	人日/月	2	3	0
居宅訪問型 児童発達支援	利用児童数	人/月	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0
福祉型児童入所支援	利用児童数	人/月	7	7	7
医療型児童入所支援	利用児童数	人/月	5	5	5
障害児相談支援	利用児童数	人/月	58	64	70
コーディネーターの 配置人数	コーディネーターの 人数	人	2	2	2

第5章 計画の推進

第1節 計画の点検及び評価

計画の推進にあたっては、施策の実施状況や進捗状況を自立支援協議会において点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を行います。

また、PDCAサイクルに基づき、「障害者計画」については国の基本計画や県の障害者計画、「障害福祉計画・障害児福祉計画」については国の基本指針に即して、計画期間における目標として設定した項目に関して達成状況を点検・評価し、その結果に基づき、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2節 国・県との連携

国や県との連携の下、本計画を推進するとともに、国や県レベルの課題については、積極的に提言や要望を行っていきます。

資料編

○計画の作成経過

日程		実施項目	主な内容
令和4年度	2/14	桐生市地域自立支援協議会 第11回定例会	計画作成の流れ及びアンケート調査実施について説明
	3月	桐生市地域自立支援協議会 第1回全体会	計画作成の流れ及びアンケート調査実施について説明
令和5年度	5/31 ~6/23	「障害者計画作成のためのアンケート調査」の実施	
	5月 ~9月	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度福祉サービス利用状況集計 ・アンケート調査結果の分析 ・次期障害福祉計画及び障害児福祉計画におけるサービス必要量見込み 	
	10/10	桐生市地域自立支援協議会 第1回定例会	桐生市障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の素案について
	11月	桐生市地域自立支援協議会 第1回全体会(書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・桐生市障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の素案について ・計画案に対する意見提出手続の実施について
	11/28 ~12/27	桐生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)に対する意見募集の実施	
	3/12	桐生市地域自立支援協議会 第12回定例会	計画案に対する意見募集の結果について
	3/21	桐生市地域自立支援協議会 第2回全体会	計画案に対する意見募集の結果について
	3月	桐生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定	

○桐生市地域自立支援協議会設置要綱

(平成18年9月26日施行)

改正平成24年4月1日 平成25年4月1日

平成25年5月16日平成30年4月1日

平成31年4月1日

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号)第89条の3第1項及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条第1項の規定に基づき、障害者又は障害児が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、地域の実情に応じ、中立かつ公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる桐生市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議検討する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立かつ公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 障害福祉に係る計画の作成に関すること。
- (5) 障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (6) その他障害福祉に関する計画との調整を図ること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる機関又は団体から推薦等された者を市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 福祉サービス事業者
- (3) 相談支援事業者
- (4) 障害者関係団体
- (5) 障害者施設関係
- (6) 教育・就労関係
- (7) 行政機関
- (8) その他市長が特に認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第1号から第7号までに規定する区分により委嘱され、又は任命された委員は、任期の満了前において当該各号に定める職でなくなったときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の中から互選する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の全体会議は、市長が委嘱した委員で構成し、会長が招集する。

2 定例会等は、市長が委嘱した関係機関等の実務担当者で構成し、必要に応じ、事務局が随時開催する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、保健福祉部福祉課に置く。

(専門部会)

第8条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 前条の規定にかかわらず、専門部会の庶務は、関係する事業を所管する部署において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月26日から施行する。

附 則(平成24年4月1日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年5月16日)

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

附 則(平成30年4月1日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

○桐生市地域自立支援協議会委員名簿

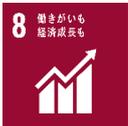
区 分	団体・職名等	氏 名
医療関係者	桐生市医師会副会長	高橋 厚
障害者関係団体	ダウン症児者親の会会長	松島 典子
	桐生市聴覚障害者福祉協会会長	福田 敬司
	桐生中途失聴・難聴者の会会長	荒川 とみ子
	わたらせ虹の会会長	柿沼 文子
教育関係	群馬県立あさひ特別支援学校長	今井 貴子
	群馬県立渡良瀬特別支援学校長	小林 一彦
	群馬県立桐生特別支援学校長	近藤 照久
就労関係	桐生公共職業安定所長	久保田 政夫
行政機関	桐生保健福祉事務所長	石田 祐子
障害者施設関係	社会福祉法人桐生市社会福祉協議会 事務局長	大竹 広信
	社会福祉法人三和会 地域生活支援センター施設長	藤澤 恵実子
	社会福祉法人広済会 常務理事	米原 祐文
	社会福祉法人桐生療育双葉会 桐花園園長	武井 績
相談支援事業者	社会福祉法人群馬県社会福祉事業団 特別養護老人ホーム菱風園園長	大澤 秀之
サービス事業者	社会福祉法人赤城の家 施設長	遠藤 佳太郎
障害児施設	社会福祉法人桐の実会 わたらせ養護園 施設長	太田 徹
	社会福祉法人桐生療育双葉会 両毛整肢療護園園長	桑島 信

○成果目標におけるSDGsの視点

[SDGsとは]

SDGsとは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193か国が2016～2030年の15年間で達成を目指す国際社会全体の17の目標です。

我が国においても、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくことを示す、「SDGs アクションプラン 2020」が策定され、地方自治体においてもSDGsの達成に向けた取組が求められています。

成果目標	SDGs
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公平をすべての人に
	  
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	3 すべての人に健康と福祉を 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公平をすべての人に
	   
3 地域生活支援の充実	3 すべての人に健康と福祉を 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公平をすべての人に
	   
4 福祉施設から一般就労への移行等	8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公平をすべての人に
	  

<p>5 障害児支援の提供体制の整備等</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を 10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに 16 平和と公平をすべての人に</p>		
	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>16 平和と公平をすべての人に</p> 
<p>6 相談支援体制の充実・強化等</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公平をすべての人に</p>		
	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>16 平和と公平をすべての人に</p> 
<p>7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公平をすべての人に</p>		
	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>16 平和と公平をすべての人に</p> 

○桐生市障害者計画のためのアンケート調査集計結果(抜粋)

1. 目的

桐生市が策定する「桐生市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画」の基礎資料とするため実施する。

2. 対象

桐生市内に居住する身体障害、療育手帳、精神福祉の手帳所持者及び精神通院医療受給者のうち無作為に抽出した2,000人。

3. 方法

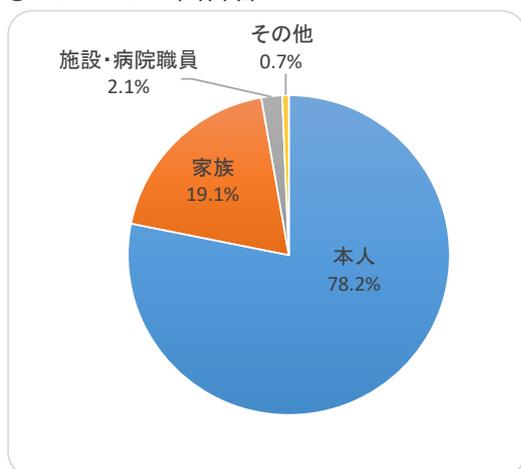
調査票を郵送で配付し、令和5年5月31日(水)～令和5年6月23日(金)の間に郵送により回答を回収。

- ・送付数 2,000件
- ・回答数 966件
- ・回収率 48.3%

4. 集計結果

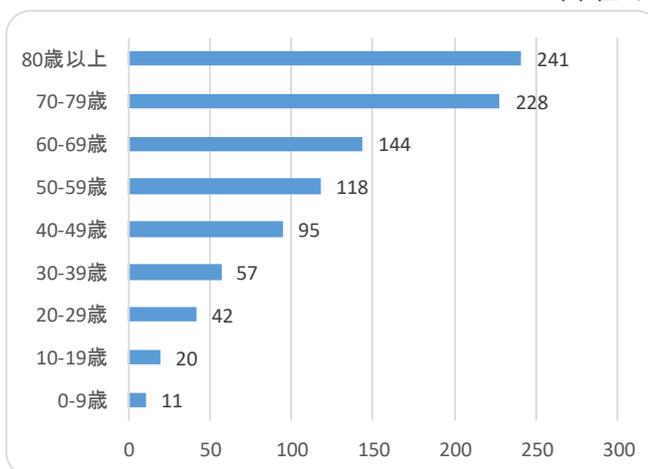
(1)回答者の属性

①アンケートの回答者

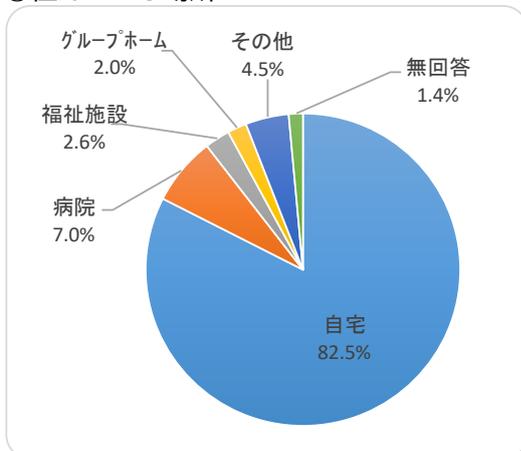


②年齢構成

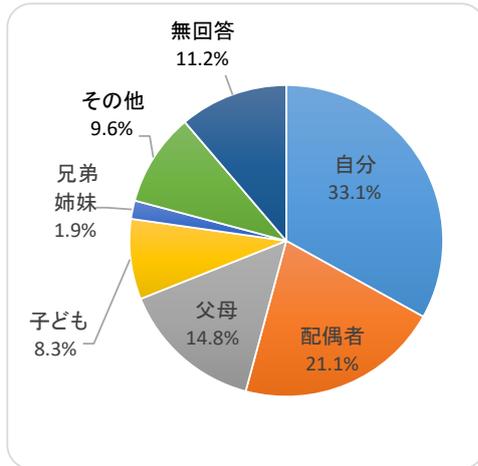
(単位:人)



③住んでいる場所

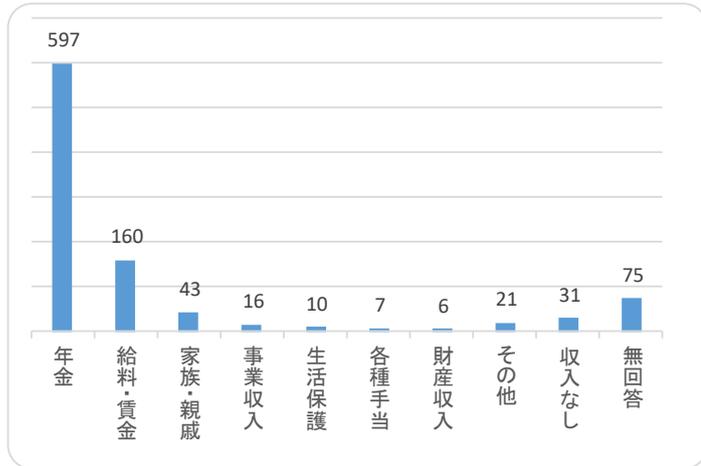


④収入を得ている人



収入の種類

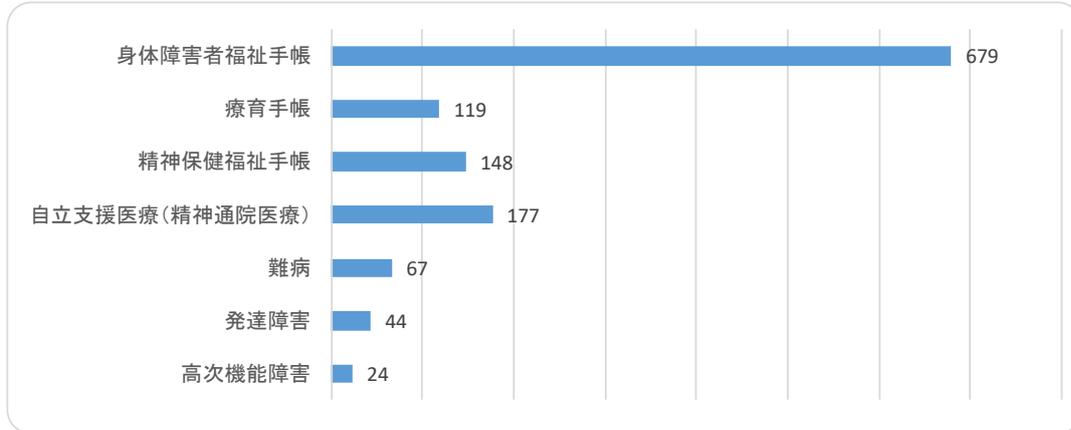
(単位:人)



⑤障害種別

※回答数に対する障害種別(複数回答有)

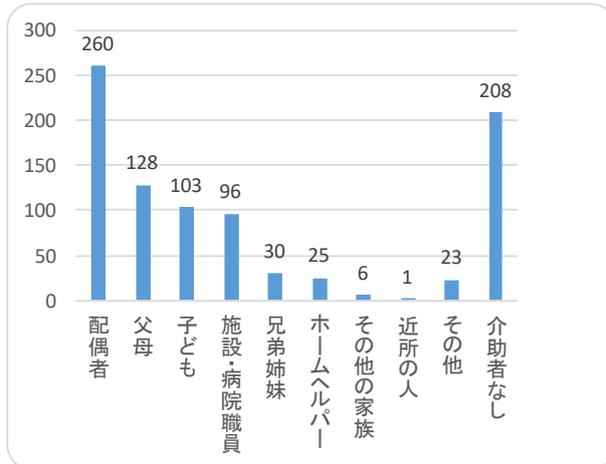
(単位:人)



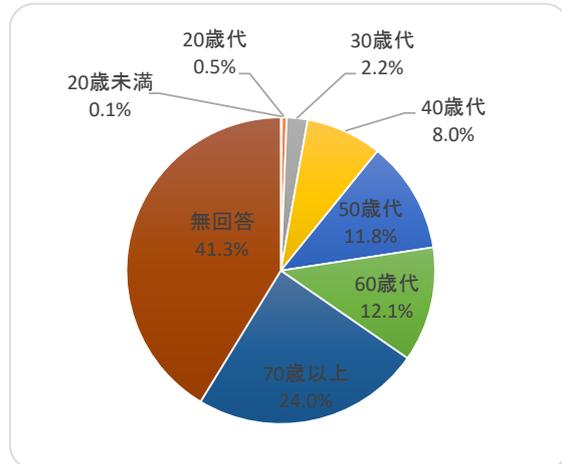
(2)現在の暮らしと将来について

①介助者について

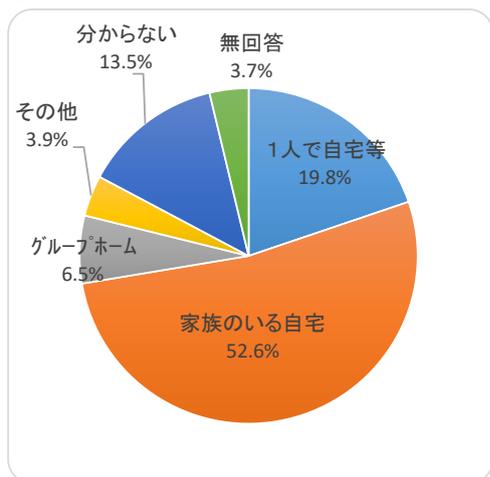
(単位:人)



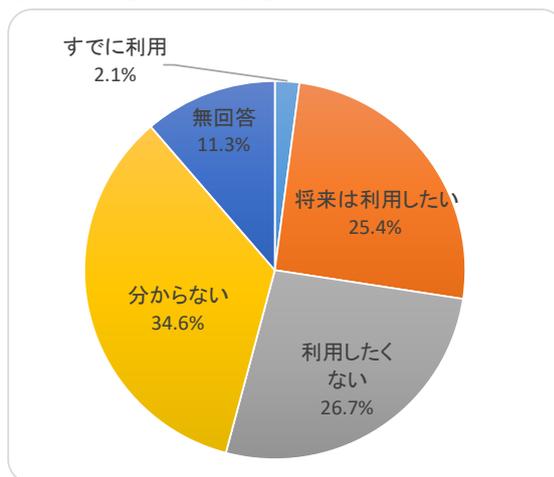
介助者の年齢



②将来どこに住みたいか

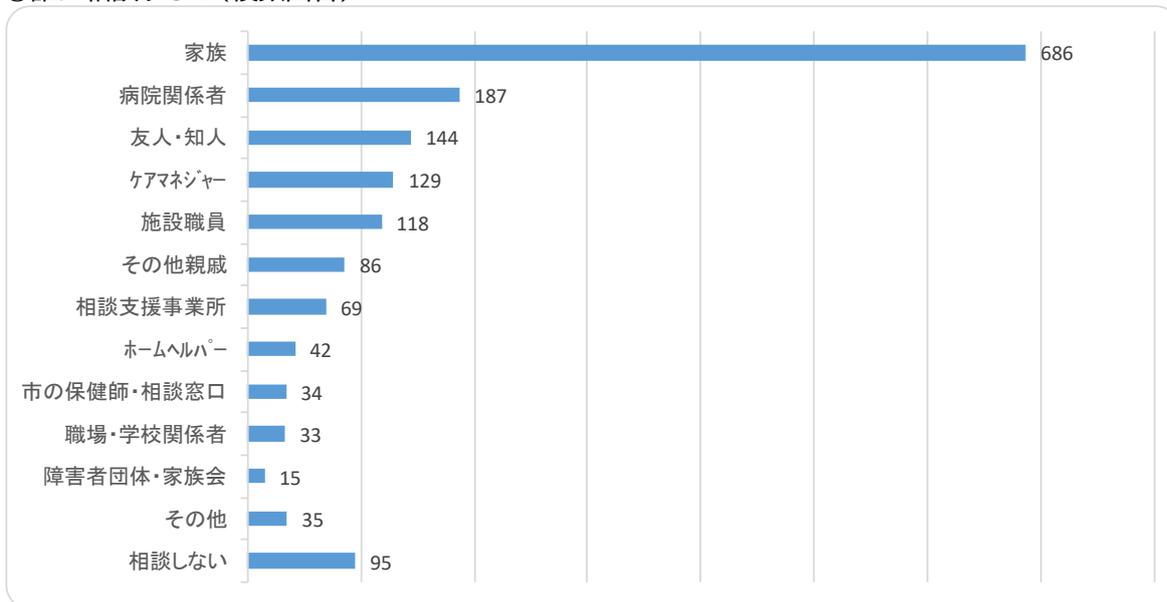


③成年後見制度の利用



④誰に相談するか(複数回答)

(単位:人)

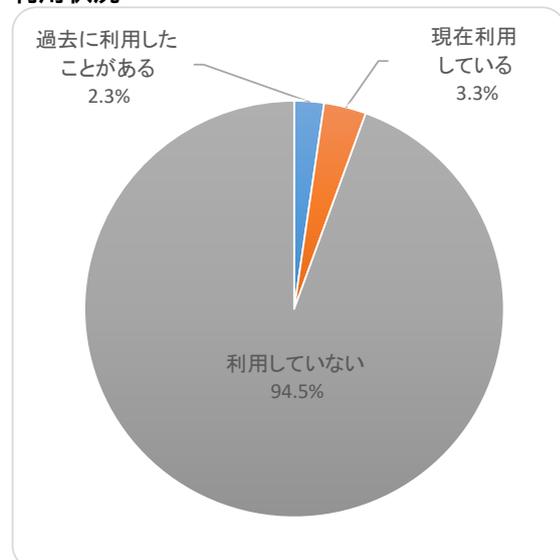


(3)サービスについて

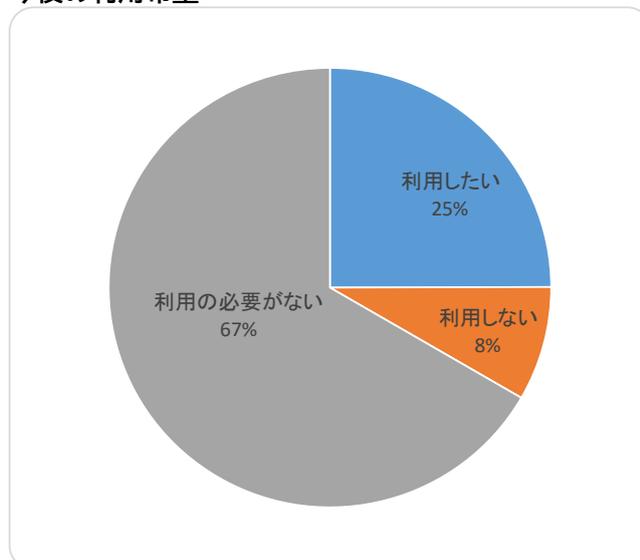
①障害福祉サービス

	利用状況			今後の利用希望		
	過去に利用 したことが ある	現在利用 している	利用してい ない	利用したい	利用しない	利用の必要 がない
居宅介護(ホームヘルプ)	31	72	604	131	29	169
重度訪問介護	1	7	660	49	19	193
同行援護	9	12	651	59	20	190
行動援護	11	7	652	60	18	187
重度障害者等包括支援	2	6	650	40	18	191
移動支援事業	22	27	631	94	18	172
短期入所(ショートステイ)	51	17	620	82	28	183
日中一時支援事業	22	18	638	73	22	178
日中一時支援事業(登録介護者)	3	11	655	55	25	172
日中一時支援事業(サービスステーション)	3	20	650	66	23	173
生活介護	20	43	622	78	24	181
療養介護	8	18	650	59	23	183
自立訓練	19	37	623	80	23	166
地域活動支援センター	24	15	637	66	28	172
就労移行支援	28	11	632	53	23	182
就労継続支援A型・B型	22	41	616	78	17	181
就労定着支援	8	8	649	48	19	180
自立生活援助	6	11	661	42	21	187
施設入所支援	14	36	638	75	23	172
共同生活援助(グループホーム)	6	24	648	57	32	179
合 計	310	441	12,787	1,345	453	3,591

利用状況



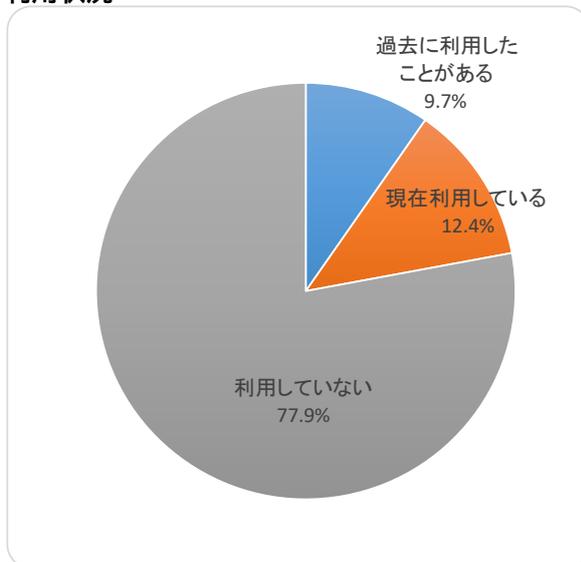
今後の利用希望



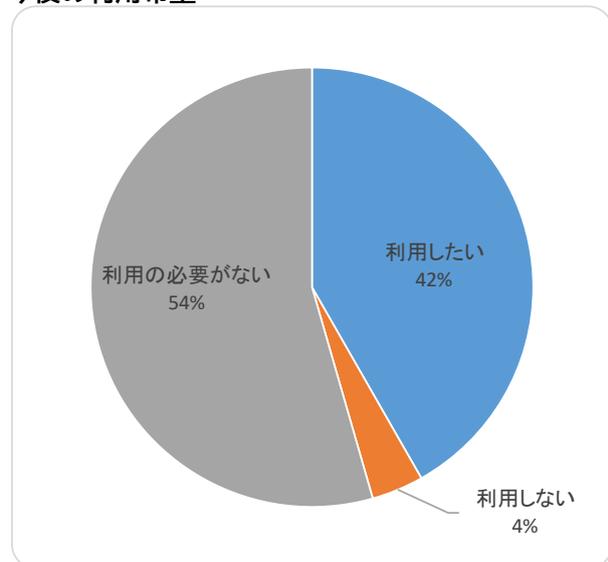
②障害児サービス(20歳未満の回答のみ反映)

	利用状況			今後の利用希望		
	過去に利用したことがある	現在利用している	利用していない	利用したい	利用しない	利用の必要がない
児童発達支援	7	4	18	5	1	11
居宅訪問型児童発達支援	0	0	29	0	0	13
放課後等デイサービス	5	13	11	19	1	3
保育所等訪問支援事業	2	0	27	4	0	9
福祉型・医療型障害児入所支援	0	1	28	5	1	7
合 計	14	18	113	33	3	43

利用状況

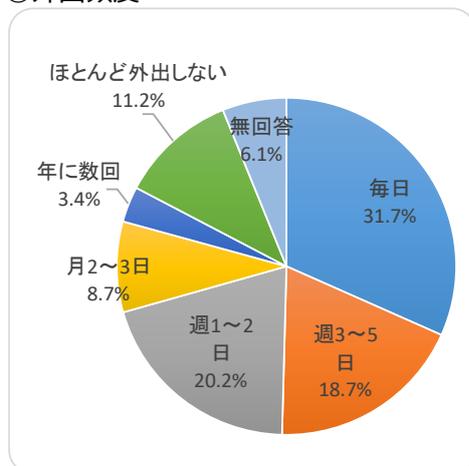


今後の利用希望



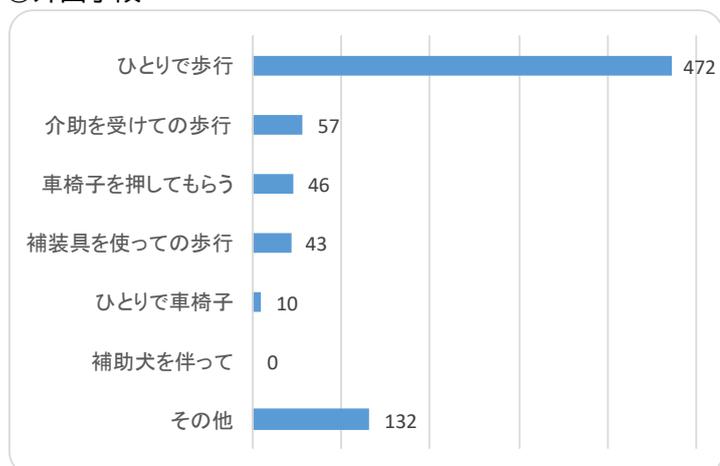
(4)外出について

①外出頻度



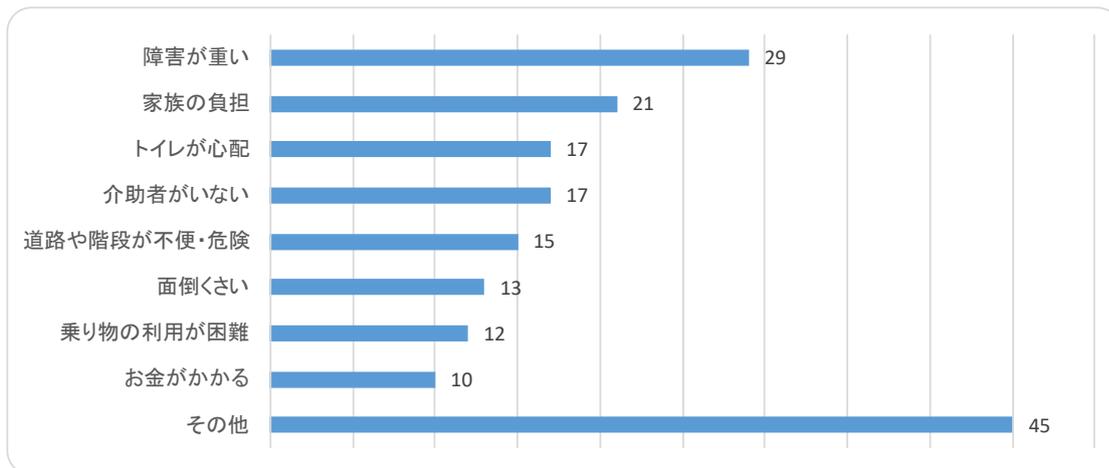
②外出手段

(単位:人)



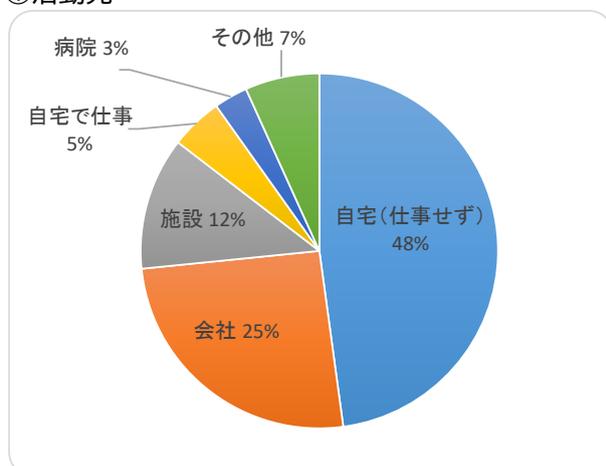
③なぜ外出できないか(複数回答)

(単位:人)



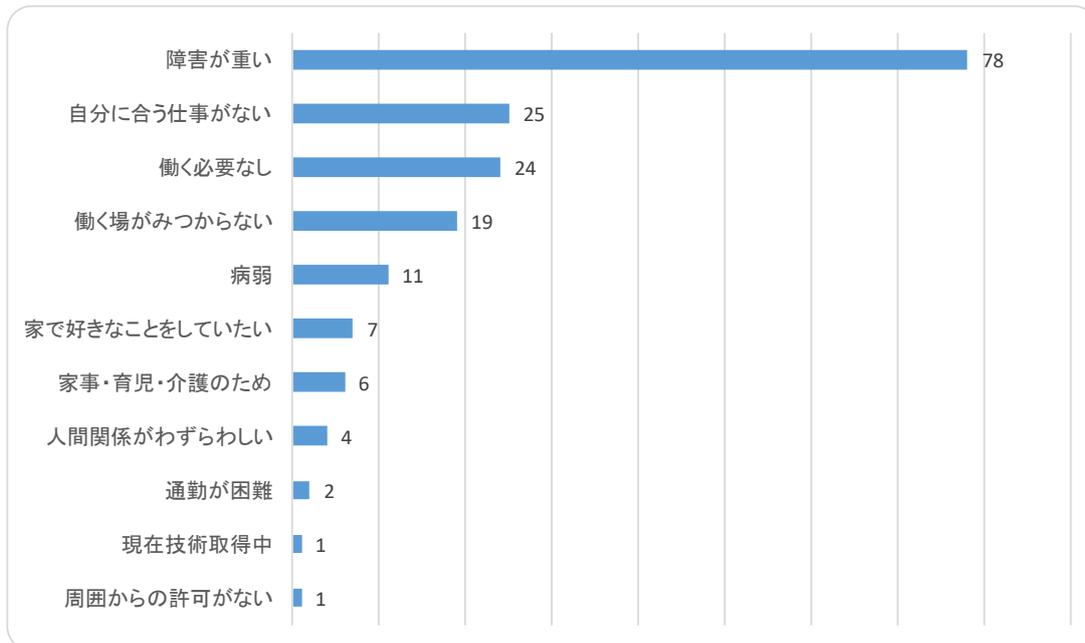
(5)日中活動の場と就労(仕事)について

①活動先



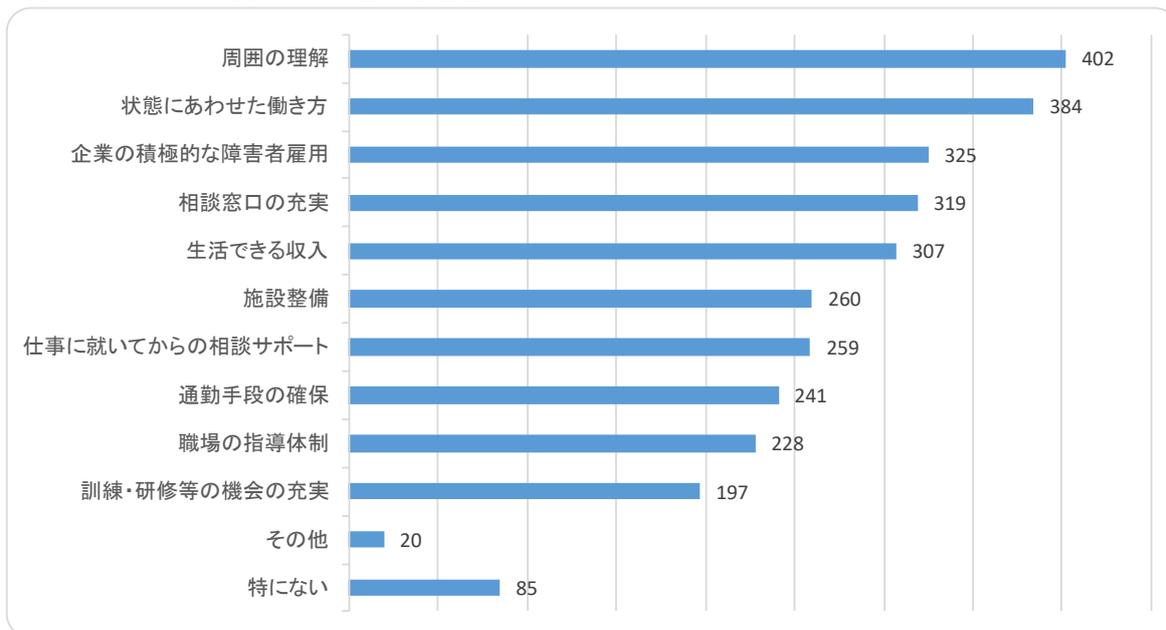
②働いていない理由

(単位:人)



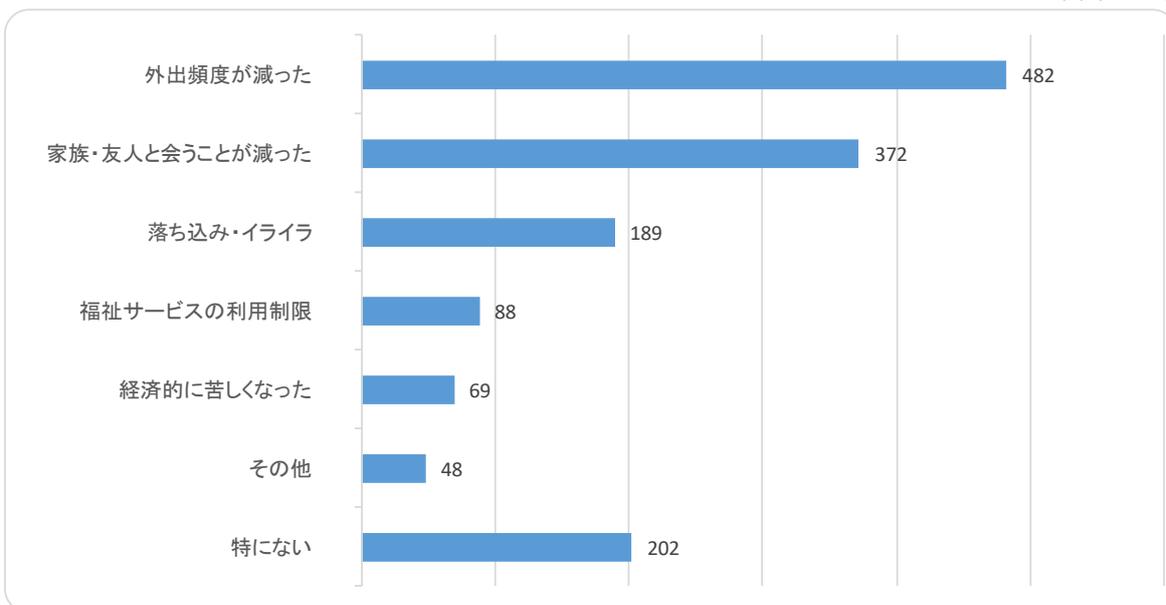
③仕事をするために必要なこと(複数回答)

(単位:人)



(6)新型コロナウイルス感染症の流行に関連して起きたこと・困ったこと(複数回答)

(単位:人)





桐生市マスコットキャラクター「キノピー」

桐生市障害者計画
第7期桐生市障害福祉計画
第3期桐生市障害児福祉計画

発行／桐生市

〒376-8501 桐生市織姫町1番1号

TEL 0277-46-1111(代表) FAX 0277-45-2940

令和6年3月